

平成23年度

## 包括外部監査結果報告書

- (1) 金沢市立病院事業の管理及び財務事務の執行について
- (2) 消防事業に関する事務の執行について

金沢市包括外部監査人

公認会計士 池田裕之

金沢市議会議長	苗代	明彦	様
金沢市長	山野	之義	様
金沢市監査委員	篠田	健	様
金沢市監査委員	中島	秀雄	様
金沢市監査委員	高村	佳伸	様

平成 24 年 3 月 29 日

金沢市包括外部監査人

池 田 裕 之

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に定める、平成 23 年 4 月 1 日付の金沢市との包括外部監査契約に基づき実施した監査の結果について、同法第 252 条の 37 第 5 項の規定により、別紙のとおり報告します。

選定した特定の事件

(1) 金沢市立病院事業の管理及び財務事務の執行について

# 目 次

第1 外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
4. 外部監査の方法.....	1
(1) 監査要点.....	1
(2) 主な監査手続.....	1
5. 外部監査の対象期間.....	1
6. 外部監査の実施期間.....	1
7. 監査人補助者.....	1
8. 利害関係.....	2
第2 金沢市立病院の概要.....	3
1. 沿革.....	3
2. 施設等の概要.....	4
3. 組織及び人員.....	5
4. 経営状況.....	7
(1) 利用状況.....	7
(2) 決算状況.....	7
5. 経営改善基本計画.....	10
6. 金沢市立病院が果たすべき役割.....	12
第3 外部監査の結果.....	14
第1章 総論.....	14
1. 金沢市立病院の現状.....	14
(1) 財務状況.....	14
(2) 運営状況.....	19
(3) 患者の状況.....	21
(4) 他の自治体病院との比較.....	24
2. 今後の対策.....	26
(1) 新地方公営企業会計基準の導入に伴う影響.....	26
(2) 経営体制の変更.....	28

(3) 金沢市立病院の経営改善の進捗と経営体制の検討 .....	30
第2章 各論 .....	32
1. 経営改善基本計画の達成状況について .....	32
(1) 取り組み項目の達成状況 .....	32
(2) 取り組み項目の具体的な評価・検証 .....	32
2. 診療報酬債権について .....	50
(1) 診療報酬債権の消滅時効の取り扱いについて .....	51
(2) 診療報酬債権の評価について .....	51
(3) 貸倒引当金の設定について .....	51
(4) 患者医業未収金の貸借対照表残高について .....	52
3. 特殊勤務手当について .....	52
4. 駐車場について .....	54
(1) 職員駐車場不足について .....	55
(2) 定期券による第2駐車場の利用について .....	57
(3) 職員駐車場リモコン管理について .....	58
(4) 職員駐車場管理費の入金遅延について .....	58
5. 棚卸資産（貯蔵品）について .....	59
6. 固定資産管理について .....	61
(1) 固定資産台帳について .....	63
(2) 減価償却計算について .....	64
(3) 除却手続について .....	67
(4) 固定資産及び資本剰余金の帳簿残高管理について .....	69
(5) 固定資産の現物管理について .....	70
7. 退職給与引当金について .....	71
8. 修繕引当金について .....	74

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

金沢市立病院事業の管理及び財務事務の執行について

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

少子・高齢化の進行や医療制度改革により、自治体病院の経営環境は厳しさを増している。

金沢市立病院においても、平成19年11月の金沢市立病院経営改善会議からの答申を受けて、経営改善基本計画（計画期間：5年間）を策定し、経営改善に取り組んでいるが、その最終年度に当たる当年度において、財務内容と、計画の達成状況を監査することは有意義であると考え選定した。

### 4. 外部監査の方法

#### （1）監査要点

- ①財務事務は条例等に基づき適正に執行が行われているか。
- ②経理処理は適切、正確に行われているか。
- ③医業収益等の調定、徴収の管理は適切に行われているか。
- ④資産、負債等の管理は適切に行われているか。
- ⑤病院事業の収支の状況及び将来の見通しは妥当か。

#### （2）主な監査手続

業務担当課等へのヒアリング、書類・帳簿等の閲覧、現地視察等を実施した。

### 5. 外部監査の対象期間

原則として平成22年度を対象としたが、必要に応じて過年度及び平成23年度の一部についても監査対象とした。

### 6. 外部監査の実施期間

平成23年6月8日から平成24年3月21日まで

### 7. 監査人補助者

長 澤 英 樹(公認会計士)

柴 義 公(公認会計士)

小野田晴美(公認会計士)

## 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 金沢市立病院の概要

### 1. 沿革

金沢市立病院は、明治33年3月の「金沢市伝染病隔離所の設置」に始まり、開設以来110年が経過している。現在地へは昭和34年に移転し、現在の建物については、本館は昭和63年、別館（隔離病舎）は平成元年、東館（健康管理センター等）は平成11年に竣工し、供用を開始している。

以下にその沿革を示す。

- 明治33年 3月 金沢市伝染病隔離所を桃畠町に設置(現在の野町3丁目)
- 明治35年 2月 金沢市立桜木病院と改め、茶畠1の小路(現在の寺町4丁目)に移転
- 昭和 3年 4月 金沢市立金沢病院を野田寺町1丁目(現在の寺町1丁目)に新設  
生活困窮者を対象とした内科と外科の病院(病床69床)として発足  
その後、眼科、小児科、皮膚泌尿器科を設置
- 昭和23年10月 金沢市産院を下本多町に新設(病床50床)
- 昭和25年 4月 金沢市立金沢病院を金沢市民病院と改称し、金沢市立桜木病院を金沢市民病院  
附属伝染病院に改める
- 昭和30年 7月 金沢市産院を金沢市民病院附属産院に改める
- 昭和34年 8月 金沢市民病院を総合病院金沢市立病院と改称し、平和町3丁目の現在地に移  
転、8診療科200床(一般病床80床、結核病床70床、伝染病床50床)
- 昭和38年 3月 一般病床124床、結核病床106床、伝染病床50床の合計280床に増床
- 昭和40年 6月 伝染病床を80床に増床(12診療科310床の運営)
- 昭和53年 1月 金沢市健康体系懇談会が、「金沢市立病院発展構想」を提言
- 昭和56年 5月 金沢市保健審議会から市長へ「金沢市立病院発展計画」を提言
- 昭和58年10月 金沢市立病院改築マスタープラン策定に着手
- 昭和61年 6月 金沢市立病院工事实施設計完了  
(一般病床280床、結核病床40床、伝染病床40床の計360床)
- 昭和63年 5月 本館部分の建設工事(玄関を除く)竣工  
6月 本館部分の使用開始(14診療科)  
(一般病床163床、結核病床40床、伝染病床11床の計214床)
- 平成元年 3月 隔離病舎竣工及び使用開始(伝染病床40床)  
6月 玄関及び周辺整備工事など全館完成
- 平成 5年 2月 本館地階増築工事(MRI室等)竣工
- 平成 8年 8月 土曜隔週閉院(第1・3土曜閉院)試行
- 平成10年 4月 結核病床を25床に減床
- 平成11年 4月 伝染病予防法廃止に伴い伝染病床40床を廃止し、2類感染症病床6床を設置  
8月 東館竣工及び使用開始  
(健康管理センター、透析センター、内視鏡センターほか)
- 平成12年 7月 オーダリングシステム(病院業務情報システム)一次稼働

- 平成13年 3月 オーダリングシステム二次稼働
- 6月 睡眠呼吸障害センター新設(別館 5 階)
- 12月 HCU(重症患者室)運用開始(3 階東 6 床、5 階東 6 床)
- 平成14年 1月 結核診察室運用開始(別館 1 階)
- 4月 神経科精神科を設置(18 診療科)、地域連携室新設
- 6月 完全土曜閉院試行開始
- 10月 完全土曜閉院本格実施(条例化)
- 平成15年 8月 外来点滴室新設
- 平成17年 4月 産科休診、臨床工学室新設、地下売店リニューアル
- 11月 金沢市立病院中期経営計画の策定
- 平成18年 4月 小児科休診、カード式テレビシステム稼働
- 10月 解放病床(オープンベッド)稼働
- 平成19年 9月 小児科再開
- 11月 金沢市立病院経営改善計画答申
- 平成20年 4月 産科再開
- 平成21年 1月 診療材料包括管理業務委託(SPD 委託)開始
- 2月 亜急性期病床 15 床導入
- 8月 電子カルテ(医療情報システム)稼働
- 平成22年 4月 臨床研修医採用
- 平成23年 4月 (財)日本医療機能評価機構より認定(Ver. 6. 0)される  
7 対 1 看護体制導入

## 2. 施設等の概要

所在地は金沢市東南部に位置する平和町であり、病院の規模は、一般病床 280 床、結核病床 25 床、感染症病床 6 床の計 311 床で、診療科は 18 診療科である。なお、一時休診していた小児科は平成 19 年 9 月から、産科は平成 20 年 4 月から再開し、現在に至っている。

施設等の概要は表 1 のとおりである。

表 1 金沢市立病院の施設等の概要

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

名称	金沢市立病院
所在地	金沢市平和町 3 丁目 7 番 3 号
開設者	金沢市長 山野之義
診療科目	18 診療科 内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科・ペインクリニック科、神経精神科

病床	一般病床 280 床 (人間ドック 8 床含む) 結核病床 25 床 感染症病床 6 床 計 311 床
承認事項	一般病棟 7 対 1 入院基本料 結核病棟 15 対 1 入院基本料+看護配置加算 亜急性期入院医療管理料 臨床研修病院入院診療加算 (基幹型) 診療録管理体制加算、医師事務作業補助体制加算 重症者等療養環境特別加算、栄養管理実施加算 医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算 高度難聴指導管理料、小児科外来診療料 開放型病院共同指導料 (Ⅱ)、ハイリスク妊産婦共同管理料 (Ⅰ) 薬剤管理指導料、検体検査管理加算Ⅲ、神経学的検査 コンタクトレンズ検査料 1、画像診断管理加算 2、心臓 MRI 撮影加算 外来化学療法加算 1、無菌製剤処理料 心大血管疾患リハビリテーション料 (Ⅱ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅱ) 運動器リハビリテーション料 (Ⅰ) 呼吸器リハビリテーション料 (Ⅰ) 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6 に掲げる手術 輸血管理料Ⅱ、麻酔管理料 他 救急告示病院、災害拠点病院

### 3. 組織及び人員

近年は公立病院における経営形態の見直しが進んでおり、全国の公立病院のうち、約 1 割が指定管理者制度を導入したり、地方独立行政法人化されている。金沢市立病院は、現時点においては地方公営企業法財務適用病院であり、市の組織としては市長部局の一機関に位置づけられる。

職員数は平成 23 年度からの 7 対 1 看護体制の導入に伴い、看護師の定数が昨年度の 179 人から 232 人へ増加している。

平成 23 年 4 月 1 日現在の組織図及び職員数を図 1 及び表 2 に示す。

図1 金沢市立病院組織図

(平成23年4月1日現在)

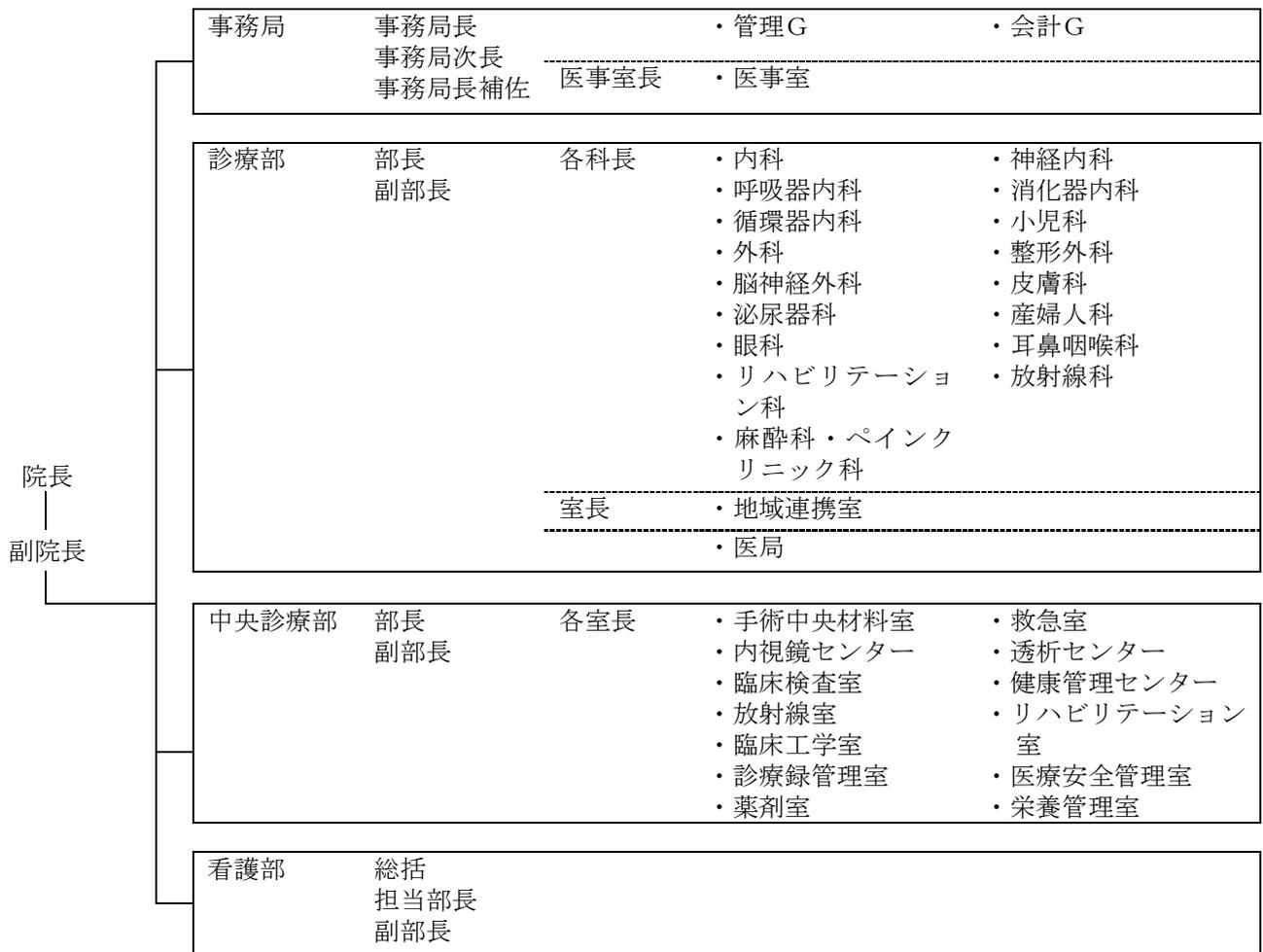


表2 金沢市立病院職員数

(平成23年4月1日現在)

	正規職員		非常勤 臨時職員等
	予算定数	現員数	
医師	37	33	7
看護師（助産師含む）	232	229	18
准看護師	0	0	5
薬剤師	8	7	2
診療放射線技師	9	9	0
臨床検査技師	11	11	6
管理栄養士	4	4	1
理学療法士	4	4	0
作業療法士	1	1	0
言語聴覚士	0	0	1
臨床工学技士	3	3	0
事務職員	18	18	13
用務技士	1	1	0
その他	0	0	10
合計	328	320	63

#### 4. 経営状況

##### (1) 利用状況

表3に過去5年間の利用状況を示す。なお、入院についての各数値は、感染症病床を含んだ数値となっているが、この5年間での感染症病床の利用は、平成18年度の延患者数40人のみである。

表3 金沢市立病院の利用状況

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入院	延患者数	79,208人	89,901人	88,121人	89,343人	90,659人
	1日平均	217.0人	245.6人	241.4人	244.8人	248.4人
	病床利用率	73.4%	82.9%	83.7%	83.9%	86.6%
	平均在院日数	16.9日	19.3日	18.7日	17.6日	16.9日
外来	延患者数	127,848人	126,698人	123,108人	122,292人	124,312人
	1日平均	521.8人	517.1人	506.6人	505.3人	511.6人
外来入院比率		161.4%	140.9%	139.7%	136.9%	137.1%
手術件数		1,246件	1,304件	1,234件	1,302件	1,234件
人工透析件数		11,057件	10,696件	10,185件	9,950件	9,521件
救急受診者		4,247人	4,298人	5,570人	7,053人	7,242人
(入院者)		979人	998人	1,111人	1,227人	1,505人
(救急車)		940人	980人	1,123人	1,416人	1,824人
人間 ドック	1日A	508人	387人	382人	411人	383人
	1日B	227人	227人	246人	256人	264人
	1日半	451人	341人	356人	337人	319人
	小計	1,186人	955人	984人	1,004人	966人
	脳ドック	196人	128人	139人	144人	168人

詳しくは後述するが、金沢市立病院では平成19年度に経営改善計画を策定し、改善を進めている。この計画の中では病床利用率の向上に努めることとされており、この5年間でも利用率の改善傾向が確認できる。

また、急性期病院として、年間を通して内科系、外科系医師各1名の当直体制を取り、急性期患者の受け入れを強化している。このため、救急受診者数は、5年間で1.7倍の伸びを示しており、救急車の受け入れは約2倍にもなっている。

##### (2) 決算状況

以下に過去5年間の決算状況及び平成10年度からの余剰金・欠損金の状況を表4～6に示す。なお、各表の金額は項目毎に千円単位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

## (ア) 損益計算書

表 4 金沢市立病院損益計算書

(単位:千円)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
医業によるもの	収益	入院収益	2,521,334	2,808,616	2,872,438	3,005,227	3,161,591
		外来収益	1,775,580	1,548,366	1,311,056	1,338,190	1,383,746
		その他	207,439	203,198	195,994	354,113	348,795
		計(a)	4,504,353	4,560,180	4,379,487	4,697,531	4,894,132
	費用	給与費	2,445,955	2,410,114	2,487,874	2,658,314	2,592,262
		材料費	1,629,144	1,405,568	1,139,636	1,206,268	1,172,782
		経費	635,497	790,678	832,367	836,894	847,693
		減価償却費	190,972	182,008	187,745	267,584	329,137
		資産減耗費	150	915	1,836	1,428	28,833
		研究研修費	15,004	17,861	14,983	15,800	18,192
		計(b)	4,916,721	4,807,144	4,664,441	4,986,286	4,988,898
	(a)+(b)=(c)	△ 412,369	△ 246,964	△ 284,954	△ 288,755	△ 94,767	
	医業外によるもの	収益	受取利息配当金	3,756	7,609	7,659	4,160
国県補助金			5,344	5,167	5,832	4,500	9,060
他会計補助金			468,506	471,168	479,938	277,550	293,827
その他の収益			41,180	28,102	29,615	27,774	28,178
計(d)			518,786	512,046	523,044	313,984	333,284
費用		支払利息	103,421	100,521	96,053	93,552	87,981
		繰延勘定償却	25,690	21,806	21,473	18,819	13,878
		その他の費用	117,268	112,749	107,766	112,192	110,545
		計(e)	246,379	235,076	225,293	224,563	212,404
当年度純利益 (c)+(d)-(e)		△ 139,962	30,007	12,798	△ 199,335	26,113	

医業収益は入院が増加、外来が減少傾向にあるが、全体としては増加傾向にあるといえる。一方、医業費用はほぼ横ばいであるため、医業収支としては赤字ではあるものの、この5年間で改善傾向にあることがわかる。医業外収益については、他会計からの補助金がその大半を占めており、平成22年度は平成17年度との比較では約175百万円の減額となっている。

なお、補助金の詳細については、後述する外部監査の結果を参照されたい。

(イ) 費用構成

表5 金沢市立病院の費用内訳

(単位:上段は千円、下段は%)

年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
給与費	職員給料	1,040,376 (20.2%)	1,016,234 (20.2%)	1,040,796 (21.3%)	1,052,997 (20.2%)	1,047,757 (20.1%)
	手当	845,111 (16.4%)	888,767 (17.6%)	938,645 (19.2%)	940,975 (18.1%)	913,241 (17.6%)
	報酬	69,952 (1.4%)	44,064 (0.9%)	102,041 (2.1%)	99,691 (1.9%)	134,588 (2.6%)
	賃金	72,847 (1.4%)	73,846 (1.5%)	15,133 (0.3%)	21,463 (0.4%)	21,521 (0.4%)
	その他	417,669 (8.1%)	387,204 (7.7%)	391,259 (8.0%)	543,188 (10.4%)	475,154 (9.1%)
	計	2,445,955 (47.4%)	2,410,114 (47.8%)	2,487,874 (50.9%)	2,658,314 (51.0%)	2,592,262 (49.8%)
材料費	薬品	1,135,605 (22.0%)	930,877 (18.5%)	694,544 (14.2%)	756,105 (14.5%)	716,403 (13.8%)
	診療材料	430,497 (8.3%)	437,514 (8.7%)	432,285 (8.8%)	436,175 (8.4%)	439,937 (8.5%)
	給食材料	58,982 (1.1%)	32,275 (0.6%)	8,597 (0.2%)	9,965 (0.2%)	11,331 (0.2%)
	医療消耗備品	4,059 (0.1%)	4,902 (0.1%)	4,210 (0.1%)	4,023 (0.1%)	5,110 (0.1%)
	計	1,629,144 (31.6%)	1,405,568 (27.9%)	1,139,636 (23.3%)	1,206,268 (23.1%)	1,172,782 (22.5%)
経費	修繕費	55,829 (1.1%)	112,774 (2.2%)	75,277 (1.5%)	75,994 (1.5%)	59,814 (1.1%)
	賃借料	67,157 (1.3%)	70,361 (1.4%)	77,709 (1.6%)	83,087 (1.6%)	74,566 (1.4%)
	委託料	292,228 (5.7%)	378,344 (7.5%)	413,114 (8.4%)	448,791 (8.6%)	463,077 (8.9%)
	その他	220,283 (4.3%)	229,199 (4.5%)	266,267 (5.4%)	229,022 (4.4%)	250,236 (4.8%)
	計	635,497 (12.3%)	790,678 (15.7%)	832,367 (17.0%)	836,894 (16.1%)	847,693 (16.3%)
減価償却費		190,972 (3.7%)	182,008 (3.6%)	187,745 (3.8%)	267,584 (5.1%)	329,137 (6.3%)
支払利息等		103,421 (2.0%)	100,521 (2.0%)	96,053 (2.0%)	93,552 (1.8%)	87,981 (1.7%)
その他		158,112 (3.1%)	153,331 (3.0%)	146,059 (3.0%)	148,239 (2.8%)	171,448 (3.3%)
合計		5,163,100 (100.0%)	5,042,220 (100.0%)	4,889,733 (100.0%)	5,210,849 (100.0%)	5,201,302 (100.0%)

主な費用構成は、給与費が全体の 50%前後であり、材料費が 20%強を占めている。給与費はこの 5 年間でほぼ横ばいとなっている。材料費については、平成 20 年度から診療材料包括管理業務（SPD）委託を開始しており、その効果もあってか、5 年間で約 456 百万円（全体の 9.1%）の削減となっている。

(ウ) 剰余金・欠損金

表 6 金沢市立病院の剰余金及び欠損金の累積状況 (単位:千円)

区分	経常利益	累積欠損金
平成10年度	24,940	-
平成11年度	△ 88,713	39,932
平成12年度	△ 355,638	395,571
平成13年度	△ 287,055	682,626
平成14年度	△ 140,471	823,097
平成15年度	△ 96,495	919,592
平成16年度	△ 217,323	1,136,914
平成17年度	△ 110,779	1,247,693
平成18年度	△ 139,962	1,387,655
平成19年度	30,007	1,357,648
平成20年度	12,798	1,344,850
平成21年度	△ 199,335	1,544,185
平成22年度	26,113	1,518,072

近年の少子高齢化の進行や医療費の増大に伴う医療制度改革の影響等、厳しい経営環境の中で、東館の建設に伴う減価償却費の増加や患者数の減少が続いた結果、平成 11 年度から平成 18 年度までの 8 年間は赤字決算が続き、さらには平成 21 年度の赤字計上も加わり、平成 22 年度末現在で 15 億円を超える累積欠損金が生じている。これに対応するため、平成 19 年度以降、経営改善に取り組んできた結果、同年度以降の 3 期で黒字となっており、総費用に対する利益率は各期とも 1%未満ではあるが、一定の改善効果は認められるところである。

## 5. 経営改善基本計画

金沢市立病院では、平成11年度から 8 年連続の赤字決算が続き、平成17年度に産科、平成 18 年度には小児科の休診などもあり、病院経営のあり方全般についての見直しとその改善が喫緊の課題となった。このため、平成19年 2 月 8 日に市長から、有識者等 7 名からなる「金沢市立病院経営改善会議」に、今後の地域医療確保の方策、その中での市立病院の役割、経営改善方策等について諮問があった。その答申に基づき、病院では経営改善を実現するために必要な基本的事項について、改善内容と目標等を定めた経営改善基本計画を策定している。計画期間は平成19年度から平成23年度までの 5 カ年となっている。概要は病院のホームページ

ジでも公表されている。なお、達成状況については、各論を参照されたい。

## 「金沢市立病院経営改善基本計画」概要

### 1 経営改善の必要性

#### (1) 経営赤字

8年連続の単年度経常損失により、平成18年度末の累積欠損金は13億円余に上る。

#### (2) 病床利用率の低迷

一般病床利用率はここ数年は70%台の低い利用率であり、空床の増加は経営に及ぼす影響が大きいことから、病床利用率の向上（病床の効率的運営）に努め、収益の確保を図る必要がある。

#### (3) 行政改革の推進

厳しさを増す医療改革に今後とも適切に対応するためには、経営改善は避けては通れない状況である。

#### (4) 公的関与、公共性と経済性

病院事業の本来的役割と機能についても、公的関与の必要性、公共性と経済性のバランスの視点も踏まえ、もう一度見直す必要がある。

#### (5) 累積欠損金の計画的な償還

市立病院が果たす使命と役割を明確にし、経営責任や改善目標を明確にした経営改善計画を策定し、良質な医療の提供と効率的な医療体制を構築することによって、病院事業の単年度収支の黒字化を図り、さらに累積欠損金を計画的に償還する必要がある。

### 2 市立病院の方向性

#### (1) 21世紀型の新しい「地域連携型」医療を目指す

#### (2) 公益性・公共性の堅持

#### (3) センター化による病院機能の強化

#### (4) 健康管理センター機能の強化

#### (5) 病院マネジメント、経営企画力の強化

#### (6) IT化の推進による「医療の質」の改善

### 3 経営改善の基本方針

#### (1) 改善の計画期間

5か年(平成19～23年度)とし、平成21年度に中間評価を行う。

#### (2) 計画の目標

期間中に単年度収支の黒字化を達成する

#### (3) 計画の基本方針

数値目標を明確に設定し、赤字経営から脱却する

職員の意識を変革し、自立できる病院にする

#### 4 経営改善の視点

##### (1) 経営分析と収益の確保

- ①コスト管理システムへの転換(電子カルテへの移行、活用)
- ②「病診連携」「病病連携」の充実強化
- ③病床利用率の向上と収益の確保
- ④医療の質の向上と適正な在院日数の確保

##### (2) 診療の質と患者の立場

- ①センター等の設置による診療体制の特色化
- ②急性期病院としての機能強化(D P C 導入準備など)
- ③患者の立場を尊重した診療体制の改善
- ④救急医療の充実・強化

##### (3) 費用の改善

- ①材料調達費の改善(S P D システムの導入、後発医薬品への切替推進等)
- ②業務委託の推進・見直しなど

##### (4) マネジメントの強化

- ①経営責任者の位置づけと諮問機関の設置
- ②経営目標の設置と業績評価など
- ③経営企画部門の設置と医療スタッフの意識改革

##### (5) 職員の確保と育成

- ①病院を担う職員の確保・育成
- ②医師の確保・育成と評価
- ③新たな看護基準「7対1看護」の導入

##### (6) 一般会計繰入金等

- ①繰入れ基準の適正化
- ②公的負担部分と独立採算部門の明確化
- ③「更なる医療の質の向上のために」利益を還元

##### (7) 再編・ネットワーク化に係る構想

- ①二次医療圏内の公立病院等配置の現況を把握
- ②都道府県医療計画等における今後の方向性を確認
- ③金沢市立病院における対応計画の検討

#### 6. 金沢市立病院が果たすべき役割

経営改善基本計画では、次の基本理念、経営理念を上げ、金沢市立病院憲章として職員に周知している。

(1) 基本理念

市民・地域住民の生命と健康を守るため、地域のニーズを反映し、市民・地域住民に信頼される質の高い医療を提供する病院を目指す。

(2) 経営理念

地域住民の生命と健康を守ることを使命とし、地域住民、診療所、病院、保健・介護・福祉施設、高度先進医療機関等と連携して、地域住民を主体とした新しいタイプの『地域連携型病院』となることにより、地域保健医療の中心的医療機関となる。

(3) 使命

地域を支え、地域に支えられる病院として、“安全・安心・味わい”の医療を提供する。  
(平成 22 年度に制定)

(4) 金沢市立病院憲章



## 金沢市立病院憲章

金沢市立病院は市民の生命と健康を守るため、地域のニーズを反映し市民に信頼される質の高い病院を目指します。

- 1 最新の医学水準に基づく診療を行います。
- 1 親切で心のこもった医療サービスを行います。
- 1 患者さんの権利や意思を尊重します。
- 1 患者さんが満足し安心できるよう努めます。
- 1 適正で効率的な病院運営に努めます。

### 第3 外部監査の結果

#### 第1章 総論

##### 1. 金沢市立病院の現状

###### (1) 財務状況

金沢市立病院の過去5年間の財務状況を表7に示す。

表7 金沢市立病院の財務状況の推移

(単位：千円)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
総収益	5,023,138	5,072,227	4,902,531	5,011,514	5,227,415
総費用	5,163,100	5,042,220	4,889,733	5,210,849	5,201,301
当年度純利益	△139,962	30,007	12,798	△199,335	26,114
収益に含まれる市からの補助金(注)	468,506	471,168	479,938	450,624	464,067
補助金投入前損益	△608,468	△441,161	△467,140	△649,959	△437,953
上記以外の市からの補助金・出資金	215,034	189,056	225,378	229,943	286,159
市からの補助金合計	683,540	660,224	705,316	680,567	750,226
累積欠損金	1,387,655	1,357,648	1,344,850	1,544,185	1,518,071
企業債残高	3,371,068	3,292,656	3,524,908	3,660,192	3,448,787

(注) 金沢市は金沢市立病院に対し、「地方公営企業法第17条の2(経費の負担の原則)」において地方公共団体が負担するものとされている、いわゆる「繰出金」を支出しているほか、「地方公営企業法第17条の3(補助)」に基づく特別な理由があるとして、これとは別に補助を行っている。前者を「基準内繰出金」、後者を「基準外繰出金」と称する。この基準は、総務省が定めており、毎年度、地方自治体へ通知される。両者は厳密には異なるが、ここでは両者を特に区分せず「補助金」としている。

###### (収支状況)

金沢市立病院の診療報酬を中心とした総収益は増加傾向にあり、これに伴って総費用も増加しているが、過去5年間のうち3期間で最終損益が黒字となっている。過去10年間で最終損益が黒字になったのはこの3期間だけであり、一時期に比べて業況は上向いてきているといえる。

総収益には法に定められた金沢市からの補助金等が毎年度、数億円計上されており、仮にこれを除くといずれの年度も億単位の赤字となることが分かる(表7中の「補助金投入前損益」欄)。したがって、黒字を計上した年度といえども、独立採算、つまり診療等から得られる収入で診療経費や人件費のすべてを賄っておらず、金沢市からの補助金等なしでは経営が成り立たないことがわかる。

過年度からの赤字経営の結果、累積欠損金は15億円に及んでいる。過去5年間の平均利益がマイナス54百万円、最も黒字幅が大きかった平成19年度でもプラス30百万円であることからすると、改善のみられる現在であっても収支規模を大きく超える水準であり、短期的な解

消は困難である。

後述するが、このことは、救急医療や災害時における医療などの不採算医療を数多く担っている自治体病院の性格上、やむを得ない部分もあり、全国の自治体病院に共通する課題でもある。ちなみに、民間病院はこうした手厚い補助金を受けることなく黒字経営されている。民間病院は黒字経営を続けられなければ、統廃合又は廃院という形で淘汰されていく。自治体病院は、必ずしも独立採算が求められるわけではないが、それは民間病院が実施しないような救急医療、災害時における医療、へき地の医療など、不採算となるような医療を、必要であれば提供しなければならないからである。よって、経営が黒字か赤字かというだけでなく、補助金等のあり方や医療の提供内容も含めて検証されなければならない。

なお、金沢市立病院は、国が定めた地方公営企業の健全化指標である資金不足比率は0であり、その点からは健全とされている。

#### (診療科別損益状況)

金沢市立病院では平成21年度に院内情報システムを導入しているが、このシステムでは、部門別収支を把握できるとされていた。しかし、現段階では診療科別の診療報酬は把握できるものの、人件費等の経費を診療科別に配分する仕組みが十分に整っていないとの理由から、診療科別の損益状況を把握できていない。そこで、数値の正確性に関する保証はないものの監査の参考とするために、今回、院内情報システムからの出力を依頼して、試算してもらった平成22年度の診療科別収支一覧が表8である。なお、今回はあくまでも試算であるため、誤解を招くことのないよう、診療科名は明らかにしていない。

表8 診療科別収支一覧表

(単位：千円)

	A科	B科	C科	D科	E科
病院事業収益	2,867,829	29,187	350,928	608,026	471,590
医業収益	2,654,248	26,929	329,149	562,027	441,544
診療収益	2,444,620	24,892	306,174	519,049	410,277
その他医業収益	209,628	2,037	22,975	42,977	31,267
医業外収益	213,581	2,258	21,780	45,999	30,046
病院事業費用	2,811,844	63,365	283,427	523,540	341,016
医業費用	2,700,709	61,131	272,088	492,096	324,243
給与費	1,434,744	37,892	119,815	225,370	168,217
材料費	619,908	7,188	100,049	117,861	75,486
経費	451,009	11,118	36,796	101,002	55,689
減価償却費	169,387	4,288	13,454	41,879	21,666
資産減耗費	14,293	429	1,194	4,418	2,080
研究研修費	11,368	217	780	1,565	1,104
医業外費用	111,134	2,234	11,339	31,444	16,774
総収支	55,985	△ 34,178	67,501	84,485	130,574
給与費/病院事業収益	50%	130%	34%	37%	36%

	F科	G科	H科	I科	J科
病院事業収益	28,142	244,583	172,551	161,575	18,413
医業収益	26,231	228,757	162,845	154,548	17,231
診療収益	24,553	212,106	150,259	147,392	16,297
その他医業収益	1,678	16,651	12,586	7,156	935
医業外収益	1,911	15,826	9,706	7,027	1,182
病院事業費用	51,802	248,883	202,373	117,022	54,249
医業費用	48,331	237,421	192,306	108,705	50,968
給与費	23,104	93,401	92,308	46,642	26,187
材料費	4,319	90,384	45,387	15,762	3,943
経費	14,652	36,286	36,201	31,160	13,748
減価償却費	5,465	15,269	16,315	13,310	6,244
資産減耗費	690	1,510	1,475	1,498	701
研究研修費	100	572	618	332	145
医業外費用	3,471	11,462	10,067	8,317	3,281
総収支	△ 23,660	△ 4,300	△ 29,822	44,553	△ 35,836
給与費/病院事業収益	82%	38%	53%	29%	142%

	K科	L科	M科
病院事業収益	15,203	13,912	2,904
医業収益	14,043	12,714	2,653
診療収益	12,773	11,843	2,469
その他医業収益	1,270	871	183
医業外収益	1,160	1,198	252
病院事業費用	72,566	29,039	4,252
医業費用	70,895	28,411	3,885
給与費	48,544	21,849	39
材料費	8,021	2,029	1,952
経費	10,240	3,213	1,257
減価償却費	3,494	1,148	561
資産減耗費	353	86	76
研究研修費	243	85	0
医業外費用	1,671	628	367
総収支	△ 57,363	△ 15,127	△ 1,348
給与費/病院事業収益	319%	157%	1%

この試算によれば、総収支がマイナスとなる部門が全13部門のうちで8部門あり、そのうちの4部門は給与費だけで部門の事業収益を上回っている。仮に試算どおりの人件費配分であれば、人件費を賄っていない部門が4部門あり、このうち2部門は他の部門の収益に貢献している部門である。病院の診療科については、様々な科があることによる相乗効果も期待できることから、単純な比較もできないが、今後このような分析も必要である。

(一般会計からの繰出状況)

先述したように、金沢市立病院は地方公営企業法の適用を受けている。地方公営企業法第3条によれば、経営の基本原則として、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とされている。また、同法17条の2第2項では「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公共団体の経営に伴う収入をもって充てなければならない。」とされている。地方公営企業は本来、独立採算を指向するのであって、この原則を踏まえて、財務状況を見ていく必要がある。

地方自治体の一般会計から市立病院などの地方公営企業会計に対する繰出金は、地方公営企業法（以下「法」）にその根拠を置いている。

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

この条文（及び地方公営企業法施行令第8条の5）に基づいて総務省より通知（地方公営企業繰出金について）がなされており（以下、「通知」）この通知で示された繰出金を「基準内繰出金」としている。

(補助)

第十七条の三 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

通知に示されていない項目についても、この条文にもとづいて地方自治体独自の判断に基づいて補助されている繰出金を「基準外繰出金」としている。その内容は、施設や医療機器の取得に要した企業債の元金および利息の支払への補助となっている。

このように金沢市の一般会計から金沢市立病院へは両方の繰出金が拠出されている。表9は金沢市の病院事業特別会計への繰出金の推移を、表10はそのうちの基準外繰出金の内訳をそれぞれ示したものである。

表9 金沢市の病院事業特別会計への繰出金の推移

(単位：千円)

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
収益計上	基準内	440,636	441,059	412,187	457,572
	基準外	30,532	38,879	38,437	6,495
資本計上	基準内	176,323	190,302	194,813	250,979
	基準外	12,733	35,076	35,130	35,180
合 計	基準内	616,959	631,361	607,000	708,552
	基準外	43,265	73,955	73,567	41,675

表10 基準外繰出金の内訳

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
収益計上				
高度医療機器の利息償還追加分	1,702	1,504	1,074	645
感染症病棟の利息償還追加分	797	745	690	633
感染症病床の運営	27,700	32,525	31,475	0
子育て支援	333	36	226	46
小児医療に要する経費	0	4,069	4,972	5,171
合 計	30,532	38,879	38,437	6,495
資本計上				
感染症病棟の元金償還追加分	1,055	1,107	1,161	1,218
医療機器償還金償還追加分	11,678	33,969	33,969	33,962
合 計	12,733	35,076	35,130	35,180

なお、個別の繰出金についての監査の詳細は、各論を参照されたい。

(財務状況に関する意見)

先述のとおり、地方公営企業は、経営の基本原則として、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされている。すなわち、地方公営企業は本来、独立採算を指向するのであって、同法17条の2の他会計からの負担を投入した後の損益が赤字であることや、過去の累積欠損金を持ち続け、解消の目途が立たないのであれば、企業としては経営が成り立たないことになる。金沢市立病院は基準外繰出金を受け入れており、平成22年度はようやく黒字を確保できたが、過去からの累積欠損金を解消するにはかなりの期間を要する状況である。加えて前述のとおり、部門別原価管理機能を有する院内情報システムを調達したにもかかわらず、部門別原価管理による損益分析は実施されていないのが状況である。金沢市立病院は、部門別原価計算を実施したうえで、単に繰入金を受けた後の損益が黒字になることを目指すのではなく、公的な自治体病院として繰入金を受ける部分を明確にしたうえで、累積欠損金を解消していく経営計画を立案する必要がある。

**【意見】**

部門別原価管理による損益分析を実施したうえで、累積欠損金を解消していく経営計画を立案する必要がある。

(2) 運営状況

(診療時間)

金沢市立病院の診療時間は表11のとおりである。これによると、診療科により手術や検査のため午後は休診としているほか、土曜日は全診療科が完全に休診となっている。これは、金沢市立病院に限ったことではなく、他の自治体病院である小松市民病院、公立松任石川中央病院、石川県立中央病院についても土曜・日曜・祝日は外来については休診であるほか、金沢大学附属病院、金沢医療センターも同様である。なお、金沢医科大学附属病院は土曜の午前中は外来診療をしており、土曜の午後と日曜・祝日は休診となっている。また、民間の金沢有松病院は土曜の午後3時まで外来診療を受け付けている。外来に関しては、競合先ともなりうる病院等に対して、金沢市立病院が診療時間において特に優位に立つということはない。

表 11 診療科別外来診療時間

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

	月		火		水		木		金		土	
	午前	午後										
内科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
神経内科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
呼吸器内科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
消化器内科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
循環器内科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
外科	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×
整形外科	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×
脳神経外科	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×
皮膚科	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	×
泌尿器科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
婦人科	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×
産科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
眼科	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×	×
耳鼻咽喉科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
麻酔科	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×
小児科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

(金沢市立病院が目指す医療体制)

石川県では、平成 20 年 4 月に石川県医療計画が策定されており、この計画は県が行う医療に関する施策の基本方針を示すものであると同時に、金沢市や金沢市立病院がこの計画を運営・活動の指針とすることを期待すると記載されている。石川県医療計画によれば、石川県では医療法第 30 条の 4 第 2 項第 10 号に規定する特殊な医療を除く一般の医療需要に対応するために設定する二次医療圏を、南加賀、石川中央、能登中部、能登北部の 4 区域に区分している。このうち、金沢市は白山市、野々市市等とともに石川中央医療圏を構成している。計画の中では、各地域において医療機関相互の機能分担と連携強化がうたわれており、次の 3 つの機能を明示している。

機 能	内 容
初期医療	かかりつけ医など住民に身近な医療機関が行う健康相談や診療等をいう
二次医療	比較的専門性の高い外来医療や一般的な入院医療を対象とする医療をいう
三次医療	脳卒中、心筋梗塞などの生命が危険な状態にある患者や集中治療室での治療が必要な小児や未熟児等を対象とした高度、特殊、専門的な医療をいう

金沢市立病院は、その経営改善計画の中で、病院の経営理念として「地域住民、診療所・病院、保健・介護・福祉施設、高度先進医療機関等と連携して、地域住民を主体とした新しいタイプの地域連携型病院」を目指すとする。地域連携型病院とは「一様に一定地域をカバーする従来型の「地域中核病院」ではなく、地域住民の生命と健康を守ることを中心に置き、診療所、病院、保健・介護施設等と幅広い連携を行うもので、患者・利用者の積極的な相互紹介等を行うほか、医療スタッフの相互交流の仕組の形成・活用を進めることによって医療の質をアップする、地域完結型の医療を目指す病院。」とされている。この地域連携型病院という定義は、金沢市立病院独自のものであり、上記の 3 区分のどの医療を提供するのかは、経営改善計画の中では明確にはうたわれていないが、病院の診療科や施設・設備の状況から、また、その定義にも診療所、病院等との連携を行うとあることから二次医療機関として位置づけられる病院であると考えられる。

表12は石川中央医療圏における公的医療機関の病院別担当事業であるが、金沢市立病院は、救急医療の救急告示病院及び病院群輪番制、災害医療の地域災害医療センターの役割の他、石川中央医療圏内で唯一、感染症病床及び結核病床を有する第二種感染症指定医療機関として指定を受け、本来の病院設立目的でもある二類感染症の入院治療を担っている。

表12 公的医療機関が行う救急医療等確保事業

(平成19年11月30日現在)

医療圏	病院名	救急医療等確保事業													
		救急医療			災害医療	へき地医療	周産期医療	医療含む (小児救急)	小児医療	がん診療 拠点	エイズ拠点	難病	臓器移植	骨髄移植	精神科救急
		救急告示病院	病院群輪番制	救命救急センター又は 大学病院部	○ 地域災害医療センター ◎ 基幹災害医療センター	へき地医療拠点病院	○ 高度周産期医療機関 ◎ 総合母子医療センター	小児科連携 病院群輪番制のうち	対応可能病院 二十四時間体制で	○ 地域拠点 ◎ 県拠点	○ 拠点病院 ◎ 中核拠点病院	拠点病院	移植病院	移植病院	基幹病院
石川中央	(独) 国立病院機構 金沢医療センター	○	○		○		○	○	○	○		○			
	(独) 国立病院機構 医王病院		○					○		○	○				
	金沢大学附属病院	○		○			○		◎	○	○	○	○		
	石川県立中央病院	○	○	○	◎	○	◎	○	○	○	◎		○		
	金沢市立病院	○	○		○			休							
	金沢赤十字病院	○	○		○			○							
	石川県済生会金沢病院	○	○												
	金沢社会保険病院	○	○					○							
	公立松任石川中央病院	○													
	公立つるぎ病院	○				○									
	石川県立高松病院													○	
	国民健康保険直営 河北中央病院	○													
医療圏計	10	7	2	4	2	3	5	3	3	4	2	2	2	1	

(出典：石川県医療計画 平成20年4月)

(3) 患者の状況

少し古いデータではあるが、平成18年度に石川県が調査した県内における一般病床入院患者の受療動向を表13に示す。これによれば、石川中央医療圏は県内全体の64.3%の患者を受け入れている。また、石川中央医療圏に住所のある患者の98.3%が同じ石川中央医療圏内の医療機関に入院しているだけでなく、他の医療圏に住所のある患者のうちの20%以上が石川中央医療圏内の医療機関に入院していることがわかる。

表13 病院の一般病床入院患者の受療動向

		施設所在地				
		南加賀	石川中央	能登南部	能登北部	総 数
患者の 住所地	南加賀	78.5	21.4	0.1	0.0	100.0
	石川中央	1.4	98.3	0.2	0.1	100.0
	能登南部	0.2	24.2	75.7	0.0	100.0
	能登北部	0.1	29.6	13.4	56.9	100.0
	総 数	17.5	64.3	12.6	5.6	100.0

(出典：石川県入院患者1日調査(平成18年度))

石川中央医療圏には特定機能病院である金沢大学附属病院や金沢医科大学附属病院をはじめ、地域医療支援病院に指定されている国立病院機構金沢医療センターがあり、救急告示医療機関となっている病院も金沢市立病院のほかに20機関以上ある。また、金沢市立病院から直線距離で3Km以内のより中心部に近いところに、金沢大学附属病院と国立病院機構金沢医療センターが位置し、同じく3Km以内に金沢赤十字病院が位置している。また、石川県が設置している石川県立中央病院も7Km以内にある。

石川中央医療圏は医療機関が他の地域に比べ充実しており、このような病院環境の下で、金沢市立病院は、金沢市全体の中心よりもやや南部の平和町に位置している。病院の沿革にも記載したように、現在の場所に移転したのは昭和34年であり、200床あった当時の病床の内訳をみると、一般病床80床に対し、結核病床70床、伝染病床50床と、郊外に位置する事情があったと推察される。

(市民の利用状況)

金沢市立病院における入院及び外来患者数の推移を表14及び表15に、地域別の外来及び入院患者数を表16に示す。

表14 入院患者数の推移

(単位：人)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
年間入院患者数	81,760	84,557	84,843	80,689	80,698
1日あたり入院患者数	224	231	231	221	221
対人口比	0.05%	0.05%	0.05%	0.05%	0.05%
金沢市人口	456,510	456,523	456,060	455,555	455,241

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
年間入院患者数	79,208	89,901	88,121	89,343	90,659
1日あたり入院患者数	217	245	241	244	248
対人口比	0.05%	0.05%	0.05%	0.05%	0.05%
金沢市人口	456,253	457,290	458,745	460,451	462,598

(注) 金沢市人口は、各年度における12月1日時点の推計人口による。(表15同じ)

表15 外来患者数の推移

(単位：人)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
年間外来患者数	186,695	176,094	175,282	156,257	137,407
1日あたり外来患者数	686	707	712	643	563
対人口比	0.15%	0.15%	0.16%	0.14%	0.12%
金沢市人口	456,510	456,523	456,060	455,555	455,241

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
年間外来患者数	127,848	126,698	123,108	122,292	124,312
1日あたり外来患者数	521	517	506	505	511
対人口比	0.11%	0.11%	0.11%	0.11%	0.11%
金沢市人口	456,253	457,290	458,745	460,451	462,598

表16 金沢市立病院の地域別外来及び入院患者数

(単位：人)

		人 口		外 来		入 院	
			構成比		構成比		構成比
1	中央	24,471	5%	2,910	2%	97	2%
2	東部	67,702	15%	17,041	14%	575	14%
3	南部	51,869	11%	59,962	50%	1,365	34%
4	南部近郊	70,743	15%	19,827	17%	647	16%
5	西部	63,013	14%	4,528	4%	218	5%
6	港周辺	65,502	14%	737	1%	48	1%
7	駅西	30,619	7%	1,361	1%	53	1%
8	北部近郊	47,469	10%	1,144	1%	49	1%
9	北部	19,942	4%	942	1%	40	1%
10	山間	21,031	5%	11,211	9%	377	9%
	市内合計	462,361	100%	119,663	100%	3,469	87%
	市外	-	-	26	0%	460	12%
	市内外計	462,361	100%	119,689	100%	3,972	100%
	3+4	122,612	27%	79,789	67%	2,012	51%
	2+3+4	190,314	41%	96,830	81%	2,587	65%

(注) 外来は平成22年度の実績、入院は平成21年度の実績となる。また、人口は平成22年度国勢調査に基づく平成22年10月1日現在の推計人口による。

外来患者数は10年前と比べて年間で約6万人減少しており、現在の1日当たりの平均利用患者は500人程度である。ちなみに、平成20年患者調査(厚生労働省)によれば、人口10万に

対して1日当たり何人が病院にかかっているのかを示す受療率データからすると、石川県の外来受療率は市民10万人当たり5,044人が外来にかかっていることになる。これを金沢市の人口462,361人（平成22年10月1日現在：平成22年度国勢調査による）に当てはめると、1日に外来患者は23,321人いることになる。これに対し、金沢市立病院の1日の外来患者数は約500人であるから、金沢市の外来患者のうち金沢市立病院を利用しているのは2.14%である。金沢市立病院の立地から考え、比較的利用者の多い東部、南部、南部近郊に限ると、3地区人口190,314人に対し、1日の外来患者数は9,599人になり、金沢市立病院を利用しているのは5.0%である。

一方、金沢市内の地区別患者数の内訳を見ると、南部地区・南部近郊地区・東部地区の3地区に住所のある外来患者が外来患者全体の81%を占めており、その中でも南部地区の外来患者は50%以上を占め、港周辺地区や北部地区からの外来患者はそれぞれ1%であった。

なお、この入院患者及び外来患者の推移について、病院では、平成19年度から入院加療を中心とし、退院後のフォローアップは地域の病院及び診療所をお願いするという病診連携を推進した結果と分析している。

（患者の状況に関する意見）

上記の病診連携の推進は、二次医療機関としてあるべき姿といえるが、一方で、経営改善中である金沢市立病院の収支に大きく影響する要素でもある。すなわち、入院加療を中心とするも、すべての診療科においてそのための医療体制が整備できるのかどうかを、外来診療への方針も併せて検討されなければならない。金沢市立病院の入院・外来患者数の推移や地域傾向を分析し、病診連携のさらなる推進を図りつつも、このことによる経営への影響を考慮したうえで、地域連携型病院として最適な診療体制を検討する必要がある。

**【意見】**

地域の病院や診療所との病診連携を推進する方針を踏まえ、今後の経営計画の策定にあたっては、この方針に対応した診療体制のあり方について検討する必要がある。

（4）他の自治体病院との比較

金沢市立病院の財務内容等を県内の他の市町立病院と比較した結果を表17に示す。

表17 県内の市町立病院との財務状況比較表（平成22年度）

（単位：千円）

	金沢市立	加賀市民	小松市民	能美市立	公立 つるぎ
総収益	5,227,415	4,271,921	7,225,998	2,588,146	2,436,340
総収益に含まれる市からの補助金	464,067	440,081	282,815	356,740	208,510
上記補助金が総収益に占める割合①	8.88%	10.30%	3.91%	13.78%	8.56%
総費用	5,201,302	4,496,680	6,756,706	2,382,656	2,422,281
うち職員給与費	2,592,262	2,394,195	3,405,421	1,082,879	1,235,789
職員給与費の総収益に占める割合②	49.60%	56.04%	47.10%	41.84%	50.72%
純損益	26,113	△ 224,759	469,292	205,490	14,059
補助金を除いた純利益 ③	△ 437,954	△ 664,840	186,477	△ 151,250	△ 194,451
1日あたり外来患者数	512	474	864	257	324
対人口比 ④	0.11%	0.66%	0.80%	0.53%	0.19%
1日あたり入院患者数	248	174	288	117	129
対人口比 ⑤	0.05%	0.24%	0.27%	0.24%	0.08%

	公立 松任石川	河北中央	国保志雄	公立羽咋	町立富来
総収益	7,986,295	978,117	1,147,485	3,224,540	1,058,131
総収益に含まれる市からの補助金	511,259	155,193	135,932	112,895	79,510
上記補助金が総収益に占める割合①	6.40%	15.87%	11.85%	3.50%	7.51%
総費用	7,818,482	977,945	1,064,169	3,202,114	1,150,926
うち職員給与費	3,254,415	558,346	606,461	1,814,094	556,107
職員給与費の総収益に占める割合②	40.70%	57.08%	52.85%	56.26%	52.56%
純損益	167,813	172	83,316	22,426	△ 92,795
補助金を除いた純利益 ③	△ 343,446	△ 155,021	△ 52,616	△ 90,469	△ 172,305
1日あたり外来患者数	643	140	175	457	203
対人口比 ④	0.38%	0.38%	1.23%	0.77%	0.92%
1日あたり入院患者数	291	56	87	145	81
対人口比 ⑤	0.17%	0.15%	0.61%	0.24%	0.37%

	公立 能登総合	公立穴水	市立輪島	公立 宇出津	珠洲市 総合
総収益	8,628,835	2,689,541	3,458,290	2,459,690	4,042,562
総収益に含まれる市からの補助金	701,390	515,890	267,386	256,808	323,663
上記補助金が総収益に占める割合①	8.13%	19.18%	7.73%	10.44%	8.01%
総費用	8,488,807	2,425,263	3,387,341	2,297,890	4,069,034
うち職員給与費	4,379,279	1,250,038	1,623,222	1,086,851	1,646,702
職員給与費の総収益に占める割合②	50.80%	46.48%	46.94%	44.19%	40.73%
純損益	140,028	264,278	70,949	161,800	△ 26,472
補助金を除いた純利益 ③	△ 561,362	△ 251,612	△ 196,437	△ 95,008	△ 350,135
1日あたり外来患者数	978	468	547	502	574
対人口比 ④	1.28%	4.82%	1.84%	2.58%	3.53%
1日あたり入院患者数	373	77	168	96	146
対人口比 ⑤	0.49%	0.79%	0.56%	0.49%	0.90%

(注) 「国保診療施設における平成22年度決算の状況（全国国民健康保険診療施設協議会石川県支部）」を元に、1日あたりの患者数及び対人口比は平成22年12月1日現在の各開設団体の推計人口から算出した。なお、山中温泉医療センターは当資料に記載がないため対象外とした。

各病院がそれぞれの自治体からの補助金にどの程度依存しているのかを比較するため、総収益に対する補助金の割合を算出したものが表中の①である。この比較からは金沢市立病院の補助金依存率は8.8%で、依存率の高い方から数えて全15病院中の7番目と、中位に位置することがわかる。また、人件費率を比較するため、職員給与費が総費用に占める割合を算出したものが表中の②であるが、これも49.60%と高い方から8番目であり、平均的であった。

一方で、病院単独での収支状況を比較するため、純損益から補助金を除いた額を示したものが表中の③である。各病院は公立病院として不採算医療を担っており、その規模や内容、も異なることから、本来は各病院のその地域における役割との比較考量が必要なのであるが、金沢市立病院の補助金を除いた純損益は437,954千円の赤字であり、他の病院との比較では下位から3番目という結果である。しかし、補助金控除後も黒字を確保している病院もあり、その違いがどこにあるのか、経営の参考として分析すべきであろう。

なお、病床規模の違いや地理的な条件の違いはあるものの、その自治体（開設団体）の人口に対してどれくらいの人が利用しているのかという観点から比較したものが、表中の④及び⑤である。金沢市立病院は他の自治体病院とは異なり、競合病院も多く、人口に占める医療機関としての割合が小さいため、当然のことながら最も数値が低かった。

(他の自治体病院との比較に関する意見)

自治体病院は、その役割上、民間病院が不採算を理由に担わない救急医療や災害医療を提供するため、その多くが赤字経営になる。その場合、公金を投入し、これらの必要な医療を維持することは自治体病院に託された重要な役割といえる。しかし、他の自治体病院の経営状況を把握し、比較・分析を行うことで、これまで見えなかった問題点や、経営改善の参考となる事例などが発見されることもある。今後の経営計画を策定していく際には、他病院の経営も含めた相対的な現状分析を行うことが必要である。

#### **【意見】**

**他の自治体病院の経営状況を把握し、比較・分析するなど、相対的な現状分析を行ったうえで、今後の経営計画を策定する必要がある。**

## **2. 今後の対策**

### (1) 新地方公営企業会計基準の導入に伴う影響

平成26年度決算から、地方自治体が経営する地方公営企業に民間企業並みの新たな会計基準を導入することが決まり、今後、それぞれの地方公営企業では、導入に向けた作業が進められる。

金沢市立病院においても、今回の新会計基準の導入に伴って、以下の影響が想定される。

(ア) 退職給付引当金の計上の義務化による影響

退職給付引当金の計上が義務化され、その算定方法は期末要支給額（簡便法）によることができるかとされているが、計上不足額については、適用時点での一括計上を原則とするとともに、職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内（最長15年以内）での対応を可とする激変緩和措置が用意されている。

金沢市立病院の平成22年度末現在における計上不足額は、約13億円にのぼっている。

当該不足額を原則どおり一括計上した場合、約13億円の不足額の償却負担が一事業年度に計上され、当該年度純損失の計上、結果として多額の欠損金が計上されることとなるが、現状の収益力を鑑みれば、この欠損金の解消には相当長期間を要することとなる。

また、一定の年数による容認処理に拠った場合においても、毎事業年度において、約87百万円（最長年数15年による定額処理を行った場合）の不足額の償却負担が発生することから、現在の損益状況を前提にすると相当長期間にわたり継続して当期純損失を計上、欠損金が発生し、毎事業年度において欠損金が累積していくこととなる。

(イ) 固定資産の減損会計の導入による影響

実際の収益性や将来の経済的便益に比べて過大となっている固定資産の帳簿価額を適正な金額まで減額することとなるため、収益性の如何等によっては、多額の減損損失（特別損失）を計上しなければならない可能性がある。

(ウ) 棚卸資産の評価による影響

棚卸資産の価額については、時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする、いわゆる低価法が義務付けられる。今後、薬剤や診療材料を棚卸資産として処理する場合、時価に該当すると解される薬価等は、近年、マイナス改定が続いていることから、改定事業年度の直前事業年度末においては、棚卸資産評価損が計上される可能性がある。

(エ) 借入資本金（企業債）の「負債」計上による影響

資本として計上していた借入資本金や、償却資産の取得に伴い交付される補助金・一般会計負担金等について、負債（企業債、他会計借入金、長期前受金）として計上することになり、資本合計額は大幅に減少する。

今後、新会計基準が導入されれば、今まで以上に損益や純資産などの財務指標の悪化は避けられない。これは、全国の地方公営企業に共通する問題であり、国において経過措置も検討されているが、金沢市立病院においても新会計基準の導入による影響を踏まえ、今後の経営計画を策定する必要がある。

**【意見】**

今後の経営計画の策定にあたっては、新地方公営企業会計基準導入による影響を考慮する必要がある。

**(2) 経営体制の変更**

自治体病院は、地域医療の担い手として不採算分野での医療を提供しているなど、その役割の重要性については異論のないところである。しかし、各自治体が多くの公金を投入し続けることに耐え切れず、病院に対して経営改善を促しているのも事実である。国においても、平成19年12月に「公立病院改革ガイドライン」を策定し、病院事業を設置する地方公共団体に対して、平成20年度以内に改革プランを策定し、経営改革に取り組むよう要請しており、金沢市立病院でも、経営改善基本計画にいち早く取り組んできたところである。一方で、金沢市立病院は地方公営企業法の一部適用を行っているものの、組織体制において他の一般行政組織との大きな違いはなく、病院事業に特化した大胆な施策を打ち出しにくいのも実情であろう。そのような場合は、以下に示すような経営体制に抜本的に変更することによって、経営改善を促す方策も考えられる。なお、経営体制の変更を行うか否かは高度な政策判断であり、また、金沢市立病院においても既に検討されているため、他の自治体における事例を紹介するにとどめることとする。

**(ア) 民間譲渡**

「民間にできることは民間に委ねる」という原則からすれば、地域の医療事情からみて公立病院を民間に譲渡できるのであれば、これも検討に値するが、金沢市立病院の場合、石川県医療計画において、石川中央医療圏の第二種感染症指定医療機関に指定されていることもあり、現実には困難であろう。

**(イ) 指定管理者制度**

指定管理者制度は公設民営化とも呼ばれ、自治体が病院を設置するが、運営は民間に委託されるようなケースである。事例としては富山県氷見市の氷見市民病院が学校法人金沢医科大学に運営委託され、民間病院のノウハウを取り入れて運営されているケースである。この場合、自治体としてもある程度運営委託先と運営方針についての協議ができるというメリットがあるが、病院の運営の場合、医師の確保等が必要であり、それができる運営委託先を探すことは大きな困難が予想される。

**(ウ) 地方公営企業法の全部適用**

金沢市立病院は、現在、地方公営企業法の一部適用を行っているが、これを財務のみならず、全部に適用するのが地方公営企業法の全部適用である。これは、職員の公務員としての身分や公立病院としての役割を確保しつつ、経営の効率性を確保しようとするものである。特徴としては、事業管理者を置いて経営・医療・行政に関する権限と責任を与えることによって、効率的経営に資することを目的とするものである。また、職員は公務員であるが、給

与は市の決定する給与とは別に、経営状況を考慮して労使交渉を経て決定するという、民間と同様のシステムをとることができる。赤字に苦しむ自治体病院が地方公営企業法の全部適用に踏み切る事例が増えているが、この手法の成否は事業管理者の経営手腕に大きくかかっている。すなわち、全部適用により意思決定がスムーズになることは概ね共通したメリットであるが、事業管理者の企画立案能力、経営能力に疑問があると、形を変えただけで経営改善効果は望めない。実際、職員の給与にまで踏み込んだ改革を行うのは稀であり、相変わらず一般会計からの繰り入れをあてにする経営がなされることが多い。

(エ) 地方独立行政法人化（非公務員型）

最近、自治体病院で増加してきているのが、非公務員型の地方独立行政法人化である。これは、補助金を運営費交付金という形で一本化し、病院の経営者に予算・財務、職員定数、人事等に関する裁量権を与えることによって、地方公営企業法全部適用よりも効率的な経営を目指そうというものである。総務省の作成した公立病院改革ガイドラインにおいても、地方公営企業法の全部適用によっても所期の効果が達成されない場合には、地方独立行政法人化に向けて経営形態を見直す必要があると記載されている。地方独立行政法人の場合、中期目標・中期計画（財務を含む）が策定され、その達成状況を評価委員会が評価することによって、達成度合いが厳しく評価・公表され、中期目標期間経過後はその達成状況を見たうえで、廃止も含めて検討されることになる。また、外部有識者等が監事となり常時経営をチェックするとともに、赤字補てんの意味合いの一般会計からの繰り入れから、運営費交付金という一括補助金に変更されることによって、計画以上の赤字は許されないという緊張が醸成される。表18に平成23年4月1日現在の病院の地方独立行政法人の一覧表を掲げた。これ以外にも独立行政法人化の準備を進めている病院もある。

表18 全国の地方独立行政法人化病院の設立状況

(平成23年4月1日現在)

区分	設立団体	対象業務	法人名	設立時期
都道府県	秋田県	公営企業	地方独立行政法人秋田県立病院機構	H21. 4. 1
		社会福祉	地方独立行政法人秋田県立療育機構	H22. 4. 1
	宮城県	公営企業	地方独立行政法人宮城県こども病院	H18. 4. 1
		公営企業	地方独立行政法人宮城県立病院機構	H23. 4. 1
	山形県・酒田市	公営企業	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	H20. 4. 1
	東京都	公営企業	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	H21. 4. 1
	神奈川県	公営企業	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	H22. 4. 1
	山梨県	公営企業	地方独立行政法人山梨県立病院機構	H22. 4. 1
	長野県	公営企業	地方独立行政法人長野県立病院機構	H22. 4. 1
	岐阜県	公営企業	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	H22. 4. 1
公営企業		地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	H22. 4. 1	
公営企業		地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	H22. 4. 1	

	静岡県		公営企業	地方独立行政法人静岡県立病院機構	H21. 4. 1
	大阪府		公営企業	地方独立行政法人大阪府立病院機構	H18. 4. 1
	岡山県		公営企業	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	H19. 4. 1
	山口県		公営企業	地方独立行政法人山口県立病院機構	H23. 4. 1
	佐賀県		公営企業	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館	H22. 4. 1
都指 市定	京都市		公営企業	地方独立行政法人京都市立病院機構	H23. 4. 1
	神戸市		公営企業	地方独立行政法人神戸市民病院機構	H21. 4. 1
	福岡市		公営企業	地方独立行政法人福岡市立病院機構	H22. 4. 1
市区 町村	千葉県	山武市	公営企業	地方独立行政法人さんむ医療センター	H22. 4. 1
	千葉県	東金市、 九十九里町	公営企業	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター	H22.10. 1
	三重県	桑名市	公営企業	地方独立行政法人桑名市民病院	H21.10. 1
	大阪府	泉佐野市	公営企業	地方独立行政法人りんくう総合医療センター	H23. 4. 1
	兵庫県	加古川市	公営企業	地方独立行政法人加古川市民病院機構	H23. 4. 1
	福岡県	大牟田市	公営企業	地方独立行政法人大牟田市立病院	H22. 4. 1
	福岡県	筑後市	公営企業	地方独立行政法人筑後市立病院	H23. 4. 1
	福岡県	川崎町	公営企業	地方独立行政法人川崎町立病院	H23. 4. 1
	長崎県	佐世保市	公営企業	地方独立行政法人北松中央病院	H17. 4. 1
	沖縄県	那覇市	公営企業	地方独立行政法人那覇市立病院	H20. 4. 1

(出典：総務省ホームページによる)

### (3) 金沢市立病院の経営改善の進捗と経営体制の検討

金沢市立病院の属する石川中央医療圏では、内灘地区には金沢医科大学附属病院、市内中心部には石川県立中央病院があり、さらには金沢市立病院から3Km程度しか離れていないところに金沢大学附属病院と国立病院機構金沢医療センターがあることから、病院間の競合が激しく、立地の経緯もあり、元々患者が集まりにくい環境であることも事実である。しかも、今後は地方公営企業法の改正により、退職給与引当金の計上が義務化されるなど、財務面での経営圧迫要因があり、将来における繰越欠損金の解消にも困難さはさらに増すことが予想される。

このような中においても、金沢市立病院は様々な改革を進め、病院の存続そのものが危うくなる赤字経営からは脱却しつつあり、電子カルテや電子レセプトの導入など、医療の質の向上策も実施してきた。しかし、財務的な数値の改善は未だ緒についたばかりで、今後の増収計画が実行されるには医師の確保等の不確定要素が存在することは否定できない。また、金沢市立病院のすべての診療科が二次医療を提供できるまでは体制が充実していないなどの課題も残っており、これらについては、継続して取り組んでいくことが重要である。また、新年度には、地方公営企業法全部適用に向けた準備にも着手すると聞いており、その成否・効果を見守りつつも、今後の経営状況によっては、さらなる経営体制の見直しも視野に入れ

る必要がある。

## 第2章 各論

### 1. 経営改善基本計画の達成状況について

金沢市立病院では、経営改善基本計画の最終年度を前に計画に取り組んだ4年間の内部評価を行うと同時に、現在の病院の問題点を明らかにし、次期5ヵ年計画の課題を明らかにしたいとしている。

以下に、平成23年3月の金沢市立病院の内部評価と併せて、監査の結果を示す。（なお、以下の平成22年度の数値データは、平成23年1月末のものである。）

#### (1) 取り組み項目の達成状況

金沢市立病院経営改善基本計画（以下、基本計画）に掲げた124項目のうち経常収支比率、小児科の再開、産科の再開、各種センターの設置、紹介率の向上、DPCの導入、電子カルテの稼働等91項目（73.4%）については、達成基準をクリアし「達成」となった。

また、診療材料費率の削減、一般病床利用率の向上、言語聴覚士の配置等13項目（10.5%）については、達成はできていないが、達成基準が目標の90%以上あるいは平成23年度中に達成見込みであり「概ね達成」とした。

従って、「達成」と「概ね達成」を合計した達成率は、104項目（83.9%）となった。なお、オープンベット稼働率、服薬指導実施件数、後発医薬品の採用、評価制度の独自化、部門別コスト管理等20項目（16.1%）が「未達成」であった。

#### (2) 取り組み項目の具体的な評価・検証

##### ○主要経営比率

	平成19年度 （実績）	平成20年度 （実績）	平成21年度 （実績）	平成22年度 計画及び （見込）	平成23年度 （計画）
医業収支比率	94.9%	93.9%	94.2%	98.1% (95.2%)	99.1%
経常収支比率	100.6%	100.3%	96.2%	101.7% (99.2%)	103.50%
職員給与費対医 業収益比率	52.9%	56.8%	56.6%	52.9% (53.3%)	52.6%
材料費比率	30.8%	26.0%	25.7%	24.6% (25.4%)	24.3%
繰入比率	9.3%	9.8%	5.5%	8.4% (6.0%)	8.8%

※平成21年度より他会計補助金（医業外収益）の一部（救急医療の確保に要する経費及び保健衛生行政に要する経費）を他会計負担金（医業収益）に科目変更した。

##### 【成果及び付加価値】

- ・ 医業収支比率、経常収支比率については計画は達成されている。
- ・ 材料費比率については、H18年度と比較して約10%の削減となっている。

##### 【未達成理由及び改善方針】

- ・ 職員給与費比率については、医師等の職員の増員、医師給与増によるものである。
- ・ 今後、時間外手当の削減が必要である。

(監査結果)

内部評価では医業収支比率と経常収支比率については、計画が達成されたとの評価が下されている。しかし、経常収支比率については平成19年度から平成22年度まですべて計画未達であるにもかかわらず計画達成と評価されている。黒字となったことにより、概ね達成したとのことであるが、目標値がある以上、未達とすべきである。

また、医業収支比率については一般会計からの繰入金の計上区分を平成21年度より医業外収益から医業収益へ変更した影響により計画達成となっている。計上区分の変更は金沢市監査委員監査で指摘されたことが理由であり、正当な変更といえるが、計画策定時には計上区分の変更は想定されておらず、変更しなければ計画は未達であったため、未達とするのが妥当である。

なお、以下の各アクションプランでも意見を述べたとおり、計画の目標設定や達成状況の評価が適切ではない例が見受けられるため、今後の経営計画を策定する際には、その後の評価も考慮して適切な目標と評価基準を予め設定する必要がある。

**【意見】**

今後の経営計画の策定にあたっては、適切な目標と評価基準を予め設定する必要がある。

○改善実施の検証体制・機能の整備（アクションプラン 1）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
内部評価委員会の設置、活動（毎年）	実施	実施		実施	○	継続実施
外部評価委員会の設置、活動（隔年）		設置			H23 実施 予定	継続実施
バランス・スコアカードによる検証実施	検討	実施		実施	○	継続実施
改善アクションプランへのフィードバック		実施			○	継続実施

**【成果及び付加価値】**

- ・H19年度には、年度事業計画とその評価を行い、H20年度より内部評価委員会を設置し、評価と次年次のプランを明確にしている。
- ・H23年度には同委員会を設置し、これまでの計画の総括とそれを踏まえた新アクションプランを策定する。

(監査結果)

「内部評価委員会の設置、活動（毎年）」は毎年実施するという計画に対して、平成21年度には実施されていない。したがって、評価を「○」としているのは妥当ではない。また、実施された内部評価をもとに改善へのフィードバックがなされたのは平成20年度だけであり、実施の頻度や内容から十分な内部評価が行われているとはいえない。

次に「バランス・スコアカードによる検証実施」については、平成20年度と平成22年度に実施したと評価しているが、部署別の事業評価であり、一般的にバランス・スコアカードと

称されているものとは異なるものである。計画未達といえる。

○紹介率、病床利用率の向上等（アクションプラン 2）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
紹介率の向上	47.1%	53.4%	50.3%	55.2%	○	50%
逆紹介率の向上	23.4%	24.8%	26.9%	38.3%	○	30%
一般病床利用率の向上	84.6%	83.7%	83.9%	84.5%	▲	90% (22年度)
外泊数の適正管理		実施	実施	実施	○	継続実施
同日入退院の実施管理	実施	実施	実施	実施	○	継続実施
登録医への定期訪問	実施	実施	実施	一部実施	○	継続実施

※一般病床利用率……人間ドック分を除く病床数(272床)を基礎とする。

※逆紹介率……H21年度までは診療情報提供料を算定した数、H22年度より診療情報提供書を作成した数とした。

【成果及び付加価値】

- ・退院支援担当者を配置した。
- ・一般病床利用率は H19 年度に約 10%増加、その後維持しているが、この間平均在院日数は 19 日から 17 日に短縮されている。
- ・紹介、逆紹介については計画は達成された。

【未達成理由及び改善方針】

- ・紹介、逆紹介については地域支援病院の施設認定のため、さらに高い目標設定が望まれる。
- ・一般病床利用率は 7 対 1 看護導入により、さらに有効な病床利用が望まれる。

（監査結果）

逆紹介率については、平成19年度から平成21年度までと平成22年度とで算定方法が変更されている。結果として平成19年度から平成21年度までは計画未達であったが、平成22年度は計画達成となっている。算定方法の変更について病院は、逆紹介率が紹介率に比べて低いことから原因を調査したところ、地域連携室経由で送付されていた逆紹介状のほかに、医師から患者に直接渡されていたものがあり、平成22年度から院内情報システムにより、実情に近い数値を把握できるようになったとのことであった。しかし、計画に目標値が記載されている以上、計画段階で算定方法は決まっていたはずであり、これを途中で変更することは妥当ではない。

○地域連携の協働化（アクションプラン 3）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
協働活動検討会を 発足	検討	実施	実施	実施	○	
講習会・研修会 の共同開催	検討	実施	実施	実施	○	継続実施
患者相談等の 共同実施		検討	実施	実施	○	継続実施

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○オープン・ベッド拡充（アクションプラン 4）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
オープン・ベッド 登録医数	113人	110人	117人	117人	×	150人
オープン・ベッド 稼働率／年	48.2%	58.3%	49.8%	42.2%	×	80%

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○地域連携組織の強化等（アクションプラン 5）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
「地域連携室」専任 (事務)職員数	2人	3人	3人	3人	○	3人 (臨時等)
ソーシャルワーカー 配置数	2人	2人	2人	2人	▲	3人 (21年度)

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○服薬指導の強化（アクションプラン 6）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
入院患者への 服薬指導実施件数 ／年	1,845件	3,036件	4,272件	2,008件	×	件 5,500 (20年度)
「院外処方せん」 実施率 ／年	47.83%	79.36%	78.28%	82.69%	○	80% (20年度)
後発医薬品の適用 率(購入額) ／年	2.3%	6.9%	9.4%	4.7%	×	20% (22年度)

※後発医薬品・・・21年度までは数量ベースとする。

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○栄養管理指導の強化（アクションプラン 7）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
入院患者への 栄養管理実施件 数／年	62,789件	86,779件	84,494件	64,130件	○	90,000件 (20年度)

【成果及び付加価値】

- ・入院患者への栄養管理実施件数
- ・入院患者に対して100%実施している。

【未達成理由及び改善方針】

- ・栄養指導を退院時にも実施すると共に、退院サマリーの作成と発行を強化する。
- ・NST チーム加算の取得を目指す。

（監査結果）

計画では、平成20年度の入院患者への栄養管理実施件数として、90,000件を目標値として設定している。目標の設定年度である平成20年度は未達成であり、その他の年度も90,000件に達した年度はない（平成22年度の確定数は85,606件）。入院患者に対して100%の実施率であることから評価を「○」としているが、本来の目標が全ての入院患者への指導の実施であるならば、実施率で目標を設定すべきであり、客観的な数値判断からは計画未達成とするのが妥当である。

○高度医療機器活用の推進（アクションプラン 8）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
C T 検査件数 件／年	8,855	9,193	9,206	8,286	○	9,600件
M R I 検査件 数／年	3,555	3,597	3,689	2,855	○	3,300件

【成果及び付加価値】

- ・MRI 検査件数については、目標を達成した。

【未達成理由及び改善方針】

- ・C T 検査件数については、年9,600件を維持。
- ・MRI 検査件数については、年3,600件を目標にする。

（監査結果）

C T 検査件数について、計画では9,600件を年間の目標値として設定している。平成22年度は平成23年1月末時点では8,286件で未達成であったが、年間推移から達成可能と判断し、評価を「○」としている。平成22年度の確定数は10,941件であったため、目標が達成されていることを確認した。

○各種検査機能等の充実（アクションプラン 9）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
心臓カテーテル検査 件数 件/年	316	353	408	300	○	400件
PTCA(経皮的冠動脈 形成術)件数 件/年	78	97	133	95	○	100件
頸動脈エコー検査 件数 件/年	104	148	113	116	×	240件

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○適性な診療内容の実施（アクションプラン 10）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
手術件数 件/年	1,304	1,234	1,302	926	×	1,400件

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○適性な診療単価の実現（アクションプラン 11）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
入院単価 円/人	31,241	32,597	33,637	34,934	○	34,000円
外来単価 円/人	院外 48% 12,221	院外 79% 10,650	院外 78% 10,943	院外 83% 11,048	○	維持継続

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○診療報酬の確実な取得（アクションプラン 12）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
請求漏れの縮減	調査	検討	実施	実施	○	
未収金の縮減	調査	検討			○	

【成果及び付加価値】

- ・電子カルテ導入により、医事で診療内容の確認が容易になったため縮減された。

【未達成理由及び改善方針】

- ・クレジットカードによる支払の導入。
- ・督促状の発行。

（監査結果）

請求漏れの縮減について、平成21年度と平成22年度に実施済みとして「○」の評価となっていた。電子カルテ導入により、診療行為と請求が一体化され、請求漏れが縮減していると

いう理由であるが、請求漏れの件数と金額を把握できておらず、縮減効果も算出できない。実態の把握が難しいとはいえ、計画には、適切な目標を掲げる必要がある。

○新規加算項目の導入（アクションプラン 13）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
画像診断管理加算(2)の適用	検討	実施			○	
特殊CT、特殊MRI撮影の適用	一部実施	実施	制度廃止			
無菌製剤処理加算の適用	実施				○	
病理診断料加算の適用	検討	実施			○	
医療安全対策加算の適用	検討	実施			○	
その他、加算項目の適用導入	検討	実施	→	→	→	継続実施

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○病棟クラーク・医師事務作業補助者の配置（アクションプラン 14）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
病棟クラーク配置数	3人	3人	廃止			
医師事務作業補助者配置数			7人	7人	○	配置

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○公共性・公益性の堅持（アクションプラン 15）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
小児科再開（医師獲得）	常勤1名	常勤1名	常勤1名	常勤1名	○	常勤医師複数配置
産科再開（医師獲得）	検討	非常勤1名	非常勤1名	非常勤1名	○	常勤医師配置
医師会協力の体制（医師派遣等）	検討				検討	
救急体制充実（内科、小児科）	検討				検討	

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○メタボリックシンドローム・センター開設【市全体のセンター】（アクションプラン 16）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
開設準備（勉強会、職種間連携）	実施	実施			○	
医師獲得（循環器系の増強）	検討				×	医師1名獲得
医師会等との連携	検討	実施			○	
施設・機材整備、スタッフ配置	検討	実施			○	スタッフは委託等
開設・機能充実		開設			○	

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○消化器センター開設（アクションプラン 17）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
開設準備（勉強会、職種間連携）	検討	実施			○	
医師獲得（消化器系の増強）	検討				×	医師1名獲得
施設・機材整備	検討	実施			○	
開設					▲	H23年度準備

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○呼吸器・睡眠センター開設（アクションプラン 18）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
開設準備（勉強会、職種間連携）	検討	実施			○	
医師獲得（呼吸器外科）	交渉	1名 (内科医)	交渉	1名 (内科医)	○	医師1名獲得
睡眠時無呼吸検査技師の配置	2人 ・正1 ・パ1				○	
施設・機材整備	検討	実施			○	
開設			開設		○	

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○「専門外来」拡充（アクションプラン 19）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
設置数の拡大	5	7	7	7	○	6科
施設・機材整備		実施			○	

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○リハビリ部門拡充（アクションプラン 20）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
言語聴覚士の配置人数	0人	→	1人		▲	

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○透析部門の拡充（アクションプラン 21）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
透析患者数 人	10,182	10,185	9,950	7,379	×	10,900

【未達成理由及び改善方針】

- ・臨床工学技士2人の透析専従化。
- ・透析患者の増加は未達成であり、透析専従職員の確保が課題である。

（監査結果）

計画では年間の透析患者数を10,900人と目標設定している。これに対して、平成19年度からの4年間は目標が未達となっており、その理由及び改善方針として「透析専従職員の確保が課題である」とされているが、実際には、人工透析装置を設置した診療所が増えており、患者の負担軽減と地域連携の観点から、患者の住所地に近い診療所に紹介しているとのことであった。

ただ、他院紹介者数は把握しておらず、また、地域医療連携の観点から紹介しているのであれば、専従職員の確保が直接の要因ではなく、目標を改める必要があったといえる。

○人間ドックの内容・体系再編（アクションプラン 22）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
人間ドック件数 件/年	945	984	1,004	776	○	900
脳ドック件数 件/年	128	139	144	137	○	180
料金単価の見直し	検討	実施			○	検討・実施の継続
メニュー新設等（ミニドック、アラカルトメニュー等）	検討	検討	検討	1コース新設	○	2コース新設

【成果及び付加価値】

- ・料金単価の見直しとして、H20年4月に1日半ドックを65,100円→59,000円に、1日Aドックを45,150円→39,900円に、1日Bドックを33,600円→29,400円に変更し、受診しやすい料金とした。
- ・H22年8月に1日半ドックに全腸検査コースを追加した。

(監査結果)

脳ドックの実施件数について、計画では180件を年間の目標値として設定している。平成22年度は平成23年1月末時点では137件で未達成であったが、年間推移から達成可能と判断し、評価を「○」としている。平成22年度の確定数は168件であったため、結果的には未達成であるが、平成23年度に実施された外部評価の報告書では▲に訂正されていることを確認した。

○クリニカルパスの充実等 (アクションプラン 23)

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
パスの見直し (検査項目等)	検討		6種類	8種類	○	継続的に実施
地域連携パスの 導入実施	検討		8	36	○	継続的に実施
平均在院日数の適正 化(17日以内)	19.33日	18.73日	17.62日	16.66日	○	

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

○院内情報システムの導入・稼働 (アクションプラン 24)

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
電子カルテ・ 電子レセプト導入	調査 設計	開発	本稼働		○	H22 本稼働

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

○DPC導入 (アクションプラン 25)

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
DPC導入手続き	検討会 設置 (準備)	申請・ データ提 出等	データ提 出等	導入	○	H20 申請
収支分析等の実施				実施	○	
診療情報管理士・育 成(1人)・新規採用	開始 募集	1名 採用			○	計3名 育成1 採用2

【成果及び付加価値】

- ・DPCの導入をH22年7月に行い、診療情報管理士についてはH20年度1名採用、H23年度1名採用予定であり、現在2名育成中である。
- ・医事室においてDPC算定と出来高算定との比較を行い、医局会に報告している。

(監査結果)

平成22年度からDPCが導入されている。DPCとは「診断群分類別包括評価制度」と言い、患者の病名と診療内容を組み合わせた「診断群分類」に応じて厚生労働省が定めた1日あたりの定額点数(包括評価)をもとに入院医療費を計算する制度である。DPCの導入により、受け取る診療報酬の算定が従来の「出来高払い」から「包括払い(収入が一定)」へと変更されるため、一定の診療報酬のもとでいかにコストを管理していくのかが採算の面で重要になるといわれている。

この点について、計画でも「収支分析等」の実施が目標として掲げられているが、病院に確認したところ、『現在のところ収入の分析のみであり、支出との比較はしていないが、包括収入と仮計算した出来高収入を比較しているものであり、出来高は元々、コストに対する適正な収入を見込んで積算されたものと考えられるため、コストとの比較としてある程度意味があると考えている。』との回答であった。

上記のとおりDPC導入後の採算管理においては、一定報酬の下でコストの発生をいかに管理していくのかといった視点が非常に重要となる。出来高と包括を比較していることはコスト把握の面で意味がないわけではないが、収入に対応する支出を把握することはコスト管理面で大切であり、DPC導入後の管理体制としては不十分な点があると言わざるを得ない。

○患者満足度の高まる院内環境の整備 (アクションプラン 26)

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
順番待ち表示の整備	実施(一部)	検討	検討		×	
見やすい院内掲示への再整備	検討	実施			○	
その他、院内環境の整備	検討	実施			○	継続実施

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

○金沢美術工芸大学との連携による医療機器・医療環境の整備 (アクションプラン 26-2)

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
医療機器・医療環境の整備			検討	検討	○	

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

○圏域を広めるための環境整備（アクションプラン 27）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
誘導標識の設置整備など	実施				○	継続実施

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○外来受付時間【弾力化】（アクションプラン 28）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
外来受付時間 （科目等による弾力的運用）	15:00 （一律）		小児/耳鼻/皮膚 17:00		○	
増加患者数 （小児科）人	337	686	1,212	1,514	○	300
増加患者数 （皮膚科）人	5,889	5,523	-296	-370	×	350
増加患者数 （耳鼻咽喉科）人	6,314	4,940	-545	-291	×	300

※増加患者数……20年度までは延べ患者数。増減は20年度実績を基準。

※22年度目標……小児科 240人 皮膚科 280人 耳鼻咽喉科 240人

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○コスト削減の推進等（アクションプラン 29）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
SPD委託の導入	準備	導入			○	H22 本格実施
医薬品、診療材料の 品目数削減	検討	検討	実施		○	継続実施
診療材料比率の 適性管理	準備	検討	実施		○	継続実施
コスト削減活動の実 施・継続	実施	検討	実施		○	継続実施
光熱水費の節減 （電気料）	21年度までに節減プラン 策定			実施	○	

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○委託化の推進（アクションプラン 30）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
給食調理業務	委託				○	
検査業務	見直し	実施			○	
その他、委託化推進による効率化	検討	実施			○	継続実施

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○高額医療機器購入の新たな契約方法（アクションプラン 31）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
高額医療機器の新たな契約方法	検討	検討	検討	実施	○	継続実施

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○医療機器保守管理の充実（アクションプラン 32）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
臨床工学技士の配置	3人	3人	3人	3人	▲	4人 (21年度)

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○独自の契約手法等の研究（アクションプラン 33）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
契約の基準、手法、手続き等の見直し検討	検討	検討	検討		○	

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○マネジメント機能の強化（アクションプラン 34）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
「経営企画室」の設置	検討	設置			○	H20 設置
マネジメント担当職員 の配置	検討	検討	検討	×	×	診療情報管理士が兼務
DPCによる収支分析等 の実施【再掲】	準備	準備	準備	実施	○	

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○院長権限強化・明確化（アクションプラン 35）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
院内執行体制再編 (委員会等の再編)	一部 実施	実施			○	
重点投資決定の 実施	検討	実施			○	
運営諮問会議の 設置、開催	検討	実施			▲	

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○院内ネットワークシステムの再編（アクションプラン 36）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
院内ネットワークシステムの再編	準備	準備	実施		○	

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○H Pの内容充実（アクションプラン 37）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
地域連携情報の 組み込み	検討	実施			○	継続実施
他の関連情報の 再編	検討	実施			○	継続実施

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○ 7対1看護の導入（アクションプラン 38）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
人員増、定数制度整備	検討	準備	準備	実施	○	
導入					○	

（監査結果）

経営改善基本計画では、急性期医療の機能充実に欠かせない人的体制整備の一環として、7対1看護体制を導入するとしている。しかしながら、導入にあたっては、入院における診療報酬の増額が見込まれる一方で看護師の person 費も増加することから、最終的な採算に与える影響も考慮する必要がある。7対1看護体制については、平成23年4月の看護師採用（57名）により基準を満たし、平成23年7月の診療報酬から算定開始となっている。導入後の採算見通しについて確認したところ、以下の回答を得た。

1. 収入増 228,446千円 2,550円（一般病棟入院基本料10対1看護との単価差） × 89,587人（結核患者を除くH23年度概算入院患者数） = 228,446,850円 ≒ 228,446千円
2. 費用増 185,332千円
① 看護師職員費（増） 215,332千円 4,141千円（新規採用職員平均単価） × 52名（増員看護師数）
② 看護師時間外（減） 30,000千円
① - ② = 185,332千円

収入増額については、現状の病床利用率を前提とすれば、回答にある増額が見込まれるものと言える。他方、費用増額については、看護師を新規採用するため、増額する職員人件費の単価を「新規採用職員平均単価」を用いて算定しており、単価の低い職員を想定している。総務省が公表している病院経営分析比較表によれば、平成21年度における金沢市立病院の看護師の平均給与月額が496千円となっており、単純に12倍すると年間ベースで約6,000千円となり、52名の増員であれば300,000千円以上の人件費増加となる（収入増加見込み額をオーバー）。収入は病床数・入院患者数が増加しない限り増額することはなく、中長期的にみた場合、継続して採算を確保していくことは難しいのではないかと考えられる。

また、病院の見通しによれば30,000千円の時間外人件費を削減できるとなっている。これは、看護師数の増加により一人一人の時間外労働時間が減少するとの根拠によるものであるが、算定上は111名の看護師数が166名になることにより、時間外手当が従来の66%（111名÷166名）になるというものであり、金額もこの分だけでは24,000千円あまりの削減見込みにとどまっている。残りは看護師業務の見直しや看護師のサポートによる医師・技師の負担減により削減が可能ということが根拠となっている。

7対1看護体制の導入は、急性期医療の機能充実が目的であり、必ずしも損益改善が目的ではないが、赤字につながるものであってはならず、採算見通しについては、今後、十分な検

証が必要である。

**【意見】**

7対1看護体制の導入における採算見通しについては、導入後、十分な検証が必要である。

○病院経営に則した任用・人事等の実現（アクションプラン 39）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
定数・現員管理の独自化	検討	検討	検討		×	市全体方針と調整
採用試験方法等の独自化	実施				▲	
雇用形態、雇用単価の見直し	検討	実施			○	
評価制度の独自化	検討	検討	検討		×	市全体方針と調整
給与加算制度の導入(医師対象)	検討	検討	検討	実施	▲	市全体方針と調整

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○キャリアアップ制度確立【看護師】（アクションプラン 40）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
認定看護管理者育成(1st 育成)	保有 12	保有 10	保有 12	保有 13	○	副師長級 14 程度
認定看護管理者育成(2nd 育成)	保有 2	保有 3	保有 4	保有 5	○	師長級 7 程度
認定看護管理者育成(3rd 育成)	育成 1	保有 1	保有 1	保有 1	▲	3 程度
認定看護師育成	育成 1	保有 1	保有 1	保有 2	▲	7分野で 各1人
その他関連資格者等育成	検討	順次 育成	順次 育成	修士 1	▲	

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

○キャリアアップ制度確立【他の医療職】（アクションプラン 41）

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
検査技師の専門性の育成						
細胞診検査技師数	1人	1人	3人	3人	○	
超音波検査技師数			1人	1人	○	
その他、 関連資格者等育成	検討	順次 育成	下記 参照	下記 参照	○	

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

○研修システム活性化 (アクションプラン 4 2)

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
「接遇」向上研修等の開催	検討	実施		実施	○	継続実施

○医師養成の体制構築 (アクションプラン 4 3)

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
臨床研修医の受入	検討	準備	実施		○	継続実施
養成体制の構築 (市立病院医師養成 の視点から)	検討	準備	実施		○	継続実施

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

○やる気を育む院内制度 (アクションプラン 4 4)

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
職員表彰制度の 創設、実施	検討	実施	実施	実施	○	2人/年 程度

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

○一般会計繰入基準の整備 (アクションプラン 4 5)

	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	目標値等
新たなルール化による繰入実施	検討	実施			○	周産期医療等
部門別コスト管理の実施	検討	検討	検討	検討	×	IT化に併せて

【成果及び付加価値】

- ・平成 21 年度予算より他会計補助金の一部である救急医療の確保に要する経費及び、保健衛生行政に要する経費を他会計負担金として計上した。

【未達成理由及び改善方針】

- ・現在の電子カルテを用い、部分的な管理会計システムは可能であり、H23 年度中に実施する。

(監査結果)

(ア) 新たなルール化による繰入実施

一般会計から病院事業特別会計への繰出基準については総務省から通知が出されており、その冒頭には「最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公

営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。その基本的な考え方は、下記のとおりですので、地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いします。なお、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するものですので、御承知願います。」と記載されている。

病院事業における対象は、①病院における建設改良に要する経費、②へき地医療の確保に要する経費、③不採算地区病院の運営に要する経費、④結核医療に要する経費、⑤精神医療に要する経費、⑥感染症医療に要する経費、⑦リハビリテーション医療に要する経費、⑧周産期医療に要する経費、⑨小児医療に要する経費、⑩救急医療の確保に要する経費、⑪高度医療に要する経費、⑫公立病院附属看護師養成所の運営に関する経費、⑬院内保育所の運営に要する経費、⑭公立病院附属診療所の運営に要する経費、⑮保健衛生行政事務に要する経費、⑯経営基盤強化対策に要する経費の16項目にのぼっている。

このように、一般会計からの繰入金については、国において基準が定められているが、実際の積算は、各自治体の裁量とされており、国の積算基準例においても様々な例が示されている。

#### ① 共済費追加費用の負担に要する経費

共済追加費用の負担に要する経費については、国の基準では、自治体が繰出す額として「当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部とする」としているが、金沢市立病院では病院職員数が法施行日は134名、平成22年度は273名であることから、総務省告示221号（平成21年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について）に基づく負担率1000分の50.2を給与総額に乗じた金額を繰入れている。

他の自治体病院でもこのような例はあるとはいえ、職員数が著しく増加している場合に認められている繰出しであり、職員全員ではなく、職員の増加分の掛け金について繰入れを行うことが適当である。

#### 【意見】

共済追加費用の負担に要する経費に対する繰入れについては、国の繰出基準に合わせ、職員の増加分の掛け金について行うことが適当である。

#### ② 高度医療に要する経費

「病院の建設改良に要する経費」については、国の基準では「病院の建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（建設改良費及び企業債元利償還金等の2分の1を基準とする）とする」としており、金沢市立病院では、企業債の元利償還金の2分の1を繰入れしている。

さらに高度医療機器の取得に際して発行した企業債の元利償還金については、この元利償還金の2分の1に相当する額に加えて、残りの2分の1についても繰入れしている。これは国の示す基準外の繰入金であり、基準以上の負担を行っている。

自治体の裁量の範囲ではあるが、高度医療機器については民間病院で保有しているケースも多くあり、その場合は、患者利用から得られる診療報酬によって取得コストをまかなうことが要求される。市立病院といえども本来は同じであり、2分の1の繰入れであっても民間病院よりも有利な条件といえる。高度医療機器の取得にあたっては、国の繰出基準や積算基準例に合わせて、機器の取得に伴う収入をもって充てることができないと認められるものか、企業債元利償還金の2分の1に相当する額に限定することが適当である。

#### 【意見】

高度医療機器の取得に対する繰入金については、国の繰出基準に合わせ、企業債元利償還金の2分の1に相当する額等に限定することが適当である。

#### (イ) 部門別コスト管理の実施

一般会計からの繰入基準整備の一環として、一般医療分野における計画的な収支改善を行う必要があるとして部門別コスト管理の実施を目標に掲げている。

この点について、内部評価によれば平成22年度時点で目標未達とあり、現在の電子カルテを用いた部分的な管理は可能であり、平成23年度中に実施するとしているが、総論で述べたとおり、現在までに実施はされていない。

現状では決算書等により、病院全体の業績や財政状態については分析・把握できるものの、どの診療科でどれくらいのコストが発生しているのかまでは把握できず、どのような目標を掲げたとしても、個別・具体的に効果的・効率的な施策を実施することは期待できない。

また、金沢市立病院はいわゆるDPC（急性期入院医療の診断群分類に基づく1日あたりの包括評価制度）対象病院であるため、前述のとおり入院に関する収入は包括払いとなることから、採算管理を適切に行うためには診療科ごと、あるいは患者ごとに要したコストを的確に把握する必要があり、この点からも部門別コスト管理が必要である。

## 2. 診療報酬債権について

地方公営企業法においては、引当金は退職給与引当金と修繕引当金に限定されていることから、金沢市立病院では、診療報酬債権に対して徴収不能引当金や貸倒引当金は計上していない。また、診療報酬債権の貸倒れの処理としては、地方自治法第236条第1項（金銭債権の消滅）に基づき、発生後5年が経過した時点で不納欠損処理を行っている。従来、診療報酬債権は、公債権として取り扱われていた。そのため、債権の消滅時効に関しては、時効の援用が必要とされず、時効が到来したものについてはそのまま不納欠損金として扱ってきたものである。

### (1) 診療報酬債権の消滅時効の取り扱いについて

上記のように、金沢市立病院では診療報酬債権を公債権として取り扱っている。しかし、平成17年11月21日の最高裁第二小法廷において、公立病院が患者に診療報酬を請求できる期間について争われた訴訟の上告審判決が出されている。当該判決によれば、公立病院の診療に関する債権の消滅時効は、民法170条第1号により3年と解すべきものであるとされ、民間病院と同様に消滅時効は3年であるという判断が確定した。さらに、私債権ということであれば、民法の規定が適用されることになり、不納欠損すなわち貸倒れの処理をするには、債務者からの時効の援用又は議会の議決によって債権の放棄を行うことが必要になった。金沢市立病院においても、これらの状況を踏まえ、消滅時効に関して私債権として取り扱うべきである。この点に関して、金沢市の監査委員による決算監査においても平成18年度に「公立病院の診療費に係る債権の消滅時効について、平成17年の最高裁判決で私法上の債権として消滅時効は3年であるとの判断が示されたことから、この債権の管理・徴収の在り方を見直す必要がある。」と指摘されているが、具体的な対応はなされていない。

### (2) 診療報酬債権の評価について

金沢市立病院では、発生後5年分の診療報酬債権がそのまま貸借対照表に計上されており、貸倒引当金が何ら計上されていない。このような会計処理は、現行の地方公営企業法に基づく会計処理としてやむを得ないものの、実際には回収懸念がある債権にも関わらず、全額が貸倒引当金等の手当てがなされないまま、貸借対照表に計上されているということであり、回収可能な資産を計上するという意味で妥当ではない。特に、私債権としての診療報酬債権はすでに3年で時効を迎えているのであり、発生後4年目、5年目の債権に関しては、消滅時効後の債権が額面のままで計上されているか、又は何らかの時効の中断が行われたにせよ長期滞留債権となっているのであり、債権額面をそのまま資産価値とすることは妥当ではない。

#### **【指摘事項】**

**最高裁判決を踏まえ、診療報酬債権については、私債権として取り扱う必要がある。**

### (3) 貸倒引当金の設定について

上述したように、発生後5年経過後に時効が成立したとして不納欠損金として貸借対照表から除外する現行の会計処理は、実際は公債権のように時効が成立しているわけではないため、5年経過したからといって自動的に貸借対照表能力が否定されるものではない。しかし一方で、債務者からの時効の援用を待つ、あるいは議会の議決によって債権の放棄を行うという手続は実際上容易でないことから、3年を超えて時効を迎えた債権が回収に懸念があるにもかかわらず計上され続けることになり、貸借対照表が実態を正しく反映していないものになる。

一方、民間病院や地方独立行政法人の病院については、病院会計準則に基づく決算が行われることになるが、病院会計準則においては、企業における金融商品会計基準にしたがって

貸倒引当金の設定を求めている。そのため、金沢市立病院においても地方公営企業の新会計基準への移行時には病院会計準則を採用し、診療報酬債権の評価勘定である貸倒引当金を算定して、資産評価を正しく実施できるようにする必要がある。

**【意見】**

地方公営企業の新会計基準への移行に際しては、診療報酬債権の評価勘定である貸倒引当金を算定して、資産評価を正しく実施できるようにする必要がある。

(4) 患者医業未収金の貸借対照表残高について

現在、診療が行われると、レセプト情報に基づき、医事システムで患者別に未収データが作成される。この医事システムからの患者未収金情報に基づく日次の合計額から、財務会計システムで患者分医業未収金が計上される。また、患者から未収金の入金があると医事システムで患者別に入金情報登録が行われ、財務会計システムでは日々の入金合計額で患者分医業未収金について「歳入調定簿兼収入原簿」の作成が行われる。

このように医事システムは未収計上及び入金情報処理が個別に行われ、患者別に未納額の把握が行なれているが、財務会計システムでは日々の合計金額で入出金処理が行われるため、患者別の管理は行われていない。よって財務会計システムと医事システムでの患者分医業未収金を定期的に照合することにより双方のデータの一致を確認し、財務会計上の患者分医業未収金が患者別に把握できることを担保する必要がある。

病院にこれら個別システム間のデータ照合状況を確認したところ、日ごとに医事システム上の債権と入金額の合計を当日の会計情報と照合し、月別集計により財務会計システムの患者分医業未収金と確認しているとのことであった。しかし、これらのチェックは日、月又は年度といった特定期間内における未収金の照合であり、累積残高の照合についてはシステムが対応しておらず、処理されていなかった。財務会計上の勘定科目の残高は、細目ごとにその実在性を個別に証明すべきであり、患者分医業未収金に関していえば、患者毎の未収金の合計額との一致を確認できなければならない。

今後、期末貸借対照表に計上される患者分医業未収金残高を相手先別に把握するため、財務会計システムでの患者分医業未収金残高と医事システム上の患者別未収金残高の合計を期末日現在で照合できるような仕組みを構築する必要がある。

**【意見】**

期末貸借対照表に計上される患者分医業未収金残高を相手先別に把握するため、財務会計システムでの患者分医業未収金残高と医事システム上の患者別未収金残高の合計を期末日現在で照合できるような仕組みを構築する必要がある。

3. 特殊勤務手当について

病院職員に関する特殊勤務手当は以下のように条例で規定されている。

職員の給与に関する条例（昭和26年4月1日、条例第7号） （抜粋）

（特殊勤務手当）

第14条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。

当該条例を受けて、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年3月28日 条例第4号）が制定されている。

金沢市立病院の職員が関係する特殊勤務手当には、第4条病理細菌取扱手当、第4条の2剖検補助業務手当、第5条感染症防疫作業等手当、第6条放射線取扱手当他がある。

このうち、第18条医療従事手当に関しては、以下のように規定されている。

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年3月28日 条例第4号） （抜粋）

（医療従事手当）

第18条 医療従事手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 福祉保健局に所属する医師で、医療に関する業務に従事するもの
- (2) 市立病院に所属する医師で、診療業務に従事するもの

2 前項に規定する手当の額は、勤務1月につき、同項第1号の職員については30,000円を、同項第2号の職員については80,000円をそれぞれ超えない範囲内において市長が定める。

今回、特殊勤務手当整理簿を閲覧したところ、他部局所属の医師に対して、月80,000円の医療従事手当が支給されているものがあった。当該医師は、他部局と病院を兼務して発令されており、週に1度、午前中の診療業務に従事していることから、月額80,000円が支給されているものであるが、勤務時間のほとんどは他部局の職場に勤務しているのが実情である。

医療従事手当80,000円支給の前提となっている診療業務という面では、週に半日のみ診療業務に従事しているだけであり、専ら従事している医師との比較において均衡を欠いている状態である。また、同様に支給される機能訓練業務手当は、従事した日数に応じて支給されている。よって、本務ではない業務に対して特殊勤務手当を支給するのであれば、機能訓練業務手当等のように勤務日数に応じて支給する基準を設けるべきである。

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年3月28日 条例第4号） （抜粋）

（機能訓練業務手当）

第19条 機能訓練業務手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 市立病院に所属する理学療法士又は作業療法士で、機能訓練業務に従事するもの
- (2) 福祉健康局に所属する理学療法士又は作業療法士で、機能訓練に従事するもの

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の職員 勤務1月につき7,000円
- (2) 前項第2号の職員 従事した日1日につき340円

【意見】

本務ではない業務に対して医療従事手当を支給する場合は、機能訓練業務手当等のように勤務日数に応じて支給する必要がある。

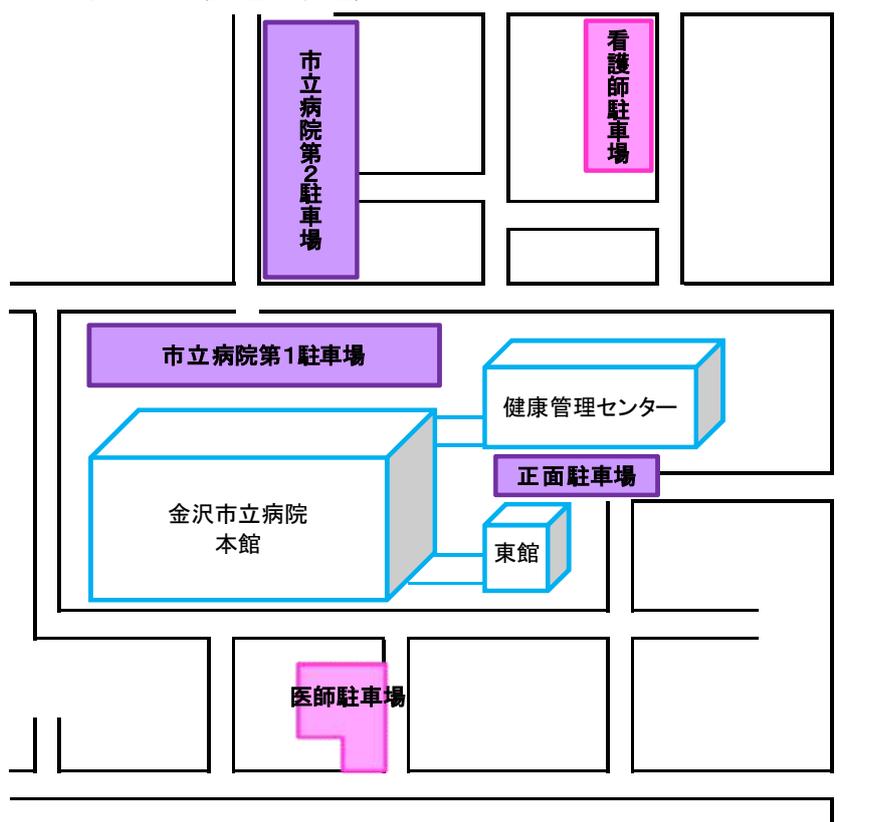
4. 駐車場について

金沢市立病院の駐車場の概要は表19及び図2のとおりである。

表19 金沢市立病院の駐車場一覧

駐車場	駐車台数	形式	取得時期	面積(m <sup>2</sup> )	備考
正面駐車場	17台	埋設型車止め方式	平成元年6月頃	2,102.80	病院建替と併に使用開始 ※面積は駐車場総面積より、他駐車場分を減じて算出 ※病院建替当初→73台。東館建設、駐車場管理、装置の設置（設置スペース）などにより減
第1駐車場	44台	駐車券使用バー型方式	平成元年6月頃		
第2駐車場	63台	駐車券使用バー型方式	平成元年11月頃	693.62	※当初67台。駐車場管理装置の設置（設置スペース）により減
	16台	駐車券使用バー型方式	平成10年3月頃	473.29	
	20台	駐車券使用バー型方式	※平成14年度より借り上げ	339.91	借地
	計99台				
医師用駐車場	32台	リモコン開閉方式	平成6年8月頃	693.62	
	7台	リモコン開閉方式	平成22年11月頃	165.76	
	計39台				
看護師用駐車場	40台	リモコン開閉方式	平成2年3月頃	933	
	9台	リモコン開閉方式	平成23年3月31日	196	職員会館跡地
	計49台				

図2 金沢市立病院駐車場配置図



(1) 職員駐車場不足について

(概要)

金沢市立病院は平和町に位置し、職員の通勤は基本的に公共交通機関を利用することを原則とする。ただし、病院という特殊性から夜間勤務等に対応するため、特に医師、看護師に関しては私有車による通勤が認められている。

金沢市立病院職員駐車場利用規程（抜粋）

- 1 金沢市立病院長（以下「院長」という。）は、通勤に伴う交通用具利用者が次項に定める職員に職員駐車場等の利用を許可するものとする。
- 2 利用を許可される職員は看護部三交代勤務者（ただし主査級以上の者または通勤距離1 Km未満の者を除く。）、医師、給食調理員（以下「駐車場利用者」という。）とする。

医師、看護師が私有車で通勤した場合、図2の職員駐車場を利用することができる。

また看護部三交代勤務者については、夜間勤務時のみ、看護師用駐車場より病院に近く、通常患者用駐車場として利用されている第2駐車場の利用が認められている。これは、看護師用駐車場が病院から離れていることによる防犯上の理由と、夜間は患者の利用が少ないということから、規程上認められているものである。

金沢市立病院職員駐車場利用規程（抜粋）

- 3 院長は駐車場利用者に職員駐車場ゲート開閉用リモコン（以下「リモコン」という。）を貸与する。ただし、看護部三交代勤務者（主査級以上の者を含む）は、夜間勤務時のみ第2駐車場を利用することが出来る。

職員駐車場の利用状況は以下のとおりである。

平成23年 8 月 11 日 現在				
駐車場	駐車台数①	利用職員 駐車台数②	利用職員数	過不足 ①-②
医師用駐車場	39 台	33 台	33 名	6 台
看護師用駐車場	49 台	59 台（注）	85 名	△10 台
（注）85名×70%=59台				

上記のとおり平成23年8月11日現在の状況で見ると、看護師用駐車場は収容台数49台に対して利用者が85名となっている。病院担当者からのヒアリングによれば、日勤者は全交代看護師の70%程度とのことであり、日中利用者は想定59名程度と計算される。収容台数49台に対して想定利用台数59台と、約10台分の駐車スペースが不足している。一方、医師用駐車場は収容台数39台に対して利用者が33名であり、スペースに余裕はあるが、使用は医師に限定されているため、空スペースは利用されていない状況である。

平成23年 3 月 31 日 現在				
駐車場	駐車台数①	利用職員 駐車台数②	利用職員数	過不足 ①-②
医師用駐車場	39 台	33 台	33 名	6 台
看護師用駐車場	49 台	66 台（注）	95 名	△17 台
（注）95名×70%=66台				

ちなみに職員数がピーク時の平成23年3月31日現在の状況で見ると、収容台数49台に対して利用者が95名、日勤者を全交代看護師の70%程度とすると日中利用者は想定66名程度と計算され、約17台分の駐車スペースが不足していたと考えられる。

病院では平成22年度に駐車場の追加取得を行っているが、追加後もなお駐車場不足は継続している。周辺は住宅地であり、簡単に駐車場用地を確保できないことは十分理解できるが、「金沢市立病院経営改善基本計画 アクションプラン38」で唱われている7対1看護を施策として検討するにあたっては、看護師用駐車場の不足は想定できたはずであり、今後、取得可能な用地があれば、取得を検討すべきである。

**【意見】**

看護師用駐車場が不足していることを踏まえて、駐車場用地の取得について検討する必要がある。

**(2) 定期券による第2駐車場の利用について**

前述のとおり、看護師は夜間勤務時にのみ患者用第2駐車場の利用が認められているが、看護師用駐車場がリモコン開閉方式なのに対し、第2駐車場は駐車券使用バー型方式となっている。このため、看護師駐車場用リモコンに加え、第2駐車場用に常時入出庫できる磁気式の定期券（以下「定期券」という。）が、看護部三交代勤務者に配布されていた。

	発行	有効期限	回収	顛末
①	平成20年度	平成23年3月31日	平成23年2月	定期券②と交換
②	平成23年1月31日	平成25年3月31日	平成23年2月～	第2駐車場の昼間使用が常態化することを懸念し回収

平成22年度に利用されていた定期券は、上記①のように平成20年度に発行されたものであったが、平成23年3月31日が有効期限となっていた。そのため上記②のとおり、平成23年1月31日に平成25年3月31日が有効期限の定期券が発行され、①の定期券と交換する形で駐車場を利用している看護師に交付された。しかし前述のとおり、平成23年4月に約60名の看護師を採用し、夜間勤務看護師以外による昼間の第2駐車場利用が懸念されたことから、定期券の使用は廃止し、夜間勤務の看護師は病院内にある無料認証機で第2駐車場の駐車券を無料化することとなった。

看護師用駐車場不足の実態が従来からあったことに加え、経営改善計画で7対1看護の導入による駐車場の不足は容易に想像できたはずである。発行後わずか1ヶ月足らずで廃止に至ったことは問題である。

さらに、平成23年4月から定期券の使用が廃止となったが、その際には平成25年3月31日が有効期限の定期券には連番で1番から100番まで番号が付されていたにもかかわらず、番号別に貸与者を特定できるような発行管理は行われていなかった。そのため定期券返却の督促ができず、使用廃止後4ヶ月以上が経過した平成23年8月6日の監査時において、100枚の定期券のうち4枚が未回収となっていた。

そこで平成23年4月以降に定期券が使用されていないことを確認するため、無作為に5日間を抽出し、平成23年4月5日、6日、7日、23日及び24日の定期券による第2駐車場の利用状況を確認した。その結果、平成23年4月1日以降も定期券で第2駐車場が利用されており、夜間勤務時間帯以外での利用も多数認められた。（内訳 4月5日入庫3件、4月6日入庫21件、4月23日入庫13件、4月24日入庫5件）

さらにサンプリング検証の結果、8月2日まで使用されていることが確認されたが、定期

券の番号管理が行われていないことから貸与者の特定ができず、職員駐車場不足のためやむなく利用したのか、病院に近いことから安易に利用したのかも確認することができなかつた。

駐車場出口の認証機械を使用不能に設定すれば、定期券の使用を確実に中止することができるが、看護師の夜間勤務等への配慮から強制的に使用禁止とはせず、利用者の自己管理に任せていたことが原因であるが、いずれにしろ問題の解決には職員駐車場の不足を解消する必要がある。しかし、用地取得は容易ではないことから、それまでの間、第2駐車場の昼間利用を一部の者に限定して認めるなど、何らかの歯止めを設けて認めることも検討する必要がある。

昼間利用を一部の者に限定して認める場合においては、利用者の管理が問題となる。定期券の場合は番号で貸与者を特定すれば、データ上で不正利用を確認することができ、また、そのことで不正利用をけん制することができたが、現在の駐車券の認証による方法では、職員による利用か患者による利用かの特定はできない。このため、認証機による無料化に代えて無料券の交付で対応し、無料券を管理するという方法も考えられる。

### (3) 職員駐車場リモコン管理について

「金沢市立病院職員駐車利用規程 2」に基づき駐車場の利用を許可された医師及び看護部三交代勤務者に対しては、職員駐車場ゲート開閉用リモコン（以下「リモコン」という。）が貸与されている。リモコンの貸与にあたり、「職員駐車場リモコン及び駐車場許可借用書」（以下「リモコン借用書」という。）に金沢市立病院職員駐車場利用規程の遵守確認を求める旨とリモコン番号及び貸与日の記載があり、利用者から署名と捺印を受けている。この借用書では、リモコンの返却の際に返却日を記入する形式となっているが、病院担当者によれば、『職員駐車場管理料金の徴収についての同意を確認する趣旨で署名及び捺印を受けている』とのことであり、返却日が記載されていないケースが多数あった。また定期的なリモコンの在庫確認は行われておらず、運用上、リモコンの紛失時は貸与者に実費負担を求めることとしているとのことであった。

リモコンは物質的な側面よりも、職員駐車場が常時利用できるという点に価値がある。無権利者への貸与等による不正利用を防止するという観点から、リモコン借用書に職員からの返却確認を受け、返却を受けたリモコンは適正な管理を行う必要がある。

#### **【指摘事項】**

**看護師用駐車場の不足に起因する駐車場利用者の管理が適切でないことから、運用方法を再検討し、適切な管理体制を整備する必要がある。**

### (4) 職員駐車場管理費の入金遅延について

金沢市立病院職員駐車場の使用における管理費の取扱いについては、以下の規程が適用される。

## 金沢市立病院職員駐車場利用規程（抜粋）

- 6 駐車場利用者は管理費を負担するものとする。
- 7 管理費は月額2,000円とする。ただし、第3項ただし書きの者は、月額1,000円とする。
- 8 駐車場利用者は、3か月分以内の請求された管理費を、指定された期間までに、納入通知書により納付するものとする。

駐車場の管理費は、納入通知書により3ヶ月ごとに病院事務局から利用者へ請求・振込依頼を行い、入金確認後、病院事務局が「歳入調定簿兼収入原簿」の収入年月日欄に日付を記入することにより入金消込を行っている。監査人が平成22年度の納入状況を歳入調定簿兼収入原簿で確認したところ、以下のとおり未入金及び入金遅延が認められた。

### 職員駐車場使用料の入金遅延状況

調定番号	納期限	収入年月日	調定番号	納期限	収入年月日
54120	H23. 3. 23		31601	H22. 10. 8	
54412	H23. 3. 23		18010	H22. 7. 5	3/18
31310	H22. 10. 8	3/18	18107	H22. 7. 5	再 3/10
31319	H22. 10. 8	再 3/18	18218	H22. 7. 5	再 3/10
31325	H22. 10. 8	1/13	18319	H22. 7. 5	10/13

(注) 収入年月日の空欄は監査日（平成23年8月11日）現在未記入のもの。

監査を実施した平成23年8月11日現在、納期限が平成22年10月8日の未入金が1件、納期限が平成23年3月23日の未入金が2件あった。また納期限超過期間が3ヶ月以上のものが2件、5ヶ月以上のものが2件、6ヶ月以上のものが3件であった。

駐車場管理費の入金遅延は病院収入の遅延であるとともに、事務局職員に督促等の余計な作業を強いることになる。極力無駄な作業を減らし、患者へのサービスや病院収益の増加につながる時間の使い方ができるよう、対策を講じる必要がある。

### 【指摘事項】

駐車場管理費の入金遅延を防止するための対策を講じる必要がある。

## 5. 棚卸資産（貯蔵品）について

金沢市財務規則では、薬品などの消耗品に関し、帳簿の整備（第244条）、受払管理（247条）、不用管理（251条）及び現物点検（256条）の規定に従い、物品管理を行わなければならないとされている。金沢市立病院でも基本的には当該財務規則が適用されるのであるが、平成3年に「金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則」を定めて、薬品や診療材料等に関しては棚卸資産として取り扱わないことを決定し、この特例により金沢市立病院では平成3年度

決算以降、棚卸資産から除外している。棚卸資産として処理しないことに関しては、一般的な利点は事務の簡素化が挙げられるが、金沢市立病院でも同規則の改正理由において「従来たな卸経理を行ってきた薬品、診療材料、給食材料および燃料については、たな卸経理をせずに購入額を使用額としても期間損益に大きな影響を及ぼさないので、事務の簡素化を図るため、平成3年度以降これらの材料等のたな卸経理を取り止めることとする」としている。この結果、薬品等は金沢市財務規則の物品管理に関する各条文の規定対象外となり、財務規則が想定する帳簿整備や現物点検等の内部統制のルールからは外れたことになる。

一方で、金沢市立病院では半年に一度、薬剤師が棚卸、つまり現物点検を行っており、さらに「薬剤室関係業務報告」として、こちらも半年に1回、廃棄した薬剤の金額（薬価ベース）が報告されている。つまり、財務規則上の棚卸資産扱いをしない特例とした場合でも、財務規則上の棚卸資産に求められるような管理は実際に行われており、事務の簡素化というメリットはあまりないと考えられる。このような薬品の管理を行っている中で、仮に財務上の棚卸資産とした場合における日常の会計処理上の作業負担は、購入金額の貯蔵品勘定への計上と払出の薬品費等への計上のみであり、しかも月次で会計処理を行えば足りる。年度末においても、実地棚卸を実施し、現物と財務上の記録の照合を行ったうえで、棚卸減耗等で差額を会計処理するだけである。

他方、棚卸資産として計上してあれば、薬品期限切れ等で廃棄する場合、これを廃棄損等の科目に計上することにより、薬品等の財産の廃棄の実態が財務諸表上で一目瞭然となり、決算監査等で一定のチェックがかけられるということにもなる。

平成26年度から全面適用することとなっている新地方公営企業会計基準において、棚卸資産の評価方法として、低価法（時価が帳簿価額を下回っている場合には時価をもって棚卸資産の価額とする方法）を適用することが義務付けられている。これは棚卸資産の実態をより適切に表示することにより、財政状態をより正確に表示することを目的としているが、会計基準の趣旨からすれば、薬品などの消耗品についても、棚卸資産として計上することが適切であるといえる。

また、金沢市立病院は経営改善に取り組んでいるところでもあることから、薬品等の廃却に関する事実と原因の分析は重要であり、財務諸表に公表される数値として不要品廃却等の金額を捉えることには重要な意味があると考えられる。

なお、参考として監査人が調査した他の自治体病院の貯蔵品勘定残高の状況は表20のとおりであり、これによれば調査したほとんどの病院が棚卸資産を計上していた。

表20 平成21年度 貸借対照表貯蔵品経常金額（北陸三県市町村立病院）

（単位：千円）

石川県	金沢市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	能美市	津幡町
	-	-	13,215	59,332	25,509	13,391	6,649
	志賀町	宝達志水町	穴水町	能登町	羽咋郡市広域 圏事務組合	白山石川医療 企業団	七尾鹿島広域 圏事務組合
	20,371	12,280	7,976	28,657	15,603	35,554	63,992
富山県	富山市	高岡市	氷見市	黒部市	砺波市	南砺市	射水市
	60,303	72,498	-	84,335	61,502	12,154	19,572
	上市町	朝日町					
	3,898	26,223					
福井県	敦賀市	坂井市	越前町	若狭町	公立小浜 病院組合	公立丹南 病院組合	
	23,688	9,571	8,267	4,951	41,863	-	

（注）監査人の調査による。

**【意見】**

新地方公営企業会計基準の趣旨も踏まえ、薬品等についても棚卸資産として計上することが適切である。

**6. 固定資産管理について**

（概要）

固定資産及び関連損益の推移は、表21のとおりである。

表21 金沢市立病院の固定資産及び関連損益の推移

（単位：千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
有形固定資産	7,522,463	7,473,614	7,477,252
土地	1,436,889	1,436,889	1,454,791
建物	7,088,989	7,103,859	7,093,912
建物 減価償却累計額	△3,446,010	△3,565,964	△3,677,355
構築物	551,676	551,676	556,832
構築物 減価償却累計額	△48,678	△53,548	△57,162
器械及び備品	2,891,528	2,977,506	2,962,718
器械及び備品 減価償却累計額	△953,770	△978,643	858,322
車輛	1,840	1,840	1,840
建設仮勘定	-	-	-

無形固定資産	427,043	644,164	491,830
電話加入権	30	30	30
その他無形固定資産	427,013	644,134	491,800
資本剰余金（注）	3,223,897	3,326,455	3,398,918
受贈財産評価額	728,807	728,807	728,807
寄附金	17,010	17,010	17,010
他会計補助金	2,396,784	2,499,342	2,571,806
国庫補助金	35,886	35,886	35,886
県補助金	45,409	45,409	45,409
減価償却費	187,744	267,583	329,137
資産減耗費（除却損等）	1,835	1,427	28,833

（注）資本剰余金

受贈財産評価額は、地方公共団体の他の会計からの現物出資を除き、他の企業に対する財産贈与が行われた場合において、その財産につき、受入れがあった日の適正な見積評価額によって資産計上する一方、その同額につき、資本剰余金として積み立てられたものである。

寄附金は、出資の場合を除き、資本的支出に充てるため当該地方公共団体以外から提供された金銭を以って財産の取得に充てた場合、その金銭を受け入れた日をもって、その同額につき、資本剰余金として積み立てられたものである。

他会計補助金、国庫補助金・県補助金は、建設費の補助目的で交付された、地方公共団体の他の会計からの補助金、国庫・県補助金、工事負担金であり、地方公営企業法第32条第5項の規定により、資本剰余金に積み立てられたものである。

#### 地方公営企業法（抜粋）

（剰余金）

第32条第5項 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

「金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則」第47条第1項及び第2項によれば、有形固定資産、無形固定資産とは、次に掲げるものをいう。

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則（抜粋）

（固定資産の範囲）

第47条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）有形固定資産 土地、建物、構築物、車輛運搬具、耐用年数1年以上でかつ取得価額100,000円以上の器械及び備品並びに建設仮勘定をいう。
- （2）無形固定資産 借地権、地上権、特許権、施設利用権等では有償で取得したものをいう。

（1）固定資産台帳について

「金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則」第10条において、適用事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するために、一定の会計帳簿を備え、保管しなければならないと規定されており、その会計帳簿の一つとして固定資産台帳を挙げている。

また、同規則第62条及び様式第9号において、その様式を掲げており、固定資産名称、固定資産番号、取得年月日、取得価格、耐用年数及び償却率、年間償却額、残存価額などの記載を求めている。

その他、取得財源を明示すべく、取得財源（内部留保資金、起債（償還補助）、一般会計補助金、国補助金、県補助金、寄附金の別）に係る記載についても行っている。

なお、取得年度が平成14年度までの固定資産については、手書きの固定資産台帳により管理されており、平成15年度以降に取得した固定資産については、電子ファイルの固定資産台帳により管理されている。

（監査手続）

固定資産台帳の整備状況について、担当者にヒアリング（文書による確認を含む）を実施するとともに、固定資産台帳の閲覧を実施した。

（監査結果）

（ア）固定資産台帳の備置の不備

平成15年度に係る固定資産台帳一式、平成13年度に係る建物及び構築物の固定資産台帳、平成14年度に係る構築物の固定資産台帳が見当たらない。

速やかに、過年度における固定資産取得一覧表、減価償却一覧表、除却リスト、その他取得時点における各種証憑類の調査及び固定資産の現物調査を実施し、固定資産台帳の整備を行う必要がある。

（イ）固定資産台帳の記載内容の不備

手書きの固定資産台帳は、当時の担当者による記載内容や記載の有り様に差異が見られ、鉛筆により記載された台帳や留意事項なのか単なるメモ書なのか峻別が付き難い台帳も散見された。記載振りの不備によって、減価償却計算や除却処理において誤謬を招きかねないこ

とから、固定資産台帳の見直しを行い、記載内容を確認し、必要に応じて補充、訂正を行うことが望まれる。

(2) 減価償却計算について

「地方公営企業法施行規則」第7条第1項及び「金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則」第52条において、固定資産の減価償却は定額法によって取得の翌年度から行うこととしており、当該規定に従い、減価償却計算が行われている。

その際、「地方公営企業法施行規則別表第2号」に定める耐用年数に基づき減価償却計算が行われているが、特に医療機器については、細目を更に細分化させた耐用年数表（国税庁法人税課）も参照して適用すべき耐用年数の判断を行っている。

(監査手続)

固定資産の管理状況及び会計処理について、担当者にヒアリング（文書による確認を含む）を実施した。

平成22年度における固定資産の取得取引のうち、建物及び構築物の取得取引については全件を対象として、器械及び備品の取得取引については取得価額3,000千円以上の取引全件を対象として、また、当該取得資産に係る耐用年数については地方公営企業法施行規則別表第2号に準拠していることを確認した。

平成22年度における減価償却計算の実施額について、網羅性及び正確性を確認するため、減価償却内訳書と固定資産台帳（建物及び構築物は全件を対象、また、器械及び備品は手書き固定資産台帳No4を対象とした）との整合性を確認した。

(監査結果)

(ア) 減価償却実施額の検証不能

「(1) 固定資産台帳について」に記載のとおり、固定資産台帳が見当らないことから、表22及び表23の取得案件について減価償却実施額の正確性が確認できない状況にあり、速やかに固定資産台帳を整備し、減価償却実施額の確認作業を行う必要がある。

表22 減価償却実施額の検証ができない取得案件（建物） (単位：千円)

	平成13年度 取得案件	平成15年度 取得案件	計
件数（件）	8	12	20
帳簿価格合計	147,731	3,306	151,037
平成22年度における 減価償却実施額合計	4,956	267	5,223

(注) 病院の計算した平成22年度建物減価償却費内訳表による。

表23 減価償却実施額の検証ができない取得案件（構築物）

（単位：千円）

	平成 13 年度 取得案件	平成 14 年度 取得案件	平成 15 年度 取得案件	計
件数（件）	1	1	1	3
帳簿価格合計	9,975	18,410	627	29,012
平成 22 年度における 減価償却実施額合計	493	911	56	1,461

（注）病院の計算した平成22年度構築物減価償却費内訳表による。

なお、これらの資産に係る減価償却実施額の正確性については、過年度においても同様に確認できない状況にあると言えるが、その金額（監査人の試算による）は、表24のとおりである。

表24 確認ができない減価償却額の累計

（単位：千円）

	平成 19 年度 迄の累積額	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 22 年度 未迄の累計額
建物に係る確認不能 減価償却額	30,807	5,223	5,223	5,223	46,478
構築物に係る確認不能 減価償却額	7,744	1,461	1,461	1,461	12,129
確認不能減価償却 額合計	38,552	6,685	6,685	6,685	58,607

（注）病院の計算した平成22年度減価償却費内訳表に基づいて外部監査人が試算。

#### （イ）固定資産台帳の記載誤り

固定資産台帳上の記載誤り（平成16年度取得の建物9件）が、未訂正のままの状態となっている。減価償却計算の管理を行っている電子ファイルの管理表上の計数は正しく、結果として減価償却の計算自体には誤りはなかったため、速やかに訂正し、固定資産台帳の適正化に努める必要がある。

#### （ウ）減価償却実施額の誤り

固定資産台帳上の帳簿価格（取得価格）が、減価償却計算の管理を行っている電子ファイルの管理表上への転記誤りを原因として、減価償却計算が誤っていた案件があった（表25参照）。速やかに電子ファイルの管理表と固定資産台帳との照合作業を実施し、減価償却計算の正確性を確保する必要がある。

表25 帳簿価格の転記誤りがあった案件

(単位：千円)

	件数	減価償却実施額①	あるべき額②	差額 (①－②)
建物	1	2,805	1,481	1,323
器械及び備品	1	28	85	△56
合計	2	2,833	1,566	1,266

(注) 差額は、減価償却実施額が過大はプラス、過小はマイナス。

なお、上記2件はともに、平成11年度取得案件であることから、過年度における各事業年度においても、減価償却実施額の誤りがあったものと考えられるが、その金額（監査人の試算による）は、表26のとおりである。

表26 帳簿価格の転記誤りによる減価償却実施差額の累計額

(単位：千円)

	平成19年度 迄の累積額	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度末 迄の累計額
建物に係る差額	9,263	1,323	1,323	1,323	13,233
器械及び備品に 係る差額	△816	△102	△102	△56	△1,076
差額の合計	8,447	1,221	1,221	1,266	12,157

(注) 差額は、減価償却実施額が過大はプラス、過小はマイナス。

## (エ) 減価償却計算の実施漏れ

残存価額に到達する事業年度が平成22年度末であったことから、減価償却計算の管理を行っている電子ファイルの管理表上、減価償却計算が漏れていた案件があった（表27参照）。

速やかに電子ファイルの管理表上の計算式を点検し、適切な処置を講じる必要がある。

表27 減価償却計算の漏れていた案件

(単位：千円)

	件数	減価償却の不足額合計
建物	2件（ともに平成6年度取得案件）	669

## (オ) 耐用年数の適用判断

減価償却計算は取得の翌事業年度から行われることから、平成22年度に取得した物件に対して採用した耐用年数の如何は、当事業年度の減価償却計算には影響はないものの、翌事業年度以降の経営成績及び財政状態に影響を及ぼすこととなる。

監査手続の結果、下記の2物件について、より慎重な耐用年数の吟味が望まれる。

## ① (構築物) として計上

医師用駐車場整備工事（設備工事） 取得価格1,260千円

当該設備工事は、駐車場整備工事（土木・舗装工事）に関連して、駐車場の出入口に電動式のチェーンゲートを設置するため整備工事とは別に発注・契約されたものであるが、土木・舗装工事と当該設備工事とを駐車場整備工事という広い意味で識別し、一体の資産として扱っており、「地方公営企業法施行規則別表第2号 構築物 舗装道路及び舗装路面 アスファルト敷又は木れんが敷のもの 10年」を採用している。

土木・舗装工事については当該耐用年数を採用することに問題はないものの、設備工事部分についてはその資産内容や管理の在り方等の違いを踏まえ、土木・舗装工事とは別の資産（器械及び備品）として認識のうえ、仕様書やパンフレットを十分に吟味し、下記の参考を示すような実態に合った耐用年数を採用することが望まれる。

（参考）

○地方公営企業法施行規則 別表第2号

器具備品 前掲のもの以外のもの その他のもの その他のもの 5年

○国税庁 耐用年数表

器具備品 前掲のもの以外のもの 無人駐車管理装置 5年

② （器械及び備品）として計上

筋電図・誘発電位検査装置 取得価格11,340千円

この装置に関し、「地方公営企業法施行規則別表第2号 器具及び備品 医療機器 その他のもの 5年」を採用しているが、耐用年数表（国税庁法人税課）では、「生体現象測定記録装置及び補助装置 筋電計 6年」、若しくは「その他の医用電子機器 電気反応検査装置 6年」とされている。

取得資産に係る仕様書やパンフレットを十分に吟味し、実態に合った耐用年数を採用することが望まれる。

#### 【指摘事項】

固定資産台帳及び減価償却計算の一部に不備があるため、早急に是正する必要がある。

（3）除却手続について

各診療科・病棟からの「医療機器廃棄一覧」による除却申請に基づいて、事務局では固定資産台帳との照合及び確認後、事務局長の決裁を受けて除却・廃棄処理を行うとともに、固定資産台帳から削除し、除却損等（注）の計上を行っている。

（注）除却損等

固定資産の除却処理に関して、除却時点における残存価格を資産減耗費（固定資産除却費）として損益計算書に計上することとなる。

なお、補助金等を財源として取得された固定資産については、『地方公営企業法施行

令』第24条の2において、当該固定資産を廃棄した場合などにおいて損失が発生したときは、その補助金等に相当する部分の資本剰余金を取崩して当該損失を埋めることができるとされており、当該規定に基づいて、資本剰余金の取崩し処理を行っている。

地方公営企業法施行令（抜粋）

（資本剰余金の取崩し）

第 24 条の 2 資本剰余金に整理すべき資金をもつて取得した資産で総務省令で定めるものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

（監査手続）

固定資産の管理状況及び会計処理について、担当者にヒアリング（文書による確認を含む）を実施するとともに、除却損等の処理について、各資産の除却リストと除却対象物件に係る固定資産台帳などの関連証憑との突合を実施した。

（監査結果）

表28のとおり、資本剰余金の取崩額の誤り（過大な取崩し）が10件あった。

表28 資本剰余金の取崩額に誤りのあった案件

（単位：千円）

		件数	資本剰余金 取崩額①	あるべき 取崩額②	差額 ①－②
①	器械及び備品	9	19,291	4,735	14,556
②	器械及び備品	1	507	-	507
合計		10	19,798	4,735	15,063

①は、昭和63年度の取得案件に係るものであるが、複数台の器械及び備品を取得し、これを複数のロケーションに配置したケースにおいて、配置されたロケーション毎の固定資産台帳を作成するにあたり、配置された台数に対応した取得価格ではなく取得価格総額を帳簿価格として各固定資産台帳を作成したことから、資本剰余金の過大な取崩し処理が行われてしまったものである。

②は、昭和63年度の取得案件に係るものであるが、複数台の器械及び備品を取得し、その後、一部を廃棄処理したが、当該事実が適切に固定資産台帳に反映されておらず、結果として重複して資本剰余金の取崩し処理が行われてしまったものである。

これらはいずれも、固定資産台帳の記載振りの不備に起因した誤りであることから、前述「（1）固定資産台帳について」のとおり固定資産台帳の見直しを行い、記載内容を確認し、必要に応じて補充、訂正を行うことが望まれる。

(4) 固定資産及び資本剰余金の帳簿残高管理について

「金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則」第13条において、帳簿は随時照合し、その正確な残高を確認するよう求めている。

当該帳簿には、総勘定元帳の他、固定資産台帳も含まれている。

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則（抜粋）

(帳簿の照合)

第13条 帳簿は、随時照合してその正確な残高を確認するように努めなければならない。

(帳簿の種類及び保管)

第10条 会計管理者及び課長は、適用事業の業務に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次に掲げる会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備え、保管しなければならない。

(1) 会計管理者

預金出納簿及び預り金整理簿

(2) 課長

総勘定元帳、内訳簿、貯蔵品出納簿、固定資産台帳、企業債台帳、収入予算整理簿、支出予算整理簿、未収金整理簿及び未払金整理簿

(なお、下線は監査人による)

(監査手続)

固定資産の管理状況及び会計処理について、担当者にヒアリング（文書による確認を含む）を実施するとともに、固定資産台帳及び総勘定元帳の閲覧を実施した。

(監査結果)

(ア) 帳簿照合の未実施

毎事業年度の増加取引、減価償却計算や除却処理等の減少取引に係る会計処理が正確に実施されているという前提の下、固定資産台帳における帳簿価格残高や補助金等を財源として取得した固定資産に対応する資本剰余金残高について、毎事業年度の総勘定元帳との照合作業は実施されていない。

これは、固定資産台帳の取得価格、減価償却累計額、残高合計額、取得財源別の資本剰余金の残高及びその内訳を把握・集計するためのシステムが整備されておらず、手書きと電子ファイルによる固定資産台帳や、過年度における固定資産取得一覧表、減価償却一覧表、除却リストなどから、手作業によって集計を行うほかない状況にあるためである。

しかしながら、前述のとおり、固定資産台帳の存在しない事業年度があり、また、存在していても固定資産台帳の記載振りに不備が認められること、さらには、これに起因した減価償却計算や除却処理の誤った処理も相まって、固定資産残高や補助金等を財源として取得した固定資産に対応する資本剰余金残高の妥当性に疑義を持たざるを得ない状況にあり、極め

て問題である。

速やかに固定資産台帳と総勘定元帳との照合作業及び固定資産の現物との照合作業を実施し、これらの整合性を図り、差異を解消させるとともに、資本剰余金の内訳についても整理を行う必要がある。

また、その後も定期的に会計帳簿間の照合を実施し、その一致を確認することに大きな意義が認められる。

#### (5) 固定資産の現物管理について

固定資産台帳と固定資産とを实地に照合するなどの具体的な現物管理の方法を規定した規則等はない。

ただし、秋頃と2～3月との年2回、全診療科・病棟を対象として、医療機器や机・椅子・棚等の消耗備品のうち、使用困難／不可のものや壊れてしまい保管状態にあるもの等、廃棄対象品の特定作業を実施している。

また、器械及び備品については、管理番号、品名、取得年月日等を記載した管理シールを貼り付けて管理している。

#### (監査手続)

固定資産の管理状況について、担当者にヒアリング（文書による確認を含む）を実施した。

#### (監査結果)

##### (ア) 实地棚卸の未実施

上述の廃棄対象品の特定作業は、秋頃実施の作業については翌事業年度の予算要求のため、購入希望の医療機器等を特定することを目的としたものであり、また、2～3月実施の作業については、粗大ごみ等の回収を目的としたものである。

したがって、これらは廃棄品の選別作業に過ぎず、固定資産現物のすべてを实地に調査し、その結果と固定資産台帳とを照合することによって、固定資産の実在性、網羅性及び保管状況・稼働状況の確認を行うとともに、正確な固定資産帳簿残高を維持する、いわゆる实地棚卸とはその実施目的や実施方法も異なるものである。

前述「(4) 固定資産及び資本剰余金の帳簿残高管理」のとおり、固定資産や資本剰余金の残高の妥当性に疑義が認められる状況にあることから、速やかに固定資産の現物との照合作業を実施し、これらの整合性を図り一致させる必要がある。

また、その後も定期的に实地棚卸を実施し、帳簿との一致を確認することに大きな意義が認められる。

なお、实地棚卸の実施においては、日々医療機器を使用・管理しており、棚卸作業時には実際の作業を行うことになる各診療科・病棟の医師や看護師等の協力が不可欠であることから、その意義について十分に認識してもらうとともに、実施棚卸の実施に係る具体的な管理ルールを取り決めて明文化し、周知徹底を図ることが望ましい。

**【意見】**

固定資産台帳の是正に併せて、固定資産の現物との照合など実地棚卸を定期的を実施する必要がある。

上記のように金沢市立病院では、地方公営企業法に基づき地方公営企業会計が適用されるため、財務諸表は複式簿記により作成され、官庁会計とは異なった会計処理が求められる。しかし、病院の経理担当者は人事異動により一定期間経過後に交代するため、知識の蓄積が難しい状況にある。地方公営企業会計についての会計事務に関する研修の実施など、職員の資質向上のための仕組み作りが必要である。

**【意見】**

地方公営企業会計の会計事務に関する研修を実施するなど、職員の資質向上のための仕組み作りが必要である。

なお、地方公営企業法第30条に基づき、金沢市立病院において作成される貸借対照表に計上されている資産は、過去に税金が投入されて財産として維持されているものであり、公金という意味においては年度で執行される予算とその重要性に何ら変わりはない。固定資産台帳や棚卸資産、診療報酬債権等の貸借対照表科目に不備が散見されたが、これは、年度の予算執行に比較して、すでに執行されたストックとしての資産が重要視されていないという地方公共団体によく見られる問題点である。企業は損益計算書だけでなく貸借対照表も重視しているが、そのような観点を地方公営企業法が取り入れて決算の書類として用意したこと、また、何より累積欠損金は貸借対照表に計上されているということに鑑み、貸借対照表の各勘定科目についても適正な管理がなされる必要がある。

## 7. 退職給与引当金について

(会計処理方法について)

退職給与引当金については、「金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則」第14条の勘定科目（別表）において退職給与引当金の計上を規定し、第55条の決算整理項目として引当金の計上を挙げているが、具体的な計上目的、算定方法等は示されていない。

金沢市立病院では毎年度の退職金予算額の執行残高が発生した場合に、当該余剰金額の引当金繰入を行っている。ただし、執行残高が発生した場合であっても、黒字決算時のみ引当金繰入を行っており、赤字決算時には引当金繰入を行っていない。

なお、過去3年間の退職金及び退職給与引当金の推移を表29に示す。

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則（抜粋）

（勘定科目）

第 14 条 適用事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表の定めるところによる。

（決算整理）

第 55 条 課長は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次の各号に掲げる事項について 決算整理を行わなければならない。

(3) 諸引当金の計上

別表（第 14 条関係） 勘定科目表 1. 病院事業勘定科目表 （抜粋）

款：固定負債 項：引当金 目：退職給与引当金、修繕引当金

表29 退職金（引当金繰入額を含む）の推移表

（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
予算計上額	114,318	206,151	116,578
実際の退職給与金（実際支給額）	97,013	209,760	102,634
医師	6,952	14,691	471
看護師	12,318	107,154	49,377
准看護師	24,790	27,666	-
医療技術員	34,880	27,713	27,176
事務員	18,071	32,534	25,609
（退職者数（人））	(19)	(27)	(20)
予算実績差額	17,304	△3,609	13,943
(PL)退職給与金（実支給±引当額）	97,013	206,151	116,578
退職給与引当金の取崩額	-	△3,609	0
退職給与引当金の繰入額	-	-	13,943
(BS)退職給与引当金の残高	21,241	17,631	31,575

（退職給与引当金の計上方法について）

地方公営企業においては、「地方公営企業法施行規則」第 2 条の 2 及び別表において退職給与引当金を例示しているが、詳細な定めはない。

退職給与引当金の算定方法等について詳細な定めがない中で、引当金繰入額として予算執行残高を繰入計上していることは基準違反とは言えないが、赤字決算の場合には繰入実施を見送り、黒字決算の場合に限り繰入実施しており、適切さを欠いている。

地方公営企業法施行規則（抜粋）

（勘定科目の区分）

第2条の2 法2条第一項各号に掲げる事業及び病院事業の勘定科目は、別表第1号に定める勘定科目表に準じて区分しなければならない。

別表第1号\_勘定科目表\_6 病院事業（抜粋）

固定負債 款：引当金 項：退職給与引当金、修繕引当金

（退職給与引当金残高について）

「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）」の施行に関する取扱いについて」において、各事業年度において引き当てるべき額の基準として、当事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額（自己都合要支給額）から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における自己都合要支給額を控除した金額を基準とする方法を適当であるとしている。

「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）」の施行に関する取扱いについて（抜粋）

（引当金）

1. 地方公営企業の毎事業年度の損益計算の平準化を図るため、修繕費及び退職給与金について、あらかじめ引当金の計上ができるものであるが、これは固定負債として整理すること。
2. （省略）
3. 退職給与引当金は、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少その他経営上やむを得ない理由によって職員が退職する場合に予想される多数の退職給与費の発生に備え、あらかじめ各事業年度の費用として計上したものを引き当てておくものであるが、この場合における各事業年度において引き当てるべき額の基準は、当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した金額を基準とすることが適当であること。

なお、退職給与金については、支出した額を繰延勘定として5事業年度以内に償却することができるものとされている（施行令第26条第2項及び第3項）が、企業経営の安全性を図る意味からは、引当金設定の方法により資金の留保を図るべきであること。

この場合、各事業年度において発生していると認められる退職金要支給額を費用として損益計算書に計上し、各事業年度末における期末要支給額が固定負債（引当金）として貸借対照表に計上されることとなる。

金沢市立病院における退職金の期末要支給額を表30に示すが、平成22年度末において、当

該計上基準に拠った場合の引当金額（すなわち期末自己都合要支給額）は約13億円であるが、実際の退職給与引当金残高は0.3億円であり、大幅な引当不足の状況となっている。

表30 退職金の自己都合要支給額

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
退職給与引当金の残高 (A)	21,241	17,631	31,575
期末要支給額 (B)	1,348,020	1,327,002	1,333,577
A/B	1.58%	1.33%	2.37%
退職給与金の支給対象者数	270	272	272
1人あたり自己都合要支給額	4,993	4,879	4,903

(注) 平成20年度及び平成21年度の期末要支給額の金額については、「金沢市公営企業会計決算審査意見書」に記載されている金額を、また、平成22年度の場合は、外部監査時に負担見込額の試算を依頼、回答された金額を記載した。

なお、先述のとおり、新地方公営企業会計基準の導入が予定され、退職給与引当金の計上義務化されるとともに、その算定方法は期末要支給額（簡便法）によることができるとされている（施行期日：改正政省令 平成25年4月1日施行予定）。また、計上不足額については、適用時点での一括計上を原則とするも、職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内（最長15年以内）での対応を可とする激変緩和措置が用意されている。これらを踏まえ、今後の対応について、早急に検討する必要がある。

**【意見】**

平成25年4月1日施行予定の新地方公営企業会計基準では、退職給与引当金の計上義務化されることから、今後の対応について早急に検討する必要がある。

**8. 修繕引当金について**

(会計処理方法について)

修繕引当金については、「金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則」第14条の勘定科目（別表）において、修繕引当金の計上を規定し、第55条の決算整理項目として引当金の計上を挙げているが、具体的な計上目的、算定方法等は示されていない。

金沢市立病院では、有形固定資産のうち修繕費の対象となりうる建物、構築物及び機械備品の帳簿価額（減価償却後）の1%相当額（修繕費率）を修繕費総額とし、実修繕費を差引いた残額を引当金とすることとしている。表31に過去5年間の修繕費及び修繕引当金の推移を示すが、平成19年度に44,168千円を繰入した以降、引当金の繰入及び取崩しは実施されていない。

表31 金沢市立病院における修繕費等の推移

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
予算額(注1)	81,226	110,671	75,324	76,263	72,722
予算執行額(注1)	55,828	68,605	75,277	75,993	59,813
(PL)修繕費	55,828	68,605	75,277	75,993	59,813
予算執行残額(注1)	25,397	42,065	47	270	12,909
引当繰入額(注2)	-	44,168	-	-	-
引当取崩額	-	-	-	-	-
(BS)修繕引当金	-	44,168	44,168	44,168	44,168

(注1) 監査人にて、税抜金額へ割り戻した金額を記載。

(注2) 税込金額

(修繕引当金の計上方法について)

地方公営企業においては、「地方公営企業法施行規則」第2条の2及び別表において修繕引当金を例示しているが、詳細な定めはない。

修繕引当金には、数年に一度行われる大規模な修繕に係る費用に備えて、資産等の修繕の頻度や使用期間に応じて各事業年度に負担させるために引当が行われる、いわゆる特別修繕引当金と、毎事業年度の継続的な修繕工事のうち、なんらかの理由により特定の修繕が行われず修繕費の執行額が予算額に満たない場合において、翌事業年度に繰り越された修繕工事に係る費用に備えるために引当が行われる修繕引当金とが含まれる。

(特別修繕引当金に係る引当金残高)

平成22年度末における修繕引当金残高には、大規模な修繕計画に基づく特別修繕引当金相当額は含まれていない。

なお、建物等の老朽化が進み、今後大規模な修繕工事が見込まれる場合には、当該修繕計画を策定の上、必要に応じて特別修繕引当金を計上することが望まれる。

(修繕引当金に係る引当金残高)

「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）」の施行に関する取扱いについてにおいて、修繕費の執行額があらかじめ定めた予定基準額に満たない場合には、その差額を引当金に整理することができるとしており、この場合の各事業年度の費用として計上すべき基準額として、当事業年度の前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等とすることが適当であるとしている。

「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）」の施行に関する取扱いについて（抜粋）

（引当金）

1. 地方公営企業の毎事業年度の損益計算の平準化を図るため、修繕費及び退職給与金について、あらかじめ引当金の計上ができるものであるが、これは固定負債として整理するものであること。
2. 修繕引当金は、地方公営企業の有形固定資産のうち数年に一度大規模な修繕を行う資産等につき、いわゆる特別修繕引当金に類するものとして計上することができるほか、企業の毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的をもって、修繕費の執行額があらかじめ定めた予定基準額に満たない場合において、その差額を引当金に整理することができるものであること。この場合の各事業年度の費用として計上すべき基準額は、前者にあつては、当該修繕費を各事業年度に均分した額、後者にあつては、当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等とすることが適当であること。

表32 修繕費見込総額の算出表

（単位：千円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
＜会計処理方法による＞					
①修繕費の見込総額 （＝帳簿価額の1%相当額）（注1）	61,490	61,522	60,837	60,349	60,206
建物の帳簿価額	3,796,182	3,743,893	3,642,978	3,537,894	3,416,556
構築物の帳簿価額	512,914	507,956	502,997	498,127	499,669
機械備品の帳簿価額	1,839,903	1,900,358	1,937,757	1,998,863	2,104,395
帳簿価額合計	6,148,999	6,152,207	6,083,732	6,034,884	6,020,620
②実修繕費	55,828	68,605	75,277	75,993	59,813
①－②（試算額）	5,662	△ 7,083	△ 14,440	△ 15,644	393
＜実際の修繕費予算による＞					
③修繕費の予算額	81,226	110,671	75,324	76,263	72,722
予算額／帳簿価額合計	1.32%	1.80%	1.24%	1.26%	1.21%
②実修繕費	55,828	68,605	75,277	75,993	59,813
③－②（予算執行残高）	25,398	42,066	47	270	12,909
実修繕費／帳簿価額合計	0.91%	1.12%	1.24%	1.26%	0.99%

（注） 監査人の試算を含む。

（注1） 修繕費率として1%相当額を設定している。

金沢市立病院における修繕見込総額を表32に示すが、過年度の各事業年度において、修繕費総額として見込まれている資産の帳簿原価（帳簿価額）の一定割合（1%相当）の額は、約60,000千円と一定水準で推移しており、かつ、修繕費の予算執行額についても一定水準にあつて予算執行残額（余剰）が発生している状況にある。平成22年度末における修繕引当金残高は、平成19年度における修繕費の予算執行残額を引当繰入した際の残額を単に維持してきたに過ぎない。

そもそも修繕費予算に残額が生じるのは、修繕費予算の見積もりがある程度正しいとすると、必要な修繕が翌事業年度以降に繰り越されることになるだけであり、年度をまたいでやはり修繕は発生するのである。その場合、通常は過年度に引当てた修繕引当金を取崩しその支出に充てることになるが、そのような処理は行われていない。現状の引当ルールでは、修繕費予算が余った分は修繕引当金として引当て、将来予算を超えて修繕費が支出されることに備えなければならない。修繕費予算額の範囲内において修繕が行われ、予算執行残高が発生している状況においては、ルールどおりに予算執行残高を引当計上すべきである。

また、修繕費予算に関しては、毎年度実績を超える予算が計上されているが、修繕費見積もり総額から過年度に引き当てた修繕引当金を取崩す予定額を控除した残額を予算計上すべきであり、現在の予算計上額も不正確と言わざるを得ない。

なお、修繕費総額を見込む際に使用する資産の帳簿価額の一定割合（修繕費率）として1%を見込んでいるが、経験則的に1%を機械的に使用するのではなく、定期的に修繕費率の見直し・検証を実施することが望まれる（監査人の試算によれば、現状においては、概ね1%相当となっていた）。

#### 【意見】

修繕引当金については、財政健全化法の趣旨に則り、予算執行残高を引当計上する必要がある。また、定期的に修繕費率を見直すとともに、必要に応じて特別修繕引当金を計上することが望まれる。

選定した特定の事件

(2) 消防事業に関する事務の執行について

# 目 次

第1 外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
4. 外部監査の方法.....	1
(1) 監査要点.....	1
(2) 主な監査手続.....	1
5. 外部監査の対象期間.....	1
6. 外部監査の実施期間.....	1
7. 監査人補助者.....	1
8. 利害関係.....	1
第2 金沢市の消防事業の概要.....	3
1. 沿革.....	3
2. 消防局及び消防署の配置.....	3
3. 消防力の概要.....	4
4. 出動実績の推移.....	6
5. 消防予算の推移.....	6
第3 外部監査の結果.....	8
第1章 総論.....	8
1. 消防に関する金沢市の特徴.....	8
(1) 地域活動の特徴.....	8
(2) 金沢方式による消防事業の運営.....	8
2. 消防力について.....	9
(1) 予算面における検討.....	9
(2) 人員面における検討.....	11
(3) 消防設備面からの検討.....	13
(4) 人員・消防設備面における考察.....	14
(5) 消防水利面からの検討.....	16
(6) 金沢市の消防力に関する意見.....	17
第2章 各論.....	21

1. 財務事務に関する事項 .....	21
(1) 使用料及び手数料 .....	21
(2) 県支出金（消防費補助金） .....	22
(3) 諸収入 .....	23
(4) 市債 .....	24
(5) 常備消防費 .....	25
(6) 非常備消防費 .....	25
(7) 災害対策費 .....	26
2. 消防団に関する事項.....	27
(1) 消防団の概要 .....	27
(2) 消防団に対する監査 .....	30
3. その他事務の執行に関する事項.....	38
(1) 貸付金制度について .....	38
(2) 予防査察について .....	39
(3) 消防同意・危険物保安について .....	42
(4) 行政財産の目的外使用許可について .....	44

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

消防事業に関する事務の執行について

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、災害に関する市民の関心を高めたと考えられる。

このような環境下で、消防、救急、防災など、市民の生命及び財産を守る消防事業の役割はますます重要性を増していることから、消防事業の事務手続きが適正に行われているか、また、消防力の確保が適正になされているかについて監査することは有意義であると考え選定した。

### 4. 外部監査の方法

#### （1）監査要点

- ①財務事務は条例等に基づき適正に執行されているか。
- ②施設・備品等の管理及び運営は効率的に実施されているか。
- ③消防力等が効果的かつ効率的に整備されているか。

#### （2）主な監査手続

業務担当課等へのヒアリング、書類・帳簿等の閲覧、現地視察等を実施した。

### 5. 外部監査の対象期間

原則として平成22年度を対象としたが、必要に応じて過年度及び平成23年度の一部についても監査対象とした。

### 6. 外部監査の実施期間

平成23年6月8日から平成24年3月21日まで

### 7. 監査人補助者

長 澤 英 樹(公認会計士)

柴 義 公(公認会計士)

小野田晴美(公認会計士)

### 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべ

き利害関係はない。

## 第2 金沢市の消防事業の概要

### 1. 沿革

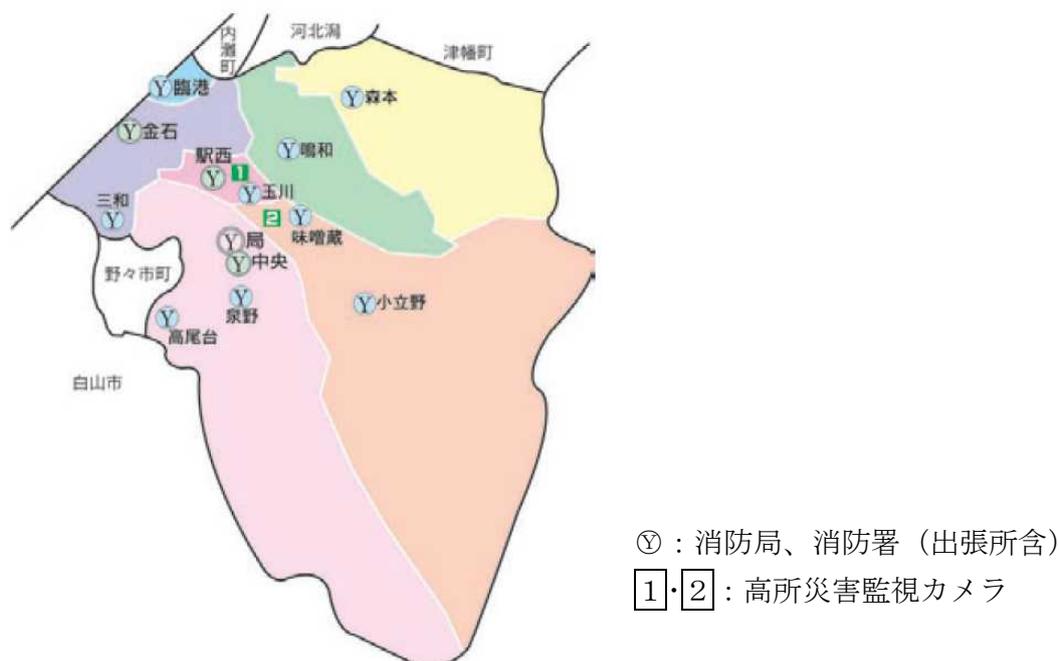
昭和23年の消防組織法の施行により、明治27年以来警察の指揮下にあった消防は自治体消防として市町村長の管理下に置かれることとなったが、金沢市では、同年に金沢市消防条例及び危険物取締条例が施行され、消防団常備部が金沢市消防署となり、市役所に金沢市消防本部事務局が設置された。以降、同事務局は消防本部を経て現在の消防局に至るまで、組織の改編や設備の追加・更新、近隣自治体との相互協力協定など、消防力の維持・強化に努めている。

一方、消防団の起源は江戸時代の定火消、町火消まで遡り、消防組や警防団を経て昭和22年に消防団となった。常備消防機関の発足後は、非常備消防組織として地域防災の要として活躍するほか、石川県無形民俗文化財に指定されている加賀鳶梯子登りの伝承にも力を入れている。

### 2. 消防局及び消防署の配置

金沢市の面積は467.77km<sup>2</sup>であるが、そのうち都市計画区域は223.25km<sup>2</sup>（市街化区域85.97km<sup>2</sup>、市街化調整区域137.28km<sup>2</sup>）、林野面積は281.55km<sup>2</sup>である（平成23年4月1日現在）。金沢市中心部は戦災を免れ、歴史的建造物が数多く残る一方、寺町寺院群のように迷路のような細く入り組んだ路地が多いことでも知られている。金沢市の消防局及び各消防署の配置は図1のとおり、市街化区域を中心に配置されているが、こういった金沢市の歴史を背景とした地理的事柄は、消防署の配置や消防二輪車の導入に見られるように設備等からもうかがい知ることができる。

図1 金沢市消防局及び各消防署の配置図（平成23年4月1日現在）



### 3. 消防力の概要

表1 金沢市の主な消防力

(平成23年4月1日現在)

消防局	1局4課3署9出張所			
職員数	定員 410名 実員 409名			
車両等設備	普通ポンプ車	15台	支援車	1台
	水槽付ポンプ車	2台	資機材搬送車	2台
	先端屈折はしご車	2台	消防二輪車	1台
	はしご車	1台	指揮車等	5台
	大型高所放水車	1台	警防車	1台
	大型化学車	1台	調査車	1台
	化学車	2台	高規格救急車	10台
	泡原液搬送車	1台	地震体験車	1台
	小型動力ポンプ付水槽車	1台	予防車	12台
	救助工作車	2台	その他の車両	2台
	照明電源車	1台	小型動力ポンプ	14台
消防団	3団49分団			
団員数	定員 1,232名 実員 1,101名 (※平成23年3月31日現在)			
車両等設備	普通ポンプ車	52台	小型動力ポンプ	52台
	指揮車	3台	人員資機材搬送車	49台
消防水利				
基数・箇所数	公設消火栓	10,053基	貯水池	79
	防火水槽	1,406基	プール	101
	河川・用水	15		

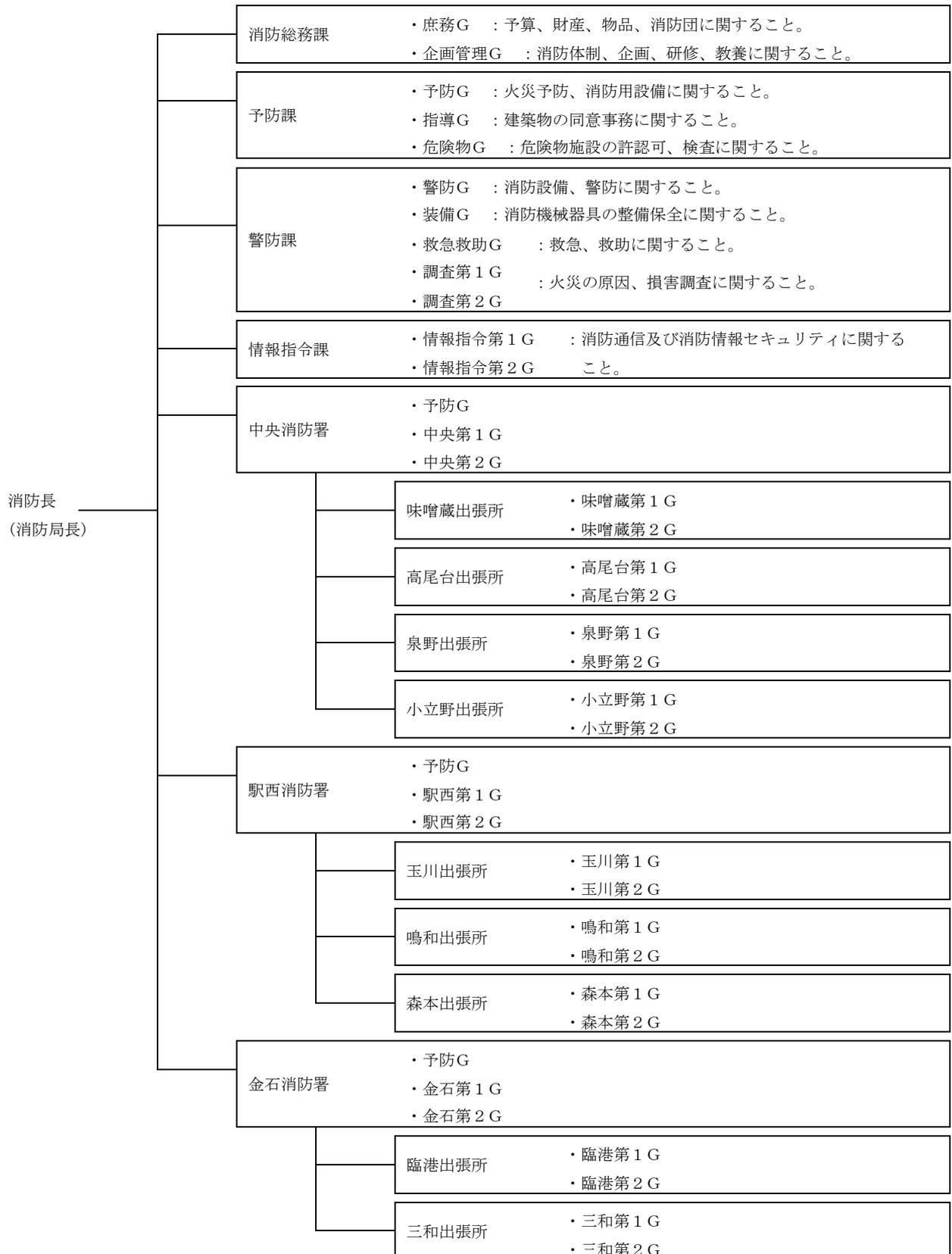
(注) 平成22年版金沢市消防局消防年報による。

平成23年4月1日現在の主な消防力としての組織及び車両等整備の状況は、表1のとおりであるが、詳細については後述の監査結果を参照されたい。なお、消防水利については、国において基準が定められているが、この表に示す基数は基準外水利を含む総数である。

また、現在の消防局の組織及び事務分掌については、図2のとおりである。

図2 消防局の組織と事務分掌

(平成23年4月1日現在)



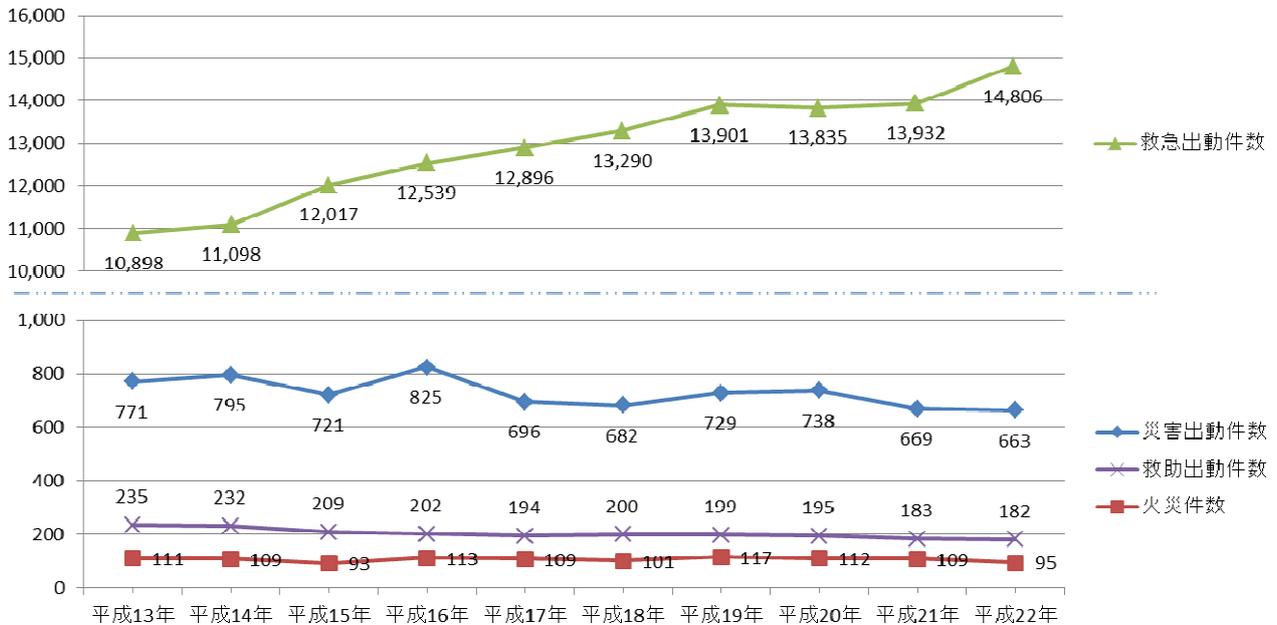
#### 4. 出動実績の推移

過去10年間の出動実績及び火災件数の推移は、図3のとおりである。ただし、これには大規模災害への派遣などは含まれていない。

火災件数は毎年100件前後とほぼ横ばいであるが、災害出動及び救助出動はやや減少傾向にあると見ることができる。これに対し、救急出動件数は高齢化社会の進展や疾病構造の変化等を背景に年々増加し続け、この10年間で3,908件（35.8%）の大幅増となっている。

なお、平成23年度版消防白書によれば、平成22年中の出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で3.7件/万人であるが、同年の金沢市の出火率は2.1件/万人（金沢市人口462,361人：（平成22年10月1日現在：平成22年度国勢調査による））である。また、同白書では救急自動車による出動件数は、全国の1日平均は14,969件であり、1年間で国民の26人に1人が救急隊によって搬送されたとしているが、同比較では金沢市は31人に1人であり、出火率・救急搬送率とも全国平均より低いことがわかる。

図3 過去10年間の出動実績及び火災件数の推移 (単位：件)



(注) 平成22年版金沢市消防局消防年報による。

災害出動件数は救急出動件数を除く。

#### 5. 消防予算の推移

以下に、過去10年間の金沢市の消防予算の推移を表2に、消防予算比率及び内訳の推移のグラフを図4及び図5に示す。

表2 過去10年間の金沢市の消防当初予算内訳

(単位：百万円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
一般会計		168,160	167,160	174,030	155,060	153,440
消防費		5,009	6,033	6,256	4,891	5,420
内 訳	人件費	3,712	3,675	3,678	3,729	3,827
	常備消防費	639	1,778	2,088	733	1,192
	非常備消防費	335	335	258	246	247
	災害対策費	323	245	230	183	154
消防予算比率(%)		2.98	3.61	3.59	3.15	3.53

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計		152,650	152,108	153,090	160,035	163,220
消防費		5,090	4,978	4,965	5,013	5,241
内 訳	人件費	3,842	3,747	3,663	3,719	3,628
	常備消防費	814	825	873	836	1,186
	非常備消防費	295	276	297	278	278
	災害対策費	139	129	131	179	149
消防予算比率(%)		3.33	3.27	3.24	3.13	3.21

(注) 各金額は項目毎に百万円単位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

図4 一般会計に占める消防予算比率の推移

(単位：%)

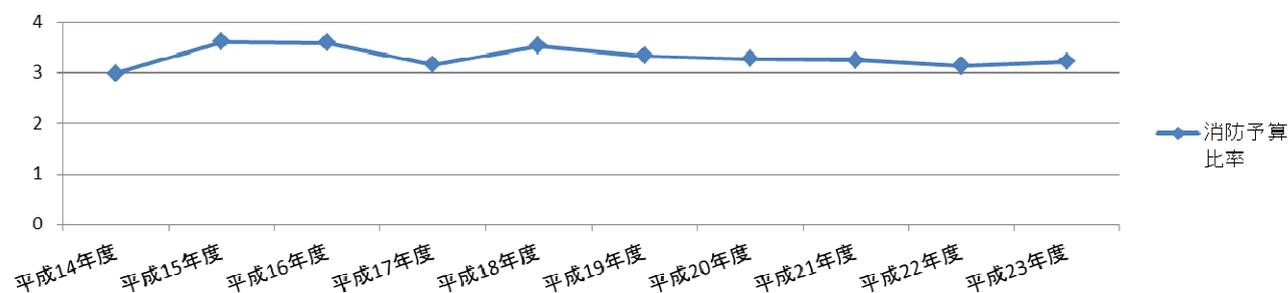
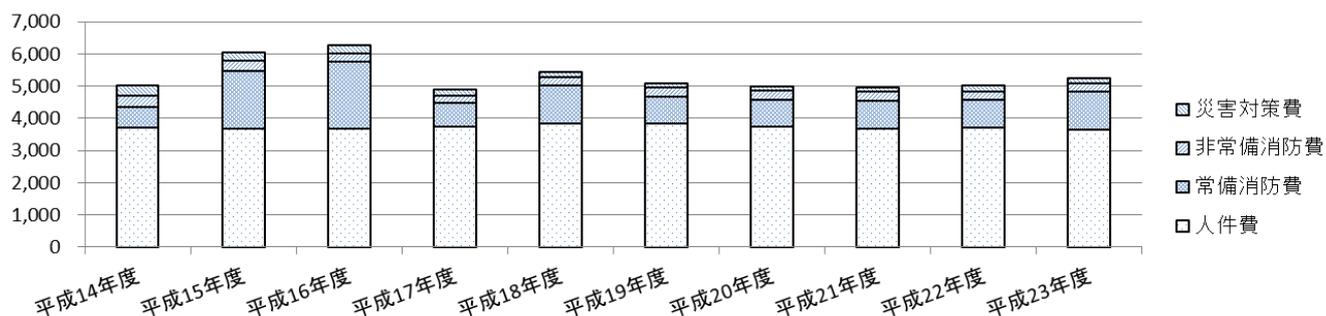


図5 消防予算の内訳の推移

(単位：百万円)



他都市等との比較については後述するが、一般会計に占める消防予算比率は概ね3%前後で推移している。消防予算の内訳では平成15年度及び16年度の常備消防費が突出しているが、これは現消防局及び中央消防署庁舎の建設費による一時的なものである。

### 第3 外部監査の結果

#### 第1章 総論

##### 1. 消防に関する金沢市の特徴

###### (1) 地域活動の特徴

「金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例」の前文によれば、「金沢は、これまで自然環境や歴史、風土の中で培われてきた公私協働の土壌を守り育て、これを活かしながら、市民の自主性とまちの独自性を発揮し、発展してきた。」とされている。また、「金沢市協働推進計画」の背景と目的には、金沢独自のコミュニティ活動を支えてきた地縁組織として、義勇消防団が紹介され、「49分団からなる義勇消防団員の命がけの奉仕によって、常備消防とともに火事や災害から市民の生命が守られています。」とされている。このように、金沢市の地域活動は、元々公民館の設置運営に関する方式を呼んだ「金沢方式」という独特な運営方式が取られている。つまり、昭和27年「公民館設置条例」の改正により、それまで市の職員だった公民館職員の身分を地区公民館の雇用とし、公民館の運営経費のうち一部を地元負担とした。このような運営方式を「金沢方式」と呼んでいるということである。このような地域活動の在り方は、戦前、小学校区（以下校下）単位に強い住民の連帯意識があったものが、戦災に遭わなかったことにより、戦後も強い連帯意識がそのまま維持されたために受け継がれたといわれている。すなわち、「金沢方式」とは、①地域主導、②ボランティア、③地元負担という3つの特徴を持った運営方式のことをいう。

###### (2) 金沢方式による消防事業の運営

金沢市協働推進計画にあるように、消防事業も地域活動の一部であり、その特徴もこの「金沢方式」という運営方法に基づいているといえることができる。すなわち、校下にそれぞれ消防分団が設けられ、常備消防を担う金沢市消防局と連携しながら運営されている。それに加え、「金沢方式」の3つ目の特徴である地元負担という面も特筆できる。それは、消防団組織のような人的な貢献だけでなく、消防団の運営に町内会等からの地元負担があるということである。平成22年度における地元負担に関しては、以下にまとめてあるが、詳細については各論に一覧表を掲げた。

表3 金沢市における非常備消防力の維持・運営に係る経費内訳（平成22年度）（単位：千円）

	総額	内訳	
		金沢市の負担 (金沢市非常備消防費)	地元の負担 (消防団一般会計における地元負担金)
金額	338,452	278,028	60,424
比率	100%	82%	18%

(注) 金沢市の消防団の会計には、一般会計のほか各種積立金を管理する特別会計がある。一部の消防分団では消防設備の更新時等において、一時的な地元の拠出金一般会計を経由せずに特別会計に計上される場合もあるが、これらの金額は現行制度上、把握

が困難であるため、表中には含まない。

表3は金沢市における非常備消防力の維持・運営に必要とされている経費を監査人がとりまとめたものである。非常備消防費とは消防団の運営・活動のために必要な経費であるが、金沢市では町会連合会負担金や後援会支援金などの地元負担金に加わり、消防団活動を支えていることがわかる。

また、消防団の消防設備については、例えば消防ポンプ車の購入（更新の場合も含む）では、基準額15,000千円のうちの10分の7.5を金沢市が補助金で負担し、残りを地元負担で賄うという財務構造となっており、各消防分団はこれらの購入に備える自己資金を積立金としてプールしている。消防団の財務面の負担をすべて金沢市が担っているわけではないということは、地域住民からみれば消防団員としての人的貢献だけでなく、資金面でも負担しているという意味で、地域防災への自発的参加意識が醸成されるという利点がある。

一方で、消防組織法によれば、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」とある（第6条）。つまり、金沢市における消防の責務はまず金沢市にあり、この中核をなすのは金沢市消防局である。消防団も同法で「消防長又は消防署長の所轄の下に行動するもの」とされており（第18条第3項）、構成員が地域住民による自主的参加である以上、消防局は地域防災の総括的立場から消防団と連携しなければならない。金沢市における総合的な消防力という視点で見た場合、これを担う消防局は消防団の自主性を尊重しつつも指導力を発揮し、相互に連携することで、最も効率的かつ効果的な消防力を保持することができるといえるだろう。

## 2. 消防力について

### (1) 予算面における検討

金沢市の消防予算は、主に消防局で執行される常備消防費と、消防団への運営交付金等で構成される非常備消防費等からなる。また、消防費のうち非常備消防費の占める割合は約5.5%であり、ほとんどが消防団の人件費に充てられている（平成22年度予算ベースで74%）。これらの予算額が消防力の維持の観点から十分であるのかどうか、他の中核市との比較により検討する。ここで比較する中核市は、表4に示す平成23年12月1日現在の推計人口が40万人台の市としたが、消防年報の形でデータを公開していない福山市は除き、13市とする（以下の説明において便宜上、中核市とは金沢市とこの13市をいう。）。消防力の比較は、単に人口あたりでどうかというような単純なものではなく、地形や人口密集度合など様々な要因に左右されるのであろうが、一つの参考としては意味のある分析だと思われる。

表4 各中核市の推計人口（平成23年12月1日現在）

（単位：人）

	市	推計人口		市	推計人口		市	推計人口
①	西宮市	483,832	⑥	尼崎市	451,804	⑪	横須賀市	415,817
②	倉敷市	477,145	⑦	長崎市	441,249	⑫	岐阜市	412,704
③	大分市	475,951	⑧	富山市	421,679	⑬	柏市	405,378
④	金沢市	462,907	⑨	豊田市	421,000	⑭	宮崎市	402,061
⑤	福山市	462,406	⑩	高松市	418,851		平均	439,485

表5 消防予算中核市比較表（平成23年度当初予算）

	世帯数 (世帯)	人口 (人)	予算(百万円)			消防費/ 一般会計	一人あたり 予算 (円)	一世帯あ たり予算 (円)	構成 割合 非常備
			一般会計	消防費	うち 非常備				
西宮市	211,317	478,538	174,070	5,573	131	3.2%	11,646	26,373	2.4%
倉敷市 (他2市町)	204,024	504,981	167,947	5,159	219	3.1%	10,216	25,286	4.2%
大分市	201,866	473,463	152,540	5,184	278	3.4%	10,949	25,680	5.4%
金沢市	191,785	461,762	163,220	5,241	278	3.2%	11,350	27,327	5.3%
尼崎市	209,409	451,935	196,371	4,674	117	2.4%	10,342	22,320	2.5%
長崎市 (他2町)	230,201	513,891	214,270	5,549	448	2.6%	10,798	24,105	8.1%
富山市	161,948	417,046	162,111	4,603	369	2.8%	11,037	28,423	8.0%
豊田市	165,565	422,506	159,000	5,918	437	3.7%	14,007	35,744	7.4%
高松市 (他2町)	184,057	426,718	149,970	4,857	241	3.2%	11,382	26,389	5.0%
横須賀市	166,275	417,847	144,310	5,285		3.7%	12,648	31,785	
岐阜市 (他1市)	188,943	470,940	153,470	4,737	269	3.1%	10,059	25,071	5.7%
柏市	163,356	405,233	112,920	5,866	117	5.2%	14,476	35,909	2.0%
宮崎市 (他2町)	193,676	430,550	148,210	3,618	365	2.4%	8,403	18,681	10.1%
平均	190,186	451,955	161,416	5,097	272	3.2%	11,332	27,161	5.5%

(注) 1 各数値は各市の消防年報等から監査人が調査し、集計した結果による。

2 各市の世帯数及び人口は消防年報に基づく平成23年4月1日現在の推計人口による。

(以下、表6～9及び表15同じ)

表5は比較対象とした中核市の消防予算の比較を行った表である。この表からわかるように、金沢市の消防費の一般会計に占める割合は3.2%で、中核市の平均と同率である。また、消防費予算も市民一人あたり11,350円、1世帯あたり27,327円と中核市平均とほぼ同額であり、消防費予算に占める非常備消防費の割合も5.3%と、中核市平均の5.5%とほぼ同じである。これらの結果から、予算面においては金沢市の消防力に懸念があるような事実は見受けられなかった。

## (2) 人員面における検討

消防力におけるマンパワーは、常備消防としての消防職員と、非常備消防としての消防団員とに分けられる。消防団員は一般市民から志願して採用されているのであるが、東日本大震災においても消防職員とともに地域住民の避難誘導等で大きな力を発揮したことは周知のとおりである。金沢市には、加賀鳶の伝統を受け継ぐ消防団が組織されており、はしご登りの妙技を伝承するため、「加賀とびはしご登り保存会」が組織されている。消防団は百万石まつり等において、はしご登りの演技を披露するなど、金沢市民の消防団に対する親近感是他の自治体よりも大きいと思われる。

表6は消防職員及び消防団員の定員と現員数の中核市における比較表、表7はそれぞれの充足率を比較した表である。金沢市における消防職員は平成23年4月1日現在で409名（定員410名）であり、消防団員は1,101名（定員1,232名）となっている。消防職員と消防団員との定員の構成割合は常備25%に対して非常備75%である。この構成割合は、中核市の平均とほぼ同様である。消防職員と消防団員を合わせた総定員は1,642名であり、1名が奉仕する住民数は281名と、中核市の平均238名を上回っている。これについて消防局担当者からは、『定員数は消防車両の台数も考慮のうえ、判断されるべきであり、単に定員数が少ないことがそのまま安全率が低いということではない』との回答を得た。

表6 消防職員及び消防団員の中核市比較表（平成23年度）

（単位：人）

	人口	消防職員		消防団員		合計 定員	1名あたり 住民数	構成割合	
		定員	現員	定員	現員			常備	非常備
西宮市	478,538	426	404	755	739	1,181	405	36.1%	63.9%
倉敷市(他2市町)	504,981	475	463	2,059	1,997	2,534	199	18.7%	81.3%
大分市	473,463	490	464	2,400	2,282	2,890	164	17.0%	83.0%
金沢市	461,762	410	409	1,232	1,101	1,642	281	25.0%	75.0%
尼崎市	451,935	425	415	1,000	920	1,425	317	29.8%	70.2%
長崎市(他2町)	513,891	527	470	3,314	2,782	3,841	134	13.7%	86.3%
富山市	417,046	474	469	2,649	2,520	3,123	134	15.2%	84.8%
豊田市	422,506	465	461	2,313	2,020	2,778	152	16.7%	83.3%
高松市(他2町)	426,718	500	471	1,610	1,514	2,110	202	23.7%	76.3%
横須賀市	417,847	437	459	970	908	1,407	297	31.1%	68.9%

岐阜市(他1市)	470,940	449	518	1,251	1,193	1,700	277	26.4%	73.6%
柏市	405,233	433	464	617	617	1,050	386	41.2%	58.8%
宮崎市(他2町)	430,550	322	328	2,710	2,574	3,032	142	10.6%	89.4%
平均	451,955	449	446	1,760	1,628	2,209	238	23.5%	76.5%

表7 消防職員及び消防団員の充足率中核市比較表（平成23年度）

（単位：人）

	人口	消防職員				消防団員			
		定員	現員	充足率	1名あたり 住民数	定員	現員	充足率	1名あたり 住民数
西宮市	478,538	426	404	94.8%	1,185	755	739	97.9%	648
倉敷市(他2市町)	504,981	475	463	97.5%	1,091	2,059	1,997	97.0%	253
大分市	473,463	490	464	94.7%	1,020	2,400	2,282	95.1%	207
金沢市	461,762	410	409	99.8%	1,129	1,232	1,101	89.4%	419
尼崎市	451,935	425	415	97.6%	1,089	1,000	920	92.0%	491
長崎市(他2町)	513,891	527	470	89.2%	1,093	3,314	2,782	83.9%	185
富山市	417,046	474	469	98.9%	889	2,649	2,520	95.1%	165
豊田市	422,506	465	461	99.1%	916	2,313	2,020	87.3%	209
高松市(他2町)	426,718	500	471	94.2%	906	1,610	1,514	94.0%	282
横須賀市	417,847	437	459	100.0%	910	970	908	93.6%	460
岐阜市(他1市)	470,940	449	518	100.0%	909	1,251	1,193	95.4%	395
柏市	405,233	433	464	100.0%	873	617	617	100.0%	657
宮崎市(他2町)	430,550	322	328	100.0%	1,313	2,710	2,574	95.0%	167
平均	451,955	449	446	97.4%	1025	1,760	1,628	93.5%	349

（注）消防職員数：横須賀市、柏市及び宮崎市は初任教育期間中の職員、岐阜市は瑞穂市からの派遣職員（いずれも定数外）を含むため、現員が定数を上回っているが、同列比較の観点から充足率は100%として取り扱った。

一方で定員充足率に関しては、金沢市の消防職員の定員充足率は99.8%とほぼ充足されているが、消防団員に関しては89.4%と、中核市の平均充足率93.5%を大きく下回っている。仮に金沢市の消防団においても、中核市の平均充足率を満たそうとしたならば、定員1,232名に対して1,151名が現員として必要ということであり、現在の人数よりも50名を追加で任用しなければならないことになる。

次に、北陸3県の県庁所在市における現況を比較し考察する。

表 8 北陸三県の県庁所在市における消防職員及び消防団員の充足率比較表（平成23年度）

（単位：人）

	世帯数 (世帯)	人口	消防職員				消防団員				合計
			定員	現員	充足率	1名あ たり住 民数	定員	現員	充足率	1名あ たり住 民数	1名あ たり住 民数
金沢市	191,785	461,762	410	409	99.8%	1,129	1,232	1,101	89.4%	419	1,548
富山市	161,948	417,046	474	469	98.9%	889	2,649	2,520	95.1%	165	1,055
福井市	96,378	268,554	356	344	96.6%	781	1,011	976	96.5%	275	1,056
平均	150,037	382,454	413	407	98.4%	933	1,631	1,532	93.7%	287	1,220

3県の県庁所在市は、JR北陸線の特別急行で福井～金沢間、金沢～富山間がそれぞれ1時間程度と近接しており、郷土意識等も含め、同じような環境にあると思われる。表8は消防職員及び消防団員の充足率を3市間で比較したものである。この表では、消防職員の定員充足率はほぼ等しく高い水準にあるが、消防団員の充足率にあっては顕著な違いが表れている。富山市、福井市とも定員充足率は95%以上と13中核市平均を上回っており、さらに富山市においては、その面積が1241.85km<sup>2</sup>と金沢市の面積467.77km<sup>2</sup>の2.65倍であるため、大規模災害時の避難誘導の任を負う消防団の定員を金沢市の2倍以上に設定しているにもかかわらず、2,520名の団員がおり、定員充足率をみる限り金沢市の不足は明らかである。この点について消防局担当者に意見を求めたところ、『地域毎に年齢層に偏りがあり、特に中心市街地において適齢人口の空洞化が顕著であるなど、団員の確保が困難な分団があるのは事実である。』とのことであった。地域間における人口や年齢層の偏在という背景があることは理解できるが、金沢方式を推進する金沢市であれば、これまで以上に消防団員への市民の加入を促して、充足率が向上するよう努力していくべきである。

**【指摘事項】**

消防団の定員充足率が他自治体と比べ低いことから、積極的に消防団員への加入を促し、充足率を向上させる必要がある。

(3) 消防設備面からの検討

金沢市の消防設備（車両）保有状況は前述の表1のとおりであるが、ここで消防力を評価するために、他の中核市との比較を行ってみる。消防車両として比較を行ったのは、ポンプ車、はしご車、放水車、化学車、搬送車、水槽車及び救助工作車の保有台数であり、市の消防力という観点から、消防局が保有するものと消防団が保有するものを合わせた数の中核市比較を表9に示す。

表9 保有する消防車両の中核市比較表

(平成23年4月1日現在)

	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	消防車両(台)				
			市保有 車両	団保有 車両	合計	1万人あ たり車両 台数	100km <sup>2</sup> あたり 車両台数
西宮市	99.37	478,538	38	38	76	1.59	76.5
倉敷市(他2市町)	362.33	504,981	54	105	159	3.15	43.9
大分市	501.28	473,463	35	185	220	4.65	43.9
金沢市	467.77	461,762	30	101	131	2.84	28.0
尼崎市	49.81	451,935	26	58	84	1.86	168.6
長崎市(他1町)	455.98	513,891	39	36	75	1.46	16.4
富山市	1,241.85	417,046	43	89	132	3.17	10.6
豊田市	918.47	422,506	43	131	174	4.12	18.9
高松市	560.57	426,718	37	106	143	3.35	25.5
横須賀市	100.69	417,847	35	48	83	1.99	82.4
岐阜市(他1市)	231.07	470,940	45	62	107	2.27	46.3
柏市	114.90	405,233	22	42	64	1.58	55.7
宮崎市(他2町)	870.53	430,550	19	49	68	1.58	7.8
平均	459.59	451,955	36	81	117	2.58	48.1

(注) 1 消防車両：ポンプ車、梯子車、放水車、化学車、救助工作車、搬送車、水槽車として比較

2 面積は総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた 2011」による。(平成22年10月1日現在)

3 倉敷市の受託町のうち、浅口市の管轄地域は旧金光町地域に限定されるため、面積には含まない。(表11の可住地面積も同様)

この表で見る限り、金沢市は人口あたりの消防車両台数では中核市平均を上回っているが、面積あたりの消防車両台数は多いとはいえない現状である。当該状況について、消防局担当者に意見を求めたところ、『署所の配置数は、市街地の人口・形状により、都市ごとに事情が異なる。本市の市街地の人口・形状から必要とされる署所数は、整備指針第5条によれば12となるが、地域特性を勘案し、11としている。消防車両の基準台数も同様ではあるが、これについては、市内の出火率や救急出動件数なども加えて他都市と比較し、費用対効果も検討したうえで台数を定めている。基準どおりの整備が望ましいものの、現状は、出火率・救急出動件数とも全国平均より優位を占めていることから、直ちに追加の整備が必要とは考えていない。』ということであり、懸念はない旨の回答を得た。

#### (4) 人員・消防設備面における考察

前項までの検討において、金沢市の消防職員及び団員の定員数や市全域面積あたりの消防車両の台数については、同規模中核市の平均を下回っていることがわかった。しかし、出火

率が他都市と比べて低いことを踏まえると、消防車両が少なくても良く、また、職員や団員も少なくても良いという考え方もできる。冒頭の概要でも触れたとおり、金沢市の出火率（2.1件／万人）は全国の出火率（3.7件／万人）に対してかなり低い（全国の約57%）といえるが、都市により事情は異なるはずである。表10は金沢市と全国の出火状況を比較したものであるが、この表からは、金沢市は山間地区が多いにもかかわらず山林火災の割合は約3%と全国並みである一方、建物や車両火災のような居住地域を中心とした人的な火災は全国の比率を上回っており、人口・住宅が集中する市街地を中心とした消防力の配置が重要であることがわかる。そこで、市民とその財産である住宅等の建物をカバーする消防力がどの程度なのか検証するため、出火率と可住地面積について同規模中核市と比較を行った結果が表11である。

表10 金沢市及び全国における出火件数の構成比較（平成22年）

火災種別	金沢市の件数(件)	金沢市の比率	全国の比率
建 物	60	63.2%	58.2%
林 野	3	3.2%	3.0%
車 両	18	18.9%	10.8%
船舶・航空機	0	0.0%	0.2%
その他	14	14.7%	27.8%
合 計	95	100.0%	100.0%

（注）平成22年版金沢市消防局消防年報及び平成23年版消防白書による。

表11 出火率及び可住地面積あたりの車両台数の中核市比較表

	出火件数 (件)	出火率 (件/万人)	面積 (km <sup>2</sup> )	可住地 面積 (km <sup>2</sup> )	可住地 面積 /市面積	消防車両 市・団合計 (台)	可住地面積 100 km <sup>2</sup> あたり 車両台数 (台)
西宮市	157	3.3	99.37	62.08	62.5%	76	122.4
倉敷市(他2町)	135	2.7	362.33	259.99	71.8%	159	61.2
大分市	131	2.8	501.28	243.55	48.6%	220	90.3
金沢市	95	2.1	467.77	190.69	40.8%	131	68.7
尼崎市	215	4.8	49.81	49.81	100.0%	84	168.6
長崎市(他1町)	167	3.2	455.98	215.87	47.3%	75	34.7
富山市	81	1.9	1,241.85	473.87	38.2%	132	27.9
豊田市	175	4.1	918.47	288.42	31.4%	174	60.3
高松市(他2町)	208	4.9	560.57	328.14	58.5%	143	43.6
横須賀市	149	3.6	100.69	69.60	69.1%	83	119.3
岐阜市(他1市)	161	3.4	231.07	170.57	73.8%	107	62.7
柏市	128	3.2	114.90	100.80	87.7%	64	63.5
宮崎市(他2町)	170	3.9	870.53	364.17	41.8%	68	18.7
平 均	152	3.4	459.59	216.74	59.3%	117	72.5

（注）可住地面積（平成22年10月1日現在）及び出火件数（平成20年）は総務省統計局「統

計でみる市区町村のすがた 2011」による。

この表で見ると、中核市の平均出火率3.4件／万人は全国の3.7件／万人と大差ないが、金沢市の出火率2.1件／万人は中核市平均を大きく下回ることが確認された。また、市全域面積あたりの車両台数は前項の比較において、中核市平均の58%の台数と大きく下回るものだったが、可住地面積あたりの台数では約95%と、ほぼ平均並みであることがわかった。

#### (5) 消防水利面からの検討

消防水利とは、消防法第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。総務省消防庁から告示されている消防水利の基準によれば、①消火栓②私設消火栓③防火水槽④プール⑤河川・溝等⑥濠・池等⑦海・湖⑧井戸⑨下水道が例示されている。なお、消防水利の基準は、消防水利の基準第1条に市の消防に必要な最小限度の水利について定めるとあるため、整備指針のような目標値ではない。

表12 金沢市における消防水利の現有数

(平成21年4月1日現在)

基準数	現有数				不足数	充足率
	消火栓	防火水槽	その他	合計		
4,743	2,596	142	1,663	4,401	342	93%

表13 金沢市の消防水利整備計画

(平成21年4月1日現在)

	年次別整備計画数					
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	5年間合計
消火栓	28	28	28	28	28	140
防火水槽	2	3	2	2	2	11
合計	30	31	30	30	30	151

表12は平成21年度市町村消防施設整備計画実態調査時における金沢市の消防水利現有数、表13は同調査回答時の消防水利整備計画である。表12からわかるように、金沢市では消防水利の基準を充足してはいない。この不足している水利に関して金沢市は、年次計画により整備を進めているとのことである。また、現有の水利により6.5分以内の放水は可能だともしており、消防水利の基準に不足していても即座に大きな問題はないと考えられる。

なお、同規模中核市における消防水利の充足率を表14に示す。これは和歌山市消防局が平成21年度市町村消防施設整備計画実態調査の回答を独自にとりまとめたものである。

表14 消防施設整備指針に対する中核市の充足状況（平成21年度）

消防水利				消防水利			
中核市	基準	現有	充足率	中核市	基準	現有	充足率
金沢市	4,743	4,401	92.8	G市	1,716	1,663	96.9
A市	2,861	1,902	66.5	H市	4,451	4,028	90.5
B市	5,481	4,314	78.7	I市	6,004	4,087	68.1
C市	7,381	3,929	53.2	J市	3,773	3,050	80.8
D市	3,496	3,175	90.8	K市	5,515	3,870	70.2
E市	6,848	4,853	70.9	L市	6,116	3,332	54.5
F市	2,241	1,929	86.1	平均	4,664	3,425.6	76.9

この表から明らかなように、金沢市の消防水利に関しては、同規模中核市の平均充足率を大きく超えており、比較の上では特に劣るものではない。しかし、既述したように、消防庁から告示されている消防水利の基準は消防に必要な最小限度の水利だという観点からは、早急に整備を進めていく必要がある。

**【意見】**

消防水利の整備状況は、他都市に比べて高い水準にあるものの、国が定める消防水利の基準を満たすため、早急に整備を進めていく必要がある。

(6) 金沢市の消防力に関する意見

消防力を担う人材は、常備の消防職員と非常備の消防団員とである。これまで、非常備消防の消防団は、全国でも重要な消防力として位置づけられ、市民の協力のもとに維持されてきた。東日本大震災においても、消防職員のみならず消防団員が一般市民の避難誘導等に大いに力を発揮し、多くの人命を守ったことには敬意を表さなければならない。特に金沢市においては、「金沢方式」の伝統の下で、市民参加型の地域活動が市民一人ひとりの防災意識を高めているものと思われる。そのことは金沢市が、市民一人あたりの非常備消防費こそ他の中核市並みであるが、消防団員一人あたりの非常備消防費は今回調査を行った中核市の中で最も高く（表15参照）、これに前述の地元負担金も加えて消防団活動を支えているということにも表れている。すなわち、消防団員として地域防災に直接参加する市民だけでなく、消防団員ではなくても市民一人ひとりが税金や町会費等による負担で消防団活動に間接的に協力する実態を見て取ることができる。

表15 非常備消防予算と消防団員数に関する中核市の状況（平成23年度）

	世帯数 (世帯)	人口 (人)	平成23年度非 常備消防費予 算 (百万円)	市民1000人 あたり予算 (千円)	消防団員数 (人)	消防団員1人 あたり予算 (千円)
西宮市	211,317	478,538	131	274	739	177
倉敷市(他2市町)	204,024	504,981	219	434	1,997	110
大分市	201,866	473,463	278	587	2,282	122
金沢市	191,785	461,762	278	602	1,101	252
尼崎市	209,409	451,935	117	259	920	127
長崎市(他1町)	230,201	513,891	448	872	2,782	161
富山市	161,948	417,046	369	885	2,520	146
豊田市	165,565	422,506	437	1,034	2,020	216
高松市	184,057	426,718	241	565	1,514	159
岐阜市(他1市)	188,943	470,940	269	571	1,193	225
柏市	163,356	405,233	117	289	617	190
宮崎市(他2町)	193,676	430,550	365	848	2,574	142
平均	192,179	454,797	272	602	1,688	169

(注) 1 豊田市予算額は消防費総額に対する比率からの算出による。

2 横須賀市は非常備消防予算が不明のため除く。

しかし一方で、金沢市協働推進計画が作成された背景にあるように、市民の生活方式の変化等から、地域への帰属意識の希薄化が徐々に増大していることも事実である。このことは何も金沢市に限った話ではなく、全国的な流れといえよう。それは、表16に示す消防庁がまとめた全国の消防職員及び消防団員数の推移をみれば明らかである。

表16 消防機関数と消防職団員数の推移

(各年4月1日現在)

年	消 防 本 部					消 防 団			
	消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団常備部	消防団員
40	620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
50	859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
60	933	454	1,496	3,132	128,914	3,641	25,798	7	1,033,376
61	933	454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	1,026,224
62	931	455	1,514	3,152	130,463	3,648	25,667	7	1,017,807
63	930	456	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998
平成元年	931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371
2	933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743
3	935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566
4	935	467	1,602	3,181	137,388	3,642	25,574	1	986,996
5	932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014
6	931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737
7	931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	-	975,512
8	925	470	1,636	3,219	148,989	3,636	25,480	-	972,078
9	923	471	1,654	3,224	150,626	3,641	25,455	-	968,081
10	920	473	1,662	3,232	151,703	3,643	25,393	-	962,625
11	911	473	1,670	3,239	152,464	3,641	25,351	-	957,047
12	907	472	1,682	3,230	153,439	3,639	25,322	-	951,069
13	904	475	1,687	3,225	153,952	3,636	25,268	-	944,134
14	900	475	1,690	3,226	154,487	3,627	25,238	-	937,169
15	894	472	1,696	3,207	155,016	3,598	25,064	-	928,432
16	886	459	1,699	3,207	155,524	3,524	24,852	-	919,105
17	848	385	1,704	3,225	156,082	2,963	24,384	-	908,043
18	811	329	1,706	3,221	156,758	2,584	23,946	-	900,007
19	807	320	1,705	3,230	157,396	2,474	23,605	-	892,893
20	807	316	1,706	3,218	157,860	2,380	23,180	-	888,900
21	803	312	1,710	3,197	158,327	2,336	23,997	-	885,394
22	802	305	1,716	3,180	158,809	2,275	22,926	-	883,698
23	798	303	1,711	3,186	159,354	2,263	22,839	-	879,978

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成  
 2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防署数、出張所数、消防職員数、消防団数、分団数及び消防団員数については、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

(出典：消防庁ホームページ)

消防団員数は消防団常備部がゼロとなった平成7年と平成23年を比較すると、16年間で95,534人、率にして9.8%の減少となっており、一方の消防職員数は、16年間で12,338人、率にして8.4%の増加である。消防職員数については、近年の救急件数の急増に伴う救急隊員の増加要因も類推され、直接的な消防力としての増加といえるかは判断できないが、単純に合計しても83,196人（7.4%）の減であり、団員数の減少を補うには足りていない。

これに対して金沢市は、図6及び図7のグラフに示すように平成16年度以降、消防職員を減らし、消防団員は増加させてきている。これは、「金沢方式」による市民との協働を推進する一方、設備の近代化や業務の効率化に伴う職員数の適正化を目指した消防局の努力の結果といえる。しかし前述のとおり、金沢市の消防団の定員充足率が他の中核市に比べて低く、消防団によっては団員の維持に苦労している実情がうかがえるし、各論で実際の消防団員の活動状況を検討したところによれば、活動実績のない団員が確認され、消防団の持つ消防力として十分なのかという観点において疑問が残ったのも事実である。

図6 金沢市消防団員数の推移 (各年度4月1日現在)

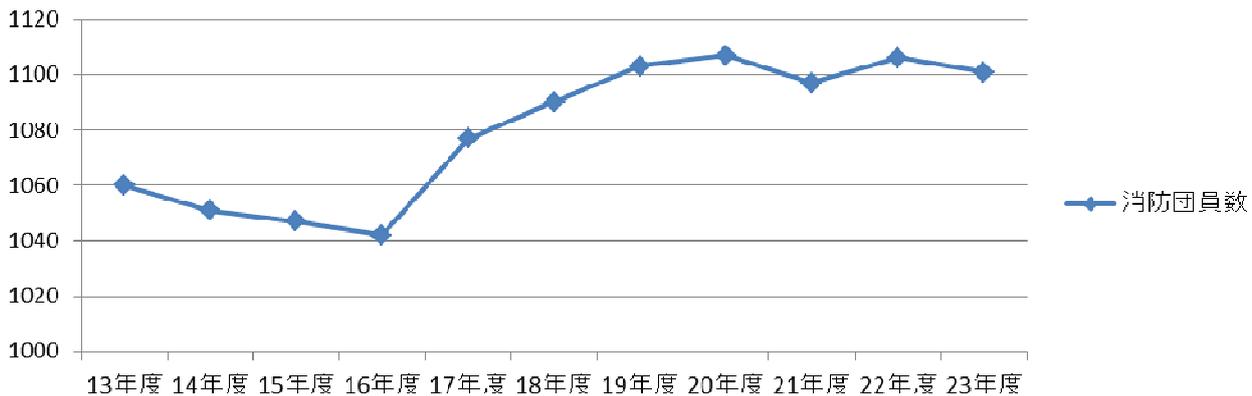


図7 金沢市消防職員数の推移 (各年度4月1日現在)



金沢市の消防力について、中核市等との数値上の比較からは消防団員充足率を除き、緊急を要するような課題は見当たらなかったが、東日本大震災の発生により、消防組織に求められる能力は今後、質・量ともに増大することが予想される。国が示す方針・基準についても、震災の影響から今後見直される可能性があるが、金沢市民の安全を守るために十分な消防力を保持し続けなければならないという観点からは、これに最適な人員体制や設備配置を常に意識しておくことが重要であると考えます。

## 第2章 各論

各論では、消防事業に係る財務事務の執行状況、消防団の運営状況及びその他消防局における事務の執行状況について監査を実施した。

### 1. 財務事務に関する事項

#### (1) 使用料及び手数料

(概要)

手数料は、危険物貯蔵所設置等許可手数料、危険物貯蔵所等検査手数料及び煙火消費許可手数料である。

使用料及び手数料の推移は表17のとおりである。

表17 金沢市消防局における使用料及び手数料収入の推移

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手数料（消防手数料）	15,230	10,874	7,401
危険物貯蔵所設置等許可手数料	3,583	3,170	2,562
危険物貯蔵所等検査手数料	11,599	7,664	4,800
煙火消費許可手数料	47	39	39
使用料	-	-	-
使用料及び手数料 合計	15,230	10,874	7,401

(注) 消防局歳入決算調書による。なお、各金額は項目毎に千円単位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

受領する手数料の金額については、金沢市手数料条例別表の定めるところに従い算定されている。

#### 金沢市手数料条例（抜粋）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、特定の者のためにする事務について本市が徴収する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第2条 手数料を徴収する事務及び当該事務に係る手数料の金額は、別表に定めるところによる。

#### 別表（抜粋）

(117) 消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査

- (118) 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査
- (119) 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査
- (120) 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査
- (121) 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査
- (122) 消防法第 11 条第 5 項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査
- (123) 消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査
- (124) 消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査
- (125) 消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査

(監査手続)

平成22年度3月に行われた取引全件について、適切に事務が行われていることを確認すべく関連証憑と突合を実施した。また、うち任意の3件については、金沢市手数料条例別表と突合を実施した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 県支出金（消防費補助金）

(概要)

消防施設等整備費補助として交付されている県支出金の推移は、表18のとおりである。

表18 消防施設等整備費補助の推移

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
県支出金(消防費補助金)	500	908	916

(注) 消防局歳入決算調書による。

平成22年度における県支出金は、消防団員用防火衣、小型動力ポンプの購入資金の補助である。

(監査手続)

平成22年度における県支出金全件を対象として、消防施設等整備費県費補助金交付要領と

補助対象事業との整合性、予算要求時の見積り（歳出予算個別要求）、消防施設等整備費県費補助金確定通知書などの関連証憑との突合を実施した。

（監査結果）

特記すべき事項は発見されなかった。

### （３）諸収入

（概要）

諸収入は、受託事業収入と雑入から構成されており、その推移は、表19のとおりである。

表19 金沢市消防局における諸収入の推移

（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
諸収入	187,558	175,547	186,013
受託事業収入（消防費受託事業収入）	-	-	11,647
雑入（消防費雑入）	187,558	175,547	174,365
消防団員等公務災害補償等共済基金納付金	29,523	21,853	20,756
高速自動車道救急業務費負担金	3,130	3,192	3,446
県派遣職員費負担金	37,050	36,451	36,371
石川県消防防災航空隊員派遣助成金	2,445	2,445	2,445
消防指令事務共同化事業費負担金	105,557	105,532	105,580
建物総合損害共済災害共済金	-	-	2,875
その他	9,852	6,072	2,891

（注）消防局歳入決算調書による。なお、各金額は項目毎に千円単位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

受託事業収入は、総務省との地域情報通信技術利活用広域連携事業に関する委託契約に係る収入（国庫委託費）である。

雑入の各内容は、次のとおりである。

- ・ 消防団員等公務災害補償等共済基金納付金は、被災した消防団員に支払うために消防団員等公務災害補償等共済基金より受け入れた収入である。
- ・ 高速自動車道救急業務費負担金は、高速自動車国道における救急業務に関して、中日本高速道路株式会社より受け入れた支弁金である。
- ・ 県派遣職員費負担金は、石川県消防学校及び石川県消防防災ヘリコプターの運航に係る派遣職員に関する人件費負担金である。
- ・ 石川県消防防災航空隊員派遣助成金は、石川県消防防災ヘリコプターの運航に係る派遣職員に関連して交付される助成金である。
- ・ 消防指令事務共同化事業費負担金は、金沢市、かほく市、津幡町及び内灘町の消防指令業務の共同運用に係る他市町からの負担金である。

その他は、各種事業助成金や私用電話料等からなる。

(監査手続)

平成22年度における諸収入の各項目のうち収入額が1,000千円以上の取引全件を対象として、契約書、覚書、協定書、決定通知書、入金等に係る関連証憑との突合を実施した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

(4) 市債

(概要)

消防債の推移は、表20のとおりである。

表20 消防債の推移

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市債(消防債)	31,400	37,100	52,000
一般補助施設整備等事業債	3,700	1,500	21,000
施設整備事業債	21,700	21,300	13,800
防火対策事業債	-	-	17,200
その他一般単独事業債	6,000	14,300	-

(注) 消防局歳入決算調書による。

平成22年度における事業の内容は、次のとおりである。

(一般補助施設整備等事業債)

三社町・長土堀3丁目防火水槽設置事業 8,900千円

(繰越分) 救急自動車購入事業(消防施設等整備補助) 12,100千円

(施設整備事業債)

消防団ポンプ車等購入補助 13,800千円

(防火対策事業債)

駅西消防署小坂出張所(仮称)・北部防災資機材備蓄倉庫建設事業 17,200千円

(監査手続)

平成22年度における消防債対象事業全件について、平成22年度防火対策事業及び一般単独事業(消防広域化事業)について(消防庁消防・救急課)、平成22年度地方債同意等基準との整合性、起債計画書等の関連証憑との突合を実施した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

(5) 常備消防費

- ①委託料
- ②使用料及び賃借料
- ③負担金、補助金及び交付金

(概要)

常備消防費のうち、「委託料」「使用料及び賃借料」及び「負担金、補助金及び交付金」の推移は、表21のとおりである。

表21 常備消防費の内訳及び年度別推移 (単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
委託料	38,961	49,322	59,087
使用料及び賃借料	313,774	304,054	296,685
負担金、補助金及び交付金	61,306	84,695	88,354

(注) 消防局歳出決算調書による。

(監査手続)

平成22年度における「委託料」「使用料及び賃借料」及び「負担金、補助金及び交付金」につき、支出額（年間額）が5,000千円以上の取引全件を対象として、契約書、決裁関係資料等の関連資料との突合を実施した。なお、「負担金、補助金及び交付金」については、負担等に係る要綱等その根拠との整合性についても確認した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

(6) 非常備消防費

(概要)

非常備消防費の推移は、表22のとおりである。

表22 非常備消防費の内訳及び年度別推移 (単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
非常備消防費	298,843	301,386	278,028
報酬	80,689	77,427	76,230
災害補償費	2,101	1,369	1,748
報償費	28,865	22,038	20,622
需用費	13,643	19,109	18,454
役務費	698	745	715
委託料	4,477	4,005	4,993

使用料及び賃借料	212	211	211
公有財産購入費	3,479	-	-
備品購入費	4,341	6,538	7,823
負担金、補助及び交付金	160,337	169,940	147,228
(うち消防団運営交付金)	(67,635)	(67,695)	(67,665)

(注) 消防局歳出決算調書による。なお、各金額は項目毎に千円単位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(監査手続)

平成22年度における「負担金、補助金及び交付金」につき、負担額(年間額)が5,000千円以上の取引全件を対象として、契約書、決裁関係資料等の関連資料との突合を実施した。なお、「負担金、補助金及び交付金」については、負担等に係る要綱等その根拠との整合性についても確認した。

(監査結果)

消防団への運営交付金の詳細については、消防団の個所に後述している。消防団の一般会計は金沢市からの運営交付金と地元負担金(町会連合会等からの拠出金)で成り立っており、予算の執行も両方の財源を区別することなく執行されている。また、これらの収入資金の一部が積立金として特別会計に積み立てられている。このような状況からは、金沢市が負担する運営交付金が、消防団の運営に必要な資金のどれぐらいを負担していることになるのか判別できない。運営交付金の算定にあたっては、特別会計への積立金や繰越金を除外した年間の運営費、又はそのうちの特定費目に限定するというような算定方法が望ましい。

**【意見】**

消防団への運営交付金の算定にあたっては、特別会計への積立金や繰越金を除外した年間の運営費を対象とするか、特定費目に限定した算定方法に見直す必要がある。

(7) 災害対策費

(概要)

災害対策費の推移は、表23のとおりである。

表23 災害対策費の内訳及び年度別推移

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
災害対策費	29,483	28,089	21,858
(事業名)			
新型インフルエンザ対策費	-	2,257	-
総合防災訓練費	4,289	4,225	4,269

震災対策消防水利整備事業費	15,874	14,738	15,551
自主防災組織育成事業費	9,319	6,867	2,036

(注) 消防局歳出決算調書による。なお、各金額は項目毎に千円単位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(監査手続)

平成22年度における災害対策費につき、支出額（年間額）が5,000千円以上の取引全件を対象として、契約書、決裁関係資料、工事引渡書等の関連資料との突合を実施した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

## 2. 消防団に関する事項

### (1) 消防団の概要

消防組織法第15条によれば、消防長は市長が任命し、消防職員は市長の承認を得て消防長が任命することになっている。一方、消防組織法第22条及び金沢市消防団条例第4条によれば、消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は市長の承認を得て消防団長が任命することになっている。つまりは、消防団は消防長又は消防署長の所轄の下に行動するという行動規定はあるものの、法律の規定において消防職員と消防団員との間に身分上の上下関係はない。

#### (ア) 消防団の財務構造

消防団の運営には様々な経費がかかる。例えば、ポンプ車や消防用資機材の購入費や維持費用、器具置場等の維持管理費用、各種活動費や教養訓練費など、消防力の維持には欠かせない費用が発生する。これらの費用に関しては既述のとおり、金沢市では、その全額を行政のみが負担するのではなく、地域住民とともに負担を行うというやり方、いわゆる「金沢方式」という方法をとっている。そのため、消防団の財務構造としては、市からの運営交付金、消防施設の新設・更新・修繕に対する補助金や、校下町会連合会負担金や分団後援会からの寄付金等、地元団体からの拠出金とで成り立っている。

以下に、各消防団本部及び消防分団の運営交付金の算定金額、消防施設に対する補助金の算定基準、各消防団の一般会計収入源泉別内訳を表24～27として示す。

表24 各消防団本部運営交付金の算定金額（平成22年度）

消防団本部	算定金額
第一消防団	580,000 円 + (25,000 × 20 分団) = 1,080,000 円
第二消防団	580,000 円 + (25,000 × 21 分団) = 1,105,000 円
第三消防団	580,000 円 + (25,000 × 8 分団) = 780,000 円

表25 消防分団運営交付金の算定金額（平成22年度）

区 分	算定金額
定員 20 名の分団	1,300,000 円
定員 25 名の分団	1,350,000 円
定員 30 名の分団	1,400,000 円
定員 35 名の分団	1,450,000 円

(注) 欠員 1 名あたり 10,000円減額

表26 消防施設に対する補助金の算定基準（平成22年度）

	要 件	基準額	補助金の額
消防ポンプ自動車	<p>ア. 日本消防検定協会の検定に合格したもので、別に定める金沢市消防分団消防ポンプ自動車標準仕様によるものであること。</p> <p>イ. 設置する消防ポンプ自動車は、金沢市の消防団に属する分団の主要消防設備となるものであること。</p> <p>ウ. 補助対象となる消防ポンプ自動車は、別に定める更新基準に該当するものであること。</p>	15,000 千円	基準額の 10 分の 7.5 とする。ただし、区域内の世帯数と市長が別に定める事業所数との合計が 1,000 未満の分団にあつては、基準額の 10 分の 8 とする。
消防指揮車	<p>ア. 設置する消防指揮車は、金沢市の消防団本部の主要消防設備となるものであること。</p> <p>イ. 規格は、別に定める金沢市消防分団消防ポンプ自動車標準仕様に準ずるものとする。</p>	1,900 千円	基準額の 10 分の 7.5
人員資機材搬送車	<p>ア. 規格は、別に定める金沢市消防団人員資機材搬送車標準仕様によるものであること。</p> <p>イ. 設置する人員資機材搬送車は、金沢市の消防団に属する分団の主要消防設備となるものであること。</p> <p>ウ. 補助対象となる人員資機材搬送車は、別に定める更新基準に該当するものであること。</p>	3,752 千円	基準額の 3 分の 2

表27 各消防団の平成22年度一般会計収入源泉別内訳

(単位：千円)

区 分	金沢市運 営交付金	金沢市 補助金等	町会連合 会負担金	後援会 支援金	地 元 寄付金等	繰越金	その他 雑 入	合 計
第一 消防団	27,140	350	18,826	11,213	2,269	2,052	901	62,751
第二 消防団	28,755	1,640	9,729	5,918	2,079	1,760	871	50,752
第三 消防団	11,770	1,090	9,102	1,140	144	350	1,025	24,621
合 計	67,665	3,080	37,658	18,272	4,493	4,162	2,797	138,127

(注) 消防団の歳入歳出決算書による。なお、各金額は項目毎に千円単位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

## (イ) 消防団の会計

消防団の会計処理は、消防総務課作成の「会計事務処理について」を参考に行われている。それには、消防団の会計事務処理について以下のように記載されている。

## 会計事務処理について (抜粋)

消防団の会計には一般会計と特別会計とがある。一般会計とは、特定団体の基本的な経理すなわち分団の場合は運営費がこれに該当する。本来、会計は一本建てであればその全てが容易に理解できるのであるが、その例外を認める必要が生じ、一般会計とは別個の独立した会計によって経理しなければならない場合がある。これを特別会計という。

- 例 ① ポンプ車購入特別会計 ② 機械器具置場建設費特別会計  
③ 出動報酬特別会計

このうち、一般会計については以下のような費目で経理されている。

## 会計事務処理について (抜粋)

## 一般会計費目別内訳表

## 歳 入

費 目	内 訳
1. 補助金	市運営交付金 市補助金（消防施設に対する補助取扱要領に定めるもの。 ただし、補助事業を特別会計としているものを除く。）
2. 寄付金	校下町会連合会負担金、分団後援会支援金、その他寄付金 (注) 歳入不足を補填するため、出動報酬特別会計から一般会計 へ繰り入れる場合は、寄付金として処理すること。
3. 雑入	預金利子、祝儀、賞賜金、不用品売却代金 積立金からの繰入金
4. 繰越金	前年度よりの繰越金

歳 出

費 目		内 訳
1 事 業 費	(1) 活動費	消防団連合会負担金、はしご登り保存会負担金、消防団本部負担金、少年消防クラブ助成費、婦人防火クラブ助成費、出初式、連合検閲、操法大会、火災予防運動等に要する経費
	(2) 会議費	消防分団役員会等の会議費、分団長会等の会費
	(3) 教養訓練費	消防分団の定期訓練、春秋の火災防衛訓練、操法大会の事前練習、その他訓練および講習会等に要する経費
	(4) 事務連絡費	原則として出初式、操法大会、連合検閲等の慰労会に要する経費
	(5) 慶弔見舞金	祝儀、香典、見舞品、記念品、供物料等 表彰に要する経費
2 管 理 費	(1) 建物等維持費	器具置場および警鐘台の新設、改造、修繕等に要する経費（補助事業で、かつ、特別会計としているものは除く。） 敷地の借上料、上下水道料、電気料、燃料費、（建物用） 火災保険料、その他建物に付随した一切の経費
	(2) 機械器具等維持費	消防用資機材の購入費および修繕費、自動車保険料 自動車車検料、自動車用燃料費、被服費
	(3) 事務費	電話料、郵便料、文具費等
	(4) 共済費	消防団員共済掛金等に要する経費
	(5) 雑費	
3 積 立 金	(1) ポンプ車等購入積立金	ポンプ車等購入のための積立金
	(2) 消防団員退職積立金	消防団員の退職に伴う記念品代等の積立金
	(3) その他積立金	（例）器具置場の改修等に充てるための積立金 運営費に不足を生じた場合等に充てる準備金 計画的に実施するレクリエーションに充てる積立金
	(1) 予備費	予算外の支出または予算超過の支出に充てる経費

このように、特別会計というのは積立金として一般会計から繰り出した金銭を経理する会計である。また、「会計事務処理について」には出動報酬は特別会計として別途経理することとしているため、出動報酬として市から消防団員各人に手渡される金銭についても消防団の特別会計で管理されている。

(2) 消防団に対する監査

金沢市では、このような消防団に対し、消防団定期監査実施要項を制定し、定期的に監査（以下、「消防団監査」という。）を行っている。この監査の目的は、消防団の運営全般に

わたって調査し、事務および事業の公正と効率の確保に努め、その運営の適正を図り、もって消防団の健全な発展を期することとしている。消防団監査の対象は、消防長の指定する消防団本部および消防分団であり、毎年実施される。その方法は、金沢市消防団規則第16条（文書簿冊の整理）の規定により、消防団本部及び消防分団に備えてある文書簿冊や証拠書類、その他記録等の提出を求め、これらの調査、照合、検査等により行われる書類監査を基本とするが、必要に応じて、器材、財産等の維持及び管理等についての状況調査も行っている。定期監査実施通知書に記載されている提出書類にも「残金を証明するもの」が指定されており、消防団監査担当者によると、通帳と照合しているということである。監査員は消防長から命じられた消防職員がこれに当たり、監査結果については文書にて通知することとなっている。

平成23年度の定期消防団監査が平成23年8月2日、3日及び4日の3日間の日程で、3消防団本部及び16消防分団に対し実施されたが、これに先立ち、6月30日までに書類の提出を求めて書類監査を実施し、各消防本部・消防分団には10分程度のヒアリングと結果通知を行っている。

#### （ア）積立金の残高に関する監査

##### ① 積立金の現状

前述の「会計事務処理について」によれば、積立金には（1）ポンプ車等購入積立金、（2）団員退職積立金、（3）その他積立金の3つの費目が挙げられている。

消防団監査は、一般会計に関する歳入歳出決算書の提出を求めて実施されるが、この決算書には、当該年度の積立金の積立額（予算執行額）は記載されているものの、積立金残高は記載されていない。また、消防団監査担当者によると、積立金残高は監査対象とはしておらず、各分団の残高がどれだけなのかは把握していないとのことであった。つまり、消防団の一般会計は、金沢市からの運営交付金と地元負担金（町会連合会等からの拠出金）とが収入として合算されているものの、同運営交付金は当該年度内に全額が執行済みであることから、積立金の財源は運営交付金以外ということになり、運営交付金の監査という観点からは、積立金の管理に関する監査は必要ないとの考え方である。

今回、積立金の実態を調査するため、消防局担当者に関係資料を依頼し、監査人がとりまとめた消防団別の各年度における積立金の積立額の状況が表28である。

表28 各消防団の一般会計積立金の状況

（単位：円）

積立金	消防団	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	5年間累計
ポンプ車等購入積立金	第一消防団	4,530,000	4,460,000	4,780,000	4,880,000	4,840,000	23,490,000
	第二消防団	530,000	530,000	580,000	1,030,000	780,000	3,450,000
	第三消防団	570,000	620,000	790,000	770,000	570,000	3,320,000
	合計	5,630,000	5,610,000	6,150,000	6,680,000	6,190,000	30,260,000

団員退職 積立金	第一 消防団	1,660,000	2,310,000	2,060,000	2,380,000	2,380,000	10,790,000
	第二 消防団	530,000	270,000	600,000	430,000	390,000	2,220,000
	第三 消防団	130,000	100,000	100,000	100,000	100,000	530,000
	合 計	2,320,000	2,680,000	2,760,000	2,910,000	2,870,000	13,540,000
その他 積立金	第一 消防団	950,000	750,000	850,000	550,000	480,000	3,580,000
	第二 消防団	140,000	455,000	680,000	450,000	670,000	2,395,000
	第三 消防団	112,100	272,272	150,000	250,000	200,000	984,372
	合 計	1,202,100	1,477,272	1,680,000	1,250,000	1,350,000	6,959,372
総 合 計		9,152,100	9,767,272	10,590,000	10,840,000	10,410,000	50,759,372

この表に示すように各年度においてかなりの積立額が計上されているが、各年度における積立金の取崩額は明らかではない。消防総務課が作成した「会計事務処理について」にあるように、会計は一本建てであればその全てが容易に理解できるが、例外的に特別会計を設け、それが監査対象とされないことによって全てを理解することが困難となっているのが現状である。

## ② 積立金残高の試算

各消防団本部又は消防分団がどれぐらいの積立金残高を有しているかは明らかではないが、入手した資料から試算を行ってみた。これはあくまで推定であり、実際の金額に近似するかどうかは分からないが、金額にある程度の重要性があるか否かという観点で試算を試してみたものである。今回の監査において閲覧した歳入歳出決算書の綴りの中に、積立金残高が記載されていたものが2件だけあった。以下がその内訳である。

	A分団	B分団
ポンプ車等購入積立金	1,259,891 円	2,457,054 円
消防団員退職積立金	1,285,761 円	2,448,213 円
その他の積立金	703,394 円	2,252,323 円
合 計	3,249,046 円	7,157,590 円

上記金額は消防団監査の対象ではないため、その正確性は確認できない。ただ、消防団監査を実施した歳入歳出決算書そのものに記載されていた、又はその別紙明細として綴られていたものであるため、ある程度の正確性はあると推測できる。この2件の金額をもとに以下のように金額を試算してみる。

2 消防分団団員 1 人あたりの残高から推定した残高

	A 消防分団	B 消防分団
積立残高	3, 249, 046 円	7, 157, 590 円
消防団員数 (定員)	20 人	20 人
1 人あたり	162, 452 円/人	357, 879 円/人
2 消防分団の平均の 1 人あたり積立金残高 (ア)	260, 165 円/人	
消防団員総数 (イ)	1, 101 人	
推定残高 (ア×イ)	286, 441, 665 円	

消防団の数から推定した残高

	A 消防分団	B 消防分団
積立残高	3, 249, 046 円	7, 157, 590 円
積立金平均残高 (ア)	5, 203, 318 円	
消防団総数 (イ)	49 団	
推定残高 (ア×イ)	254, 962, 582 円 (消防団本部は除く)	

このようにすべての消防分団で同様の積み立てを行っていると仮定した場合、積立金残高の総額はかなりの金額になることが予想される。

③ 積立金の監査

前述のとおり、各消防団は通常の運営に必要な会計である一般会計に加え、積立金の維持・取り崩しを処理する特別会計も管理している。この管理に係る事務負担は、現状の「金沢方式」を維持するうえでやむを得ないものではあるが、別途後述するように消防団員はそもそも会計の知識が豊富とはいえない状況にある。また、平成22年度の消防団監査では、一般会計で執行されている項目を他会計で執行するよう助言を受けていた例も確認されており、すべての消防団が財源を完全に峻別して予算執行しているのか疑問である。

一方、多額の積立金を維持するということは、当然その管理責任も託されているのであり、万が一にも紛失や盗難、着服や流用等が発生すると、各消防団はその責任を厳しく問われることになる。本来、消防団は市民のために消防力を維持し、その献身的な努力によって市民の助けとなることを任務としているのであり、多額の積立金の管理まで求められることは重荷とならないだろうか。

地元負担による積立金である以上、金沢市がチェックする権限を有するわけではない。しかし、消防団の積立金管理事務は避けられないにしても、「金沢方式」の優れた面に注目し、この方法を踏襲するのであれば、管理責任の軽減という観点から、積立金の使用や残高についても消防団からの希望に応じて、消防団監査の対象とすることが望ましい。その際、消防業務における消防局と消防団との連携関係を考慮すると、厳格な監査をおこなうことにより、一層の管理責任が解除されるという観点からは、第三者的な部署による監査の実施というこ

とも検討してみるべきである。

**【意見】**

消防団の管理責任の軽減という観点から、積立金についても消防団からの希望に応じて、消防局による定期監査の対象とすることが望ましい。

(イ) 消防力の維持に関する監査について

前述のとおり、消防団定期監査実施要項には、「消防団の運営全般にわたって調査し、事務および事業の公正と効率の確保に努め、その運営の適正を図り、もって消防団の健全な発展を期することを目的とする。」とある。この目的からは、消防団の保有する消防力が維持されているのかどうかは重要な監査の観点とすることができる。消防団の消防力は、その装備に裏付けされることは当然であるが、構成員としての消防団員の活動状況もまた重要な消防力とすることができる。その際、名前を登録しているのみの消防団員（いわゆる幽霊団員）がいると、表面上はある程度の消防力が維持されているように見えるが、実態はそれ以下の消防力しかないということにもなりかねないため、定期監査や各消防分団との情報交換により、活動状況を把握しておくことが必要である。

平成23年に消防局担当者が各消防分団長から聴取したところによると、名前を登録しているのみの団員はいないとのことであった。このことを確認するため、3消防分団を無作為に抽出し、平成22年度の出動状況（災害出動、訓練・警戒出動、行事、その他）を団員別に調査した結果が以下の表である（表29：A消防分団、表30：B消防分団、表31：C消防分団）。

表29 A消防分団及び各団員の平成22年度出動状況調べ

(単位：回)

	災害出動回数	訓練・警戒 出動回数	行事回数	その他回数	合計
A消防分団出動状況	29	87	12	8	136
上記消防分団出動に対する各団員の出席状況					
分団長	21	45	4	4	74
副分団長	24	55	10	5	94
部長	14	57	6	3	80
班長	11	22	5	2	40
班長	6	11	5	1	23
団員	19	39	6	3	67
団員	16	29	4	1	50
団員	21	34	6	3	64
団員	6	6	2	0	14
団員	5	15	4	0	24
団員	10	26	7	2	45

団員	0	14	2	0	16
団員	3	27	4	1	35
団員	1	17	2	1	21
団員ア	0	2	1	0	3
団員	15	85	9	2	111
団員	3	55	5	2	65
団員	8	48	7	2	65
団員	21	85	7	2	115
団員	16	59	5	2	82
団員	8	26	8	1	43
団員イ	2	5	1	3	11
団員	3	16	2	5	26
団員ウ	0	0	0	0	0
団員エ	0	0	0	0	0
班長	10	48	3	2	63
合 計	243	826	115	47	1,231

(注) 定員：25名

表29からわかるように、A消防分団では2名が年間を通じて一度も出動していない。このうちのウの団員は平成22年11月2日に退職したため、団員エが平成22年11月4日に任命されたが、この団員エも訓練、行事も含めて一度も出動することなく平成23年7月10日に退職している。また、災害出動と訓練・警戒出動への出動回数に関しては、年間の災害出動回数29回と訓練・警戒出動回数87回を合わせた116回の10分の1である11回に満たない出動回数の団員が上記以外に2名いる（団員ア、イ）。

表30 B消防分団及び各団員の平成22年度出動状況調べ

(単位：回)

	災害出動回数	訓練・警戒 出動回数	行事回数	その他回数	合 計
B消防分団出動状況	30	52	8	36	126
上記消防分団出動に対する各団員の出席状況					
分団長	18	51	9	21	99
副分団長	14	32	6	25	77
部長	20	37	5	25	87
班長	4	38	1	7	50
班長	6	16	5	7	34
団員	10	17	1	6	34
団員	18	45	2	7	72

団員	2	7	1	1	11
団員	17	30	3	3	53
団員	9	37	1	11	58
団員	1	25	0	2	28
団員	2	0	0	5	7
団員	1	5	0	4	10
団員	11	41	5	21	78
団員	4	10	0	5	19
団員	1	2	1	3	7
団員	16	47	4	8	75
団員	12	33	4	6	55
団員	10	11	2	3	26
団員	2	3	0	0	5
合 計	178	487	50	170	885

(注) 定員：25名

B消防分団では、一度も出動しなかった団員はいないものの、団員実数は21名と定員25名を下回り、年間の災害出動回数30回と訓練・警戒出動回数52回の合計82回の10分の1である8回に満たない出動しかない団員は3名（平成22年11月任命の団員を除く）となっている。

表31 C消防分団及び各団員の平成22年度出動状況調べ

(単位：回)

	災害出動回数	訓練・警戒 出動回数	行事回数	その他回数	合 計
C消防分団出動状況	11	56	24	6	97
上記消防分団出動に対する各団員の出席状況					
分団長	10	56	20	6	92
副分団長	9	56	24	5	94
部長	9	55	21	5	90
班長	6	55	15	2	78
班長	8	55	17	6	86
団員	2	46	13	0	61
団員	2	50	9	0	61
団員	8	46	18	0	72
団員	0	0	0	0	0
団員	10	49	16	3	78
団員	3	47	12	4	66
団員	0	36	0	0	36

団員	7	50	19	3	79
団員	3	50	19	3	75
団員	3	49	10	2	64
団員	0	37	1	0	38
団員	0	32	1	0	33
合 計	80	769	215	39	1,103

(注) 定員：20名

C消防分団では、年間を通じて一度も出動しなかった団員が1名いるほか、団員実数も17名と定員20名に対して不足している。消防団の災害出動回数は11回と他消防団と比較して少ないが、災害出動と訓練・警戒出動回数の10分の1に満たない団員は上記以外にはいなかった。

このように、全国でも問題となっている消防団員の確保の困難性が現れている消防分団が金沢市においても存在していることがわかる。今回の調査は消防局のヒアリング結果を確認する意味で行ったものであるが、49消防分団中僅か3分団のみの調査であるにもかかわらず、2分団で年間出動実績のない消防団員が発見される結果となった。他都市でも同様の問題が潜在していることは十分に推測されるが、金沢市は消防団員の定員充足率が低いことから、団員一人ひとりの活動がより重要な意味を持つこととなる。各消防分団の消防力が適正に維持されているのかという観点からは、消防団監査等において、単にヒアリングだけに終わらず、十分に団員の実態を把握すべきである。

#### 【意見】

消防団の消防力が適正に維持されているかという観点から、消防団監査等において、個々の団員の出動状況についても把握すべきである。

#### (ウ) 監査の実効性について

消防団定期監査実施要項によれば、監査の結果については、金沢市消防団連合会で報告するとともに、消防団監査の対象となった消防団本部及び消防分団に対して文書で通知することになっている。消防団定期監査関連文書の綴りには、各分団別に正式な報告事項の元となる監査員の手書きメモが綴られている。このメモの内容からは、会計年度の遵守を指導しているものや領収証と出納簿との金額の相違を指摘しているものなど、詳細に監査が行われていることがうかがえるものの、同時にその指摘内容からは、消防分団の経理に関する基本的な知識が不足していることもうかがい知ることができた。本来、消防分団の経理は分団で責任を持って正確に実施されていることが前提であり、消防団監査はこのことを確認するために実施するものである。しかし、今年度の指摘内容のように、経理の基本的な事項に問題があると、消防団監査の前提が成り立っていないということになりかねない。今年度の消防団本部以外の監査対象は16消防分団と、全49消防分団の約3分の1であり、定期監査としては

3年に一度しか実施されないのであるから、残りの2年間は消防団自身で正確な経理が実施されるよう、金沢市としては強く指導的機能を発揮すべきである。なお、会計年度が遵守されていないか、前回の監査のときと同じ指摘があった点を考慮し、新任者でも理解しやすいよう、定期監査の手法についても研究する必要がある。

**【意見】**

消防団に対する経理に関する指導的機能が十分に発揮されるよう、定期監査の手法について研究する必要がある。

**3. その他事務の執行に関する事項**

(1) 貸付金制度について

金沢市消防局では現在、消防関連設備について融資制度が設けられている。(金沢市消防用設備等設置資金融資条例(昭和48年3月28日 条例第6号))

融資制度の概況は以下のとおりである。

**1. 制度の概要**

融資対象	屋内消火栓、自動火災報知設備、救助袋、緩降機、連結散水設備などを設置する場合
限度額	1 防火対象物につき 800 万円 (スプリンクラー設備を設置する場合は 5,000 万円) 以内
返済期間	10 年以内 貸し付けを行った日の属する年度内は据え置き
利率	年 1.6% (平成 23 年 4 月 1 日現在) (金融情勢により変動することがある)
返済方法	貸し付けを行った日の属する年度の翌年度の 4 月から元利均等月賦償還

**2. 現在の融資状況**

・過去3年間の取扱件数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
新規	0	0	0
継続	1	1	1

・融資残高(平成23年3月末現在)

当初貸付金額	残高
3,000,000 円	1,206,025 円

過去3年間の取扱件数は平成15年度からの継続融資1件のみであり、この間、新規融資は発生していない。なお当該継続の1件について、延滞、条件変更等は契約内容の変更は発生しておらず、平成25年度に完了予定である。

火災予防関連融資制度は、金沢市内の防火対象物の消防用設備等の整備促進を図るために必要な資金の融資を行い、火災による被害を軽減することを目的として設定された。

しかし過去3年間、新規融資は発生しておらず、現状の1件の融資を残すのみとなっていることから、利用実績を勘案した上で必要性を再検討する必要がある。

**【意見】**

消防用設備等設置資金融資制度については、利用実績を勘案した上で制度の必要性を再検討する必要がある。

(2) 予防査察について

予防査察とは、消防法第4条の規定により、防火対象物に立ち入りその実態を把握するとともに、防火対象物の位置・構造・設備及び管理の状況を検査し、火災予防上適切な指導を行って火災危険を排除することである。

(ア) 査察対象物

金沢市火災予防査察規程によれば、査察対象物は以下のとおりとされており、定期的に査察が行われている。

1. 査察対象物

区 分	査察対象物
(1) 第1種対象物A	消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下この表において「令」という。）第21条の規定により自動火災報知設備の設置を必要とする消防対象物で、消防長が指定するもの
(2) 第1種対象物B	令第21条の規定により自動火災報知設備の設置を必要とする消防対象物（第1号の項に掲げる査察対象物を除く。）
(3) 第2種対象物A	令第10条の規定により消火器具の設置を必要とし、かつ、延面積が150平方メートル以上の消防対象物で、消防長が指定するもの（第1号の項及び第2号の項に掲げる査察対象物を除く。）
(4) 第2種対象物B	令第10条の規定により消火器具の設置を必要とし、かつ、延面積が150平方メートル以上の消防対象物（第1号の項から第3号の項までに掲げる査察対象物を除く。）
(5) 危険物製造所等	法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所及び石炭法第2条第6号に規定する特定事業所
(6) 一般対象物	第1号の項から第5号の項までに掲げる査察対象物以外の消防対象物

2. 消防長が1年に1回査察を実施することに指定するもの (平成23年4月1日現在)

	用 途	特殊防火 対象物数 (150 m <sup>2</sup> ) 以上	
(1)	イ 劇場・映画館・観覧場	21	
(2)	イ キャバレー・カフェ・ ナイトクラブ	-	
	ロ 遊技場・ダンスホール	25	
	ハ 性風俗関連特殊営業店舗等	-	
	ニ カラオケボックス等	8	
(4)	百貨店・マーケット	729	1,000 m <sup>2</sup> 以上平屋建てを除く
(5)	イ 旅館・ホテル・宿泊所	116	
(6)	イ 病院・診療所・助産院	296	収容施設を有するものに限る
	ロ 老人短期入所施設等	112	
	ハ 老人ディサービスセンター等	239	保育所を除く
(9)	イ 蒸気浴場・熱気浴場	5	
(16)	イ 特定用途が存在する複合対象物	1,451	上記用途にと供されているものに限る。及び300人以上
(17)	重要文化財等	58	
合 計		3,060	

(イ) 査察の実施状況

平成22年度の査察の実施状況は以下のとおりである（平成22年版金沢市消防局消防年報による。）。

- ・ 防火対象物数 20,138対象物
- ・ 査察件数 4,053件

このうち、特に重要性のある消防用設備は自動火災報知設備と屋内消火栓設備であり、それぞれの設置総数は表32のとおりである。

表32 消防用設備等設置状況

(平成23年4月 1 日現在)

		用 途	屋内消火栓設備	自動火災報知設備
(1)	イ	劇場・映画館・観覧場	12	17
(2)	イ	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ	-	-
	ロ	遊技場・ダンスホール	6	22
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	-	-
	ニ	カラオケボックス等	-	8
(4)		百貨店・マーケット	59	461
(5)	イ	旅館・ホテル・宿泊所	40	102
(6)	イ	病院・診療所・助産院	37	197
	ロ	老人短期入所施設等	6	108
	ハ	老人ディサービスセンター等	8	197
(9)	イ	蒸気浴場・熱気浴場	2	5
(16)	イ	特定用途が存在する複合対象物	145	864
(17)		重要文化財等	4	53
合 計			319	2,034

(注) 平成22年版金沢市消防局消防年報による。

(ウ) 過去5年間の違反件数

自動火災報知設備と屋内消火栓設備に関する過去5年間の違反件数は表33のとおりである。消防局担当者によれば、金沢市内で緊急を要するような重要な違反はないとのことである。

表33 消防用設備等の設置に係る違反件数

	屋内消火栓設備違反	自動火災報知設備違反
平成 19 年	32 件	116 件
平成 20 年	27 件	52 件
平成 21 年	17 件	43 件
平成 22 年	16 件	46 件
平成 23 年	21 件	49 件

金沢市火災予防査察規程によれば、第9条の査察員の心得において、査察対象物の関係者、防火管理者等責任のある者の立会いを求めると規定されている。これは、検査の実効性を高めるためや、危険個所への立入の際の安全確保等の観点からと解説されている（平成21年度立入検査実務研修テキスト-違反是正支援センター）。また、査察結果については、査察対象物について改善すべき事項があると認めるときは、関係者に対し書面を持って通知することと規定されている（15条の2）。この通知書の交付は、通常であれば検査終了後に定型の様式でその場で交付することになるが、記載内容によっては定型外の様式で別途作成し、後日交付することになる場合がある。立入検査結果通知書の定型の様式には、立会者欄が設

けられており、立会者に通知内容について署名をもらうことになる。今回閲覧した立入検査結果通知書に非定形のものがあったが、立会者欄が設けられていなかったため、立会人の署名がなかった。

立会人の署名の意味は、違反事実の内容によっては、その後の告発等を行うことになるような場合に、行政側の指導状況を証明するためとされているが、立会者欄への署名を拒否された場合は強制的に執行させることはできず、拒否に対する罰則があるわけでもない。しかし、そもそも欄が設けられていなければ、署名を依頼することもないであろうし、違反事実に対する改善計画とその実施状況を消防局として継続して指導していくことが求められている（第18条）こともあり、立会いを行った者の署名を残せる書式とするよう改善することが望ましい。

**【意見】**

消防局の指導状況を記録に残すためにも、すべての立入検査結果通知書に立会者の署名欄を設け、署名を求める必要がある。

(3) 消防同意・危険物保安について

消防局は、消防法等に基づき、各種確認等を行っている。主な業務としては、消防法第7条に規定される建築物の許可・認可・確認の際の消防長又は消防署長の同意、消防法第11条に規定される危険物製造所、貯蔵所又は取扱所の設置に関する市長の許可を行う際の各種検査の実施、それらの変更や廃止の確認、また、金沢市火災予防条例第47条に規定される指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵又は取り扱うタンクの製造・設置に関する水張検査・水圧検査等である。

(ア) 消防同意及び設置許可等の取扱状況

上記業務の平成22年度の取扱状況は表34及び表35のとおりである（いずれも平成22年版金沢市消防局消防年報による。）。

表34 消防同意件数（平成22年度）

新築	増築	改築	移転	用途変更	修繕 模様替	計画変更	計
577	115	4	0	28	0	61	785

表35 危険物施設の申請・届出等の状況（平成22年度）

申請及び届出の種類		設置許可申請	変更許可申請	設置完成検査申請	変更完成検査申請	仮使用承認申請	変更届	品名数量等変更届	譲渡引渡届	廃止届	その他
施設別											
製造所				1							
貯蔵所	屋内	2	2	3	2			6		3	20
	屋外						1		1	2	6
	屋内タンク	1		1			8				
	屋外タンク	1	7		10	2				5	46
	移動タンク	3	22	3	23		3	3	18	13	7
	地下タンク	3	6	1	5		2		6	23	31
取扱所	給油	1	20	1	20	19	44		1	7	186
	一般	4	9	4	10	7	4	1	2	7	14
	移送		4		5	2	1	1			8
	販売										
合計		15	70	14	75	30	63	11	28	61	318

(イ) 検査済証伺い

上記の業務フローは、概ね申請書を受理したのち、確認の実施、検査済証等の交付伺い、検査済証等の交付になる。今回、危険物製造所等検査関連及び水圧・水張検査関連帳票を閲覧したところ、検査済証交付伺いに以下のような事例が見受けられた。

完成検査

	内容	受付	検査	発議	決裁	その他特記事項
①	危険物移動タンク貯蔵所変更	平成22年5月11日	平成22年6月8日	平成22年6月8日	平成22年6月10日	申請書の手数料欄が空白
②	危険物地下タンク貯蔵所変更	平成22年8月26日	平成22年8月31日	平成22年8月26日	平成22年9月1日	発議が検査前

完成検査前検査

	内容	受付	検査	発議	決裁	その他特記事項
①	水圧検査	平成22年5月20日	平成22年5月24日	平成22年4月24日	平成22年5月25日	発議が受付前
②	水圧検査	平成22年5月20日	平成22年5月24日	平成22年4月24日	平成22年5月25日	発議が受付前
③	水圧検査	平成23年2月25日	平成23年3月4日	平成23年4月7日	平成23年3月7日	発議と決裁が逆転

## 許可

	内容	受付	許可	発議	決裁	その他 特記事項
①	危険物移動タンク貯蔵所変更	平成 22 年 10 月 12 日	平成 22 年 10 月 18 日	平成 22 年 10 月 14 日	平成 22 年 10 月 20 日	決裁前許可

検査済証交付伺いは、金沢市文書取扱規程第16条にある文書管理システムによらない起案文書である。同条では、

(1) 内容が軽易でその文書の余白に処理案を記載できる場合 又は

(2) 常例又は軽易な事項について簿冊等に記載して処理できる場合

には文書管理システムによらない起案・決裁ができる旨規定されているが、第3条において文書はすべて正確かつ速やかに取扱うことが文書取扱の原則とされているように、文書管理システム外の起案文書であっても、その内容は正確に記載し、決裁を受ける必要がある。平成22年度だけでこれだけの不備が発見されると、そもそも検査済証等の発行に際して、担当職員以外による慎重な確認がなされているのかどうか懸念がある。なお、完成検査①の申請書の手数料欄が空白の案件については、監査期間中に手数料は入金していたと消防局担当者から報告を受けている。

### 【指摘事項】

検査済証の交付に際して、二重審査を行うなど、文書管理上のミスを防止する仕組みを構築する必要がある。

(4) 行政財産の目的外使用許可について

行政財産の目的外使用の一覧は表36のとおりである。使用料免除となっている契約で特に問題があると思われる契約の相手方はなかった。

表36 行政財産の目的外使用一覧表

	件名	設置場所	サイクル	使用料	21年	22年	23年	24年	25年	26年
3	PHS基地局	山科町防火水槽	3年	有	○	/	/	○	/	/
4	防災資機材倉庫	赤土町防火水槽	毎年	免除	○	○	○	○	○	○
5		折谷町防火水槽	毎年	免除	○	○	○	○	○	○
6		大野町5丁目防火水槽	毎年	免除	○	○	○	○	○	○
7		大野町6丁目防火水槽	毎年	免除	○	○	○	○	○	○
8		若草町防火水槽	毎年	免除	○	○	○	○	○	○
9		卯辰町防火水槽	毎年	免除	○	○	○	○	○	○
10	ポンプ置場	城力町防火水槽	毎年	免除	○	○	○	○	○	○
11	県防災倉庫	臨港消防署敷地内	毎年	免除	○	○	○	○	○	○
12	運動用広場	金石西4丁目防火水槽	毎年	免除	○	○	○	○	○	○
13	地下水調査装置	金石西4丁目防火水槽	毎年	免除	一時 撤去	○	○	○	○	○
14	県総合防災 情報システム	消防局庁舎内	毎年	免除	○	○	○	○	○	○
15	消防指令業務 共同化	消防局庁舎内	毎年	免除	○	○	○	○	○	○
16	汚水ポンプ制御板	湖南分団機会器具置場	3年	免除	○	/	/	○	/	/
17	下水道雨水函渠	消防局用地(泉本町7丁目)	3年	免除	/	○	/	/	○	/
18	自動販売機 (ジュース)	消防局庁舎内	毎年	有	○	○	○	○	○	○
19		消防局庁舎内	毎年	有	○	○	○	○	○	○
20		泉野出張所庁舎内	毎年	有	○	○	○	○	○	○
21		消防局庁舎内	毎年	有	○	○	○	○	○	○
22		鳴和出張所庁舎内	毎年	有	○	○	○	○	○	○
23		味噌蔵出張所庁舎内	毎年	有	○	○	○	○	○	○
24		駅西消防署庁舎内	毎年	有	○	○	○	○	○	○
25		玉川出張所庁舎内	毎年	有	○	○	○	○	○	○
26		金石消防署庁舎内	毎年	有	○	○	○	○	○	○
27		臨港消防署庁舎内	毎年	有	○	○	○	○	○	○
28		高尾台出張所庁舎内	毎年	有	○	○	○	○	○	○
29		訓練場敷地内	毎年	有	○	○	○	○	○	○
30	自動販売機 (たばこ)	消防局庁舎内	毎年	有	○	○	○	○	○	○
31	説明版	味噌蔵出張所敷地内	毎年	免除	○	○	○	○	○	○
32	電柱	田上分団敷地内	3年	有	X	○	/	/	○	/